

羽
小
村
誌
全

11

324

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5

始





目 書 用 引

讚岐墟考
 讚岐史要
 全 讚 史
 香川縣史
 南海通義
 生駒記
 讚岐人物傳
 日本史略
 皇朝史略

續日本後記
 續皇朝史略
 にほんれきし
 日露大戦史
 讚岐簪筆錄
 近 譬 要 錄
 雅言假字格
 竹内家々集
 以上

竹内長正氏

大 正
 9. 2. 10
 寄 贈

目 次	
第一篇 沿革……………一	第四篇 教育……………六
一項 總覽	一項 幕府時代
二項 沿革	二項 維新以來
三項 制度	第五篇 地誌……………三
第二篇 社寺……………二〇	第六篇 系圖及人物……………九
一項 神社	第七篇 復讐……………九
二項 寺院	第八篇 青年會……………五
第三篇 忠烈……………三〇	

序

畏くも大正四年即位の大典を挙げさせ給ふに方り本會は特に之か紀念の爲同年七月二十日役員會を開き羽床村誌の編纂並に紀念造林を企劃し時の先覺者秦市郎氏を編纂主任に仰き一方村有志の援助を乞ひ會員協力實際の調査に勤め大正五年略編成し茲に憲法發布三十年紀念日をトし完成を見るに至りしは不肖の最も欣幸とする所なり

即ちこれに依りて即位の大典を長へに紀念し併せて秦先生並有志會員諸彦の努力を謝すると俱に將來の參考に資せんとす

紀元二千五百七十九年二月十一日

羽床青年會長 宮 武 文 一

引

我羽床村從保安年間以前稱羽床郷有廳治焉與他村不同而未有村誌以徵文獻者深以為憾焉大正四年冬十月 今上陛下舉行即位大典頃羽床青年會首唱編纂村誌以為其紀念屬余以編纂之事余義不可辭爾來蒐集諸書驅使筆墨閱年餘而始告成矣夫史者所以辨得失明是非也無史則已苟有史則宣使得失是非一目瞭然村誌亦然此編雖微而精神所注庶足以為我郷文獻之資歟

大正六年五月一日

編纂者 勳七等 秦 市郎 誌

羽 床 村 誌

第一編 沿革

總 覽



羽床村は、香川縣綾歌郡の中央に位し、琴平町より、東方三里の所にあり、東及西は、半は丘陵半は平野を以て、羽床上村及栗熊村に接し、南は山岳を以て、長炭村に、北は平野を以て、富熊村瀧宮村と境を接へ、綾川は、東北部を北に流る、幅員、東西十九町、南北一里十二町、〇、四二四方里にして、地勢は、南に高く北に低く、山地平野相半せり、殊に南西は、峰巒連亘し、其最も峻嶒なるものを、鷹見峰及堤山となし、堤山は一名羽床富士と稱し、其形恰も駿河富士に肖たり、東北には、綾川の清流あり、山水共に、明媚の地なり、道路は、高松市より琴平町に通ずる縣道、栗熊村にて分岐し、村の中央を貫通して、遠く徳島縣に達することを得べし、右幹線より、各方面へ里道を通ず、殊に新に、福田川の傍より、綾川を北に添ひ、白髮潭より北小野浦山に至りて縣道に通ず、之を御即位記念として、宮武諭の、開鑿せし宮武道といひ、交通甚便なり、全村の戸數は三百八十六戸にして、人口二千二百四十九名を有し、物産は、農産を主とし米麥を生ず、工産物にありては、麥稈真田、埴叭、竹細工等あり。

沿革

羽床村の太古は、遼として、今や之を、考證すべき史料なし、中世に至りて、莊園の制度を設けられ、阿野郡の九郷の内に、羽床郷あり、郷は壹原、瀧宮、小野、北村、羽床下、羽床上、牛川、西分及東分にして、現今の羽床村、羽床上村、瀧宮村、西分村及山田村の大字東分なり、鳥羽天皇の朝、保安元年、從三位中納言藤原家成、讃岐守に任せられ、綾大領貞宣の女を娶り、藤原章隆を産む、章隆の嗣子資高、初めて羽床莊司となり、資高の三男重高、嗣きて羽床莊司となるに及び、羽床を以て氏となす、資高、重高の羽床莊司たりしは、源平時代にして、其後北條氏、南北朝、足利氏、織田氏の時代に於ける、記録見るべきものなしと雖も、羽床氏羽床莊を管領せしことは、疑あるべからず、豊臣時代に至り、天正年間、土佐城主長曾我部元親、土佐より出で、伊豫に入り、鉾を轉じて讃岐に来る、當時羽床城主羽床伊豆守資載、之と戦ひ、一度は之を敗りしも、戰遂に利あらず、彼が軍門に降を請ひぬ、然るに天正十一年、豊臣秀吉は、十河存保の請を容れ、其將仙石秀久をして、元親に當らしめ、且同十三年、秀吉自ら來りて元親を伐たんとす、元親因て和を請ひ、同十五年、秀吉更に讃岐國を、生駒親正に與へたり、依て羽床氏は、豊臣時代に滅亡し、越て徳川時代に至り、寛永十九年、水戸の藩祖源頼房の長子頼重、新に讃岐國守に任せられ、高松藩拾貳萬石を食む茲に於て、各村に政所を置きて、村政を司らしむ、元祿年間、曇きの羽床氏の支族、竹内利右衛門長明、羽

床下村政所となり、後文政十年、竹内傳左衛門長安、羽床上村下村の庄屋となり、天保七年、職を嗣子竹内廣三郎長光に傳ふ、長光は、明治二年六月、高松藩々籍を奉還するに及びて、職を辭す、同年九月、百姓共村吏の出納事務上、疑團を抱き、訴訟のことあり、高松藩執政松崎澁右衛門、羽床下村へ派遣の命を受け、同月八日發程せむとす、其前夜、側用達鈴木勇君命を傳へて曰く、公着用の紋附羽織を賜ひ、慰勞となさんとすと、茲に於て松崎氏は、翌早天登城し、恩を謝し、直に發程するに決したるに、翌九日午後登城すべき旨通報あり、松崎氏同刻登城の途中、城内櫻の馬場に臻る時、突然、軍務長山本新平外十餘人、來り刺殺せらる、此事よりして、訴訟事件一時頓挫を來したる折、北村江川勉瀧宮村綾川實の兩人、村吏と百姓との中間に立入り、仲裁の勞を採り、訴訟を取下げ、必至難澁人救助の名の下に、村吏連帶銀札五拾貫目を出し、釋濟となる、小野村は、天保年間、狀繼役たりし川崎又三郎庄屋となり、後職を嗣子米三郎に襲ぐ、後庄屋の名目を里正と改稱し、羽床下村里正長尾新三郎、小野村里正宮武吉太郎なり、時に高松藩主松平頼聰、朝命を奉じ歸京の止むべからざることを、人民に周知せしむるを旨とし、直書を出せしに、人民共其主意を誤聞して、黨徒を結び、阿野郡坂出以南の、大小里正の邸宅に放火し、小野村里正宮武吉太郎邸宅を焼き、已に羽床下村に來らむとせしとき、官の戒嚴に畏縮し、暴徒は退散したり、明治五年五月、區畫を置かる、山田下村、牛川村、羽床上村、北村、羽床下村を四十九區とし、戸長を置ぐ、其戸長の下に、各村受持の村役人を置ぐ、當時の村役人は片山暉意、水原龜三なり、小野村は、第四十八區に屬す、此とき戸籍編成さる、同

六年徵兵令實施せらる、同年六月血税の二文字より誤り、西讃比地、中村暴民起り暴動し、中村以東、我羽下村役人片山暉意、水原龜三の邸宅及舊藩主所用所庫を燒盡し、暴民等粉所村尾の峰に至るとき、官兵數小隊の發砲進撃に遭ひ、暴民等忽ち退去し、茲に事平ぐ、同七年二月、區畫を改正し、十二大區、八十八小區とし、我羽床下村は、五小區にして、小區長は蒲生鐵五郎、次に奥村潔、江川勉、吾村の受持戸長は片山暉意、水原龜三、小野村は竹内全吾、後水原龜三辭して田岡光大之に更る、後片山暉意五小區副小區長となり既にして小林甚八之に更る、同八年、地租改正、同十一年七月、羽床下村受持戸長田岡光太辭任、秦市郎後任となる、後五小區副小區長小林甚八辭任、水原龜三之に更る、同年十二月、廢區となり、郡に郡長、村に戸長を置き、戸長は民撰とし、同十二年二月一日、秦市郎戸長となる、小野村は、竹内全吾戸長たり、同年六月、虎列刺病流行蔓延、各村該病患者多し、羽床下村、羽床上村、北村、小野村の虎列刺病死體埋葬場を奥谷官林内に官より設けられ、是を以て北村より、死屍を運搬し來り、羽床上村尾狹池諸渚に來るとき、吾羽床下村の村民之を聞き、村民黨徒數百人、奥谷官林内に潛み、發砲し事大ならむとするとき、當時の戸長秦市郎、村民の憂患を解かん爲め、阿野鞆足郡長山田政平に向ひ、虎列刺病死體埋葬場變更を申立て、終に該病死屍埋葬場を、各村に設くる事となり、大事に至らずして止む、同十三年八月、山林原野地租改正を遂ぐ、同十五年五月、羽床下村戸長改撰、秦市郎再當選戸長となる、同十五年七月、戸長秦市郎辭任改選、片山暉意當選戸長となる、これより先、同十四年七月、小野村戸長竹内全吾辭職、宮武諭就任、同十二年二月

以降同十八年一月までは、役場は多く戸長の自宅なり、同十八年一月組合村となり、羽床下村は、羽床上村牛川村の三ヶ村組合となり、水原二九次官撰戸長たり、小野村は、北村、萱原、瀧宮村の四ヶ村組合となり竹内全吾官選戸長となる、當時の羽床下村組合役場は、羽床上村に、小野村組合役場は、瀧宮村なり、同二十三年三月、町村制實施、各村々長を公選す、吾が羽床村は、片山暉意村長の職に就く、區域は大字羽床下大字小野を以て、新村羽床村と稱ふ、同二十七年八月、征清戰宣の 詔勅煥發せらる、羽床村出征軍人數は十名にして、同二十八年三月に至る迄、連戰連捷清國を膺懲して、凱旋を遂げたり、此戰役中、村長は通常事務と軍事々務とを、遺憾なく行ひたり、然る處、三十年初春頃より、重患に罹りしも出務し居りしが、遂に其四月に至り、村長病死せり、宮武諭羽床村長の職に就く、暫くにして職を辭す、其後任は宮武松次なり氏は就任するや、其第一歩として學校建築に着手し、其の建築主任者として、前村長宮武諭に委嘱し、村民をして各自寄附をなさしむ、此の大工事と同時に、栗熊村境渡池より、東羽床上村境走り下に至る間、凡十八町餘の郡道改修成る、其主幹者眞鍋愛三郎なり、此時代こそ羽床村治全盛とも謂ふべし、此時の助役は、老練なる小林甚八なり、同三十七年三月、滿期により宮武村長退職す、茲に於て羽床村會は、後任者選舉村會を開き、秦市郎當選、同三十七年三月三十日就任す、其の前月即二月十日征露戰宣の 詔勅煥發せらる、是を以て我羽床村は、現役及後備兵三十有五人、遠征の途につく、此役や實に、曠古の大戦にして、旋乾轉坤活劇の裡、勇敢壯烈、拔山倒海壯觀の間、羽床村は、前記の軍人中六人の戰病死者を出す、此間盡忠殉國

の蹟を残し、護國の大義を知らしめ、大に尙武の志氣を勵まし、村民は國債の應募に心傾け、就中宮武諭は第一回より第四回に至るまで、他に應募者なくば、幾千圓なりとも應募の覺悟あることを漏らせり、一方には羽床婦人會起り、宮武花子之が會長たり、會長は日夜出征者の留守宅を訪問し、出征軍人に對しては、幾十回となく慰問狀を發し、又は物品を郵送し、以て戰士を慰むる等牧擧に違なし、當時の村長秦市郎は、豫備後備軍人召集令の取扱、出征軍人の送迎、國債の募集等軍國事務の多端なりしこと、今尙村民の記憶する所なり、之より先き鷹見峰の、栗熊村と羽床村との境界につき、今を去る凡貳百年以前に、爭論起り、羽床村は、地名幟尾の峰を境界なりと主張し、栗熊村は鳥上の尾と主張し、雌雄決せず、時の大庄屋、雙方の爭論の地を踏査し、大庄屋の裁決に、兩村争點の中心則ち幟尾の峰と、鳥上の尾との間の谷川を、境界と定められしと口碑に傳へ來りしに、明治初年、地引村圖を兩村の勝手に製せしより論争起り、同十二年以來、兩村の融和を缺きしに、同三十九年六月頃より出訴に傾き、栗熊村よりは、宇湯船の内馬不行岡より續きたる上部の尾團子岩の西部と主張し、吾羽床村は宇打越阿彌陀堂の北の山路を起點とし、一直線に谷川の水流を古來よりの境界と主張して止まず、六月末日兩村民數百人現場に來り、互に示威運動に餘念なく、不穩の模様あり、瀧宮警察署巡查出張し、雙方人民に懇諭を加へ、漸く退散せり、後愈出訴の止むなき場合、當時の郡長稻葉修敬、川津村山口孫一、羽床上村田岡茂太郎の三氏、仲裁に立入れ、栗熊村、羽床村の總代を、鷹見峰山麓宇湯船谷に召集し、實地に就きて双方争點の中央なる湯船休場を、西南に登りたる小川の裾より、地形三角形なる上部より垂針様なる件の小川の裾に境石建て、夫より山の尾流を南へ登り、順次境石を建つ、上り、字鳥上の絶頂に至り、其の絶頂長炭村の境に終末の境石を建て、茲に平和の局を結びたり、當時の栗熊村長は熊田長造、羽床村長は秦市郎なり、同四十年十月十四日、村長辭任宮武松次之が後任となる本村長任期の前半まで自治政完全なりしが、晩期に至りて村民中甲と乙との黨派を萌さし、自治團體に瑕瑾を生せんとする傾向ありしを監督官廳の認むる所となる、此より先宮武村長辭職をなす、依て郡書記藤澤三四郎派出、羽床村長事務に従事す、其間一ヶ年餘なり、同四十五年二月、吉馴義信來りて羽床村長の職に就く、同氏は綾歌郡法動寺村の人にして、沈着忍耐の性を具備し、克く事を理解す、是を以て羽床村民甲と乙との意志齟齬の萌芽を未發に禦がんとせし折柄、羽床青年會幹部の活動と、當時の郡長樋口徳太郎の熱誠と村長吉馴義信の誠意とに依り、意志疎通を觀るを得たり、且數年來懸案中なりし、羽床村隔離病舎を建築し竣功を告げたり、又宮武村長在任中に係る羽床尋常小學校建築寄附金未収入金の大整理を施し完結を告ぐる等、村治改善の緒に就きぬ、時に任期滿了、首尾を遂げ幾多の功蹟をのこして故郷に歸らる、時に大正五年二月五日なり、大正五年二月より大正六年三月に至る間は、村長關員、村長事務代理助役眞鍋澤太郎勤務し同年三月助役收入役辭任す、同六年三月、監督廳は、羽床村長事務代理者に、志度町の佐々木趙太郎を、收入役事務代理者に本村の勝浦梅を指遣さる、同六年五月、羽床村會は議員の補闕選舉村會を開き、本村の定員村會議員拾貳名を得て、直に村長選舉村會を開きしに、小林茂一郎村長に當選、六月二十六日就任、これ

の蹟を残し、護國の大義を知らしめ、大に尙武の志氣を勵まし、村民は國債の應募に心傾け、就中宮武諭は第一回より第四回に至るまで、他に應募者なくば、幾千圓なりとも應募の覺悟あることを漏らせり、一方には羽床婦人會起り、宮武花子之が會長たり、會長は日夜出征者の留守宅を訪問し、出征軍人に對しては、幾十回となく慰問狀を發し、又は物品を郵送し、以て戰士を慰むる等牧擧に違なし、當時の村長秦市郎は、豫備後備軍人召集令の取扱、出征軍人の送迎、國債の募集等軍國事務の多端なりしこと、今尙村民の記憶する所なり、之より先き鷹見峰の、栗熊村と羽床村との境界につき、今を去る凡貳百年以前に、爭論起り、羽床村は、地名幟尾の峰を境界なりと主張し、栗熊村は鳥上の尾と主張し、雌雄決せず、時の大庄屋、雙方の爭論の地を踏査し、大庄屋の裁決に、兩村争點の中心則ち幟尾の峰と、鳥上の尾との間の谷川を、境界と定められしと口碑に傳へ來りしに、明治初年、地引村圖を兩村の勝手に製せしより論争起り、同十二年以來、兩村の融和を缺きしに、同三十九年六月頃より出訴に傾き、栗熊村よりは、宇湯船の内馬不行岡より續きたる上部の尾團子岩の西部と主張し、吾羽床村は宇打越阿彌陀堂の北の山路を起點とし、一直線に谷川の水流を古來よりの境界と主張して止まず、六月末日兩村民數百人現場に來り、互に示威運動に餘念なく、不穩の模様あり、瀧宮警察署巡查出張し、雙方人民に懇諭を加へ、漸く退散せり、後愈出訴の止むなき場合、當時の郡長稻葉修敬、川津村山口孫一、羽床上村田岡茂太郎の三氏、仲裁に立入れ、栗熊村、羽床村の總代を、鷹見峰山麓宇湯船谷に召集し、實地に就きて双方争點の中央なる湯船休場を、西南に登りたる小川の裾より、地形三角形なる上部より垂針様なる件の小川の裾に境石建て、夫より山の尾流を南へ登り、順次境石を建つ、上り、字鳥上の絶頂に至り、其の絶頂長炭村の境に終末の境石を建て、茲に平和の局を結びたり、當時の栗熊村長は熊田長造、羽床村長は秦市郎なり、同四十年十月十四日、村長辭任宮武松次之が後任となる本村長任期の前半まで自治政完全なりしが、晩期に至りて村民中甲と乙との黨派を萌さし、自治團體に瑕瑾を生せんとする傾向ありしを監督官廳の認むる所となる、此より先宮武村長辭職をなす、依て郡書記藤澤三四郎派出、羽床村長事務に従事す、其間一ヶ年餘なり、同四十五年二月、吉馴義信來りて羽床村長の職に就く、同氏は綾歌郡法動寺村の人にして、沈着忍耐の性を具備し、克く事を理解す、是を以て羽床村民甲と乙との意志齟齬の萌芽を未發に禦がんとせし折柄、羽床青年會幹部の活動と、當時の郡長樋口徳太郎の熱誠と村長吉馴義信の誠意とに依り、意志疎通を觀るを得たり、且數年來懸案中なりし、羽床村隔離病舎を建築し竣功を告げたり、又宮武村長在任中に係る羽床尋常小學校建築寄附金未収入金の大整理を施し完結を告ぐる等、村治改善の緒に就きぬ、時に任期滿了、首尾を遂げ幾多の功蹟をのこして故郷に歸らる、時に大正五年二月五日なり、大正五年二月より大正六年三月に至る間は、村長關員、村長事務代理助役眞鍋澤太郎勤務し同年三月助役收入役辭任す、同六年三月、監督廳は、羽床村長事務代理者に、志度町の佐々木趙太郎を、收入役事務代理者に本村の勝浦梅を指遣さる、同六年五月、羽床村會は議員の補闕選舉村會を開き、本村の定員村會議員拾貳名を得て、直に村長選舉村會を開きしに、小林茂一郎村長に當選、六月二十六日就任、これ

と同時に、村長事務代理者佐々木趙太郎解任せらる、同七年十二月秦市郎助役に就任し、同八年四月收入役事務代理勝浦梅辭任し、同年七月竹内幸一收入役に就任す。

制 度

一、幕府時代には、各郡に左記の役人を置く、

郡奉行一人、代官二人、大庄屋(大里正)二人

同時に各村に左記の役人を置く

庄屋(里正)一人、藏組頭(藏保長)一人、

組頭二人或は三人、肝煎二人

附言、當時の大庄屋は、阿野郡南は小野村奥村宇右衛門、羽床上村原田兵七、羽床下村庄屋は、竹内廣三郎長光、藏組頭は、三好伊平太、組頭は傳助(長尾半吾父)、横次郎(小林茂一郎祖父)、半太郎(小田久次祖父)なり、

一、神社々司、寺院住職は、寺社奉行の支配を受く、

一、宗門改は、毎年正月中之を行ひ、其出役は、大抵は代官所の手代、庄屋へ出張し、宗帳とて、横綴の帳面に、一、家内何人、一牛何匹、宗旨は真宗、浄土宗、真言宗、日蓮宗等を認め、相違なき旨、各自に

捺印を爲さしむるを法とす、

但、當時は百姓共は、大抵印形を所持せず、故に庄屋の手許には、各様の粗製の小さき印形を、珠數綴りに爲し置き、宗門改等の折、百姓共の印形として、名の下に捺せしむ、

一、幕府時代の庄屋は、行政司法の権限を帯び、百姓共相互の、田地山林の境界の争論あるも、一に組頭、

二に庄屋、三に大庄屋に出願の順序にて、渾て事實の裁判なり、

一、出納事務は、藏組頭の職責にして、庄屋の下に執務を爲し、監視の任は、長百姓にして、一村に十人或は八人或は五人とし、村の大小に應じ、人選し之を定む、一度其選に當る家は、普代にて、祖父、父、子、と順次其職に就く、

當時の羽床下村の、長百姓は左の如し、

官十郎、太長次、次郎八、喜四郎、喜久次、喜三郎、伊平大、傳七、友三郎、喜之助。

一、藩主年貢米倉を、所藏と稱し、羽床下村、小野村に各壹個あり、歳秋末、百姓より年貢米を收納し之を入れ置く、之が管理者を、藏組頭或は藏保長といふ。

一、所藏所、揭示の制札文句左の如し。

一、公儀の制札には、切支丹宗門禁制、其の他人道の事。

一、藩主の制札には、博奕、黨徒、直訴、喧嘩、口論停止の事。

一、官名は 執政

矢野源右衛門
大久保飛彈

一、税法は、田の位、畑の位、山林の位を定む。其定め方、田は一上々田、二上田、三中田、四下田、五下々田、畑は一上畑、二中畑、三下畑、四下々畑、山林は一上林、二中林、三下林の區別あり。

一、上々田	壹段歩、	高壹石五斗
一、上	田壹段歩、	高壹石參斗
一、中	田壹段歩、	高壹石壹斗
一、下	田壹段歩、	高九斗
一、下々田	壹段歩、	高七斗
一、上	畑壹段歩、	高壹石
一、中	畑壹段歩、	高八斗
一、下	畑壹段歩、	高六斗
一、下々	畑壹段歩、	高三斗

一、山林の高は上中下の三段にして、山銀とて銀を以て定む。

一、年貢米を定むるを米盛と言ひ、上々田壹反歩奥谷免五つの免なれば、前顯の高壹石五斗に、免の五を掛け七斗五升、之を取米と言ひ、取米七斗五升到三を掛けたるものを口米と言ふ、高壹石五斗に四を掛けたるものを四分米と言ひ、これは池々川々道路等の修繕、堤防築立又は池更開等、工事一切に用ゆ、又一つ成として高壹石に壹斗宛の米を取立、諸役費に用ふる例もありたり。

一、年貢は、總て正米に限り、入實は、壹俵四斗六升、二俵半を以て、壹石と定め、徴集は、陰曆十月より十二月までにて、百姓は、俵装を終れば、直に其村の所藏に納む、大の倉庫は、宇多津に設けあり、村の百姓は、猫車に一俵或は二俵を載せ、宇多津に運ぶ、之を藏下といふ。

一、田地の免の高き村には、破免として立毛を檢査して、年貢を減する事あり。

一、上々田壹段歩、高壹石五斗、

一、井手上七つ一步、

一、此取米壹石六升五合、

一、稻立毛の坪刈りをする、

一、一坪に粃五合を取る、

一、壹反歩の取粃壹石五斗、

一、籾四分摺り米六斗なり、

一、米六斗を前願の取米より減すれば其年限り年貢米四斗六升なり、

一、破免見改め役人は、代官にして、之を大檢見様と言ふ、俗につげの殿様ともいふ、つけとは破免の事をいふなり、之が隨行は手代一人手引は庄屋及組頭なり、代官、手代、の待遇は山海の珍味を調ひ優待せり。

一、幕府時代には、二十五戸に觸頭役一人、其配下に五人組合頭五人あり、此五人組合は、吉凶を俱次し、互に善を勧め悪を去り、互に相戒め相救へて、矯風に力を致す、若五人組合中一人の出奔人を出だすときは、組合の落度として所罰せらる、故に共に吟味をなし、法に戻る人少なし。

○幕府時代田地讓渡證

永代田畑讓渡手形之事

同所南

同所西三畝二十壹歩之内

一下畑壹畝三步

一中畑貳畝歩

高六升六合

高壹斗六升

右之内

一下々田壹畝拾五歩

但西谷川横井掛りに而上々田三畝拾五歩之内へ用水井手附

高壹斗五合

相掛りに在之

畝メ四畝拾八歩

高メ三斗三升壹合

一米貳斗五升貳合

即御貸免添

一麥三升壹合

麥種子元添

右は、我等持高、勝手之筋之在候ニ付、此度右畝筆之分、代銀四百二十六匁也請取、永代讓渡候間、其方持高に可相成候、然る上者、御年貢米諸役等、其方に御勤被成候、右田畑に付、子々孫々に至る迄、懸訴妨申間敷候、爲後日、庄屋、組頭加判、依而如件、

阿野郡南羽床下村田畑讓渡主

嘉永二年酉十二月

同	同	同	組	體	伴
			頭	人	次
					半
					助
					郎
					門
					助
					衛
					兵
					衛

庄屋

竹内廣三郎長光

同村

恒右衛門殿

大正屋裏書

表書之通相違無之者也

大庄屋

奥村宇右衛門

原田兵七

附言、右の如き手續を経て、庄屋に保留しある順道帳の、元持主名前の上に張紙をなし、庄屋の印形を以て、張紙と地紙とに割印をなし、其肩書に年月日譲受くと、記して、後證とせり。

○幕府時代の年貢納通
(用紙緒々様
二ツ折裏書)

貞七安永九子の御年貢米納通

高拾參石貳斗五升壹合

藏組頭 治郎太夫

一米九石參斗壹升參合

内

一米六斗參升七合

九月廿四日

一米八斗

一米壹石貳斗

一米參石參斗四升

一米六斗

一米貳斗

一米四斗

一米參斗

一米壹斗五升

七石五斗七升七合

引壹石七斗參升六合

一米五斗貳升參合

御手元

貞七斗

權七斗

貞七斗

六郎斗

平藏斗

太郎右衛門斗

常八斗

貞七斗

未進用

一米貳斗六升九合

一米貳合

一米壹斗六升四合

一米七升九合

引 貳石壹斗二升七合

一米壹斗八升四合

一米貳斗七合
一米貳升貳合
一米五斗貳升參合

秋下ケ

夏下ケ

未進

下ケ立

御貸免方

直納

未進

後日用

人足賃十一人九分

運賃

わり米納

引 七斗五升貳合

一米壹斗七升

一米六升四合

引 壹石參斗貳升五合

一米壹石參斗
一米七升

引 壹石參斗七升
引 參升五合

未進

人足賃

太郎右衛門付

半九郎付

手形納
常八付

一米參斗七升
引參斗參升五合
一米貳斗
一米壹升壹合
貳斗壹升壹合
引壹斗貳升四合

内

一米壹斗
一米貳升四合

右之通指引相渡申候

六月

七郎方付

未進

六郎

左次郎

未進

權七

立渡ス

藏組頭

治郎太夫

藏組頭
治郎太夫

貞七殿

○冥加米受取書

覺

一米六斗

阿野郡羽床下村百姓

佐平次

右者、此度、爲冥加、指上申度段、寄特之事に候、依て、取納指上可申候 已上

文政十三丑年十二月

深井權左衛門

杉野九郎左衛門

松井左七郎

○御用銀受取書

覺

一銀札百目

右之通、御用銀請取申候 已上

慶應四年辰參月拾日

宮武理左衛門

羽床下

恒右衛門殿

第二編 社 寺

神 社

御山八幡宮 祭神應仁天皇、在羽床上村

香川縣史曰、瀧宮村大字北にあり、仁和年間の勸請と云ふ、之に因れば菅原道真公、讃岐守たりし時なりしを知るに足る。

全讃史曰、羽床伊豆守先祖也、後以應神帝配之、羽床上下、小野、有岡、北村五村之社也、乙武河内主此祠、此二説を總合するに、香川縣史に曰ふ如く、仁和年間に勸請ありしを、羽床伊豆守之を信仰し武運を祈り、伊豆守没後、羽床上下、小野、北村の民庶、崇敬せしこと疑なし、就中羽床下村の主たることを證せんに、八幡宮大祭儀式の神饌の一なる、福壽を(俗に云ふ甘酒)、羽床下村祝家、毎年新穀を以て之を醸し奉尊す、渡御の時も羽床下村の祝家、之を捧げ持ち旅所に至る古例なり、今は唐櫃に入れ之を送致す且式場の順序も羽床下村は左側の上席、次に小野、右側の上席羽床上村、次に北村、之に次て大祭の時の神具則ち四神の如きも、羽床下村小野村左側に列子置く、大祭の控席も、羽床下村、左側の上席、次に小野村、右側の上席羽床上村、次に北村、旅所參列及獅子奉納の席次も同じ、以上何れに據るも元來羽床城主

羽床伊豆守の居村を先としたることを知るべし。

大祭日氏子參集の時間は、往古は巳の刻(今の十時)と定む、而して各祝家と祝家との恒例として、最初控所に到着するや、先づ羽床下村祝家より、羽床上村の祝家へ禮物として、福壽所謂甘酒を家鈴子に入れ、羽床下村と名刺を貼し、大の熨斗を附し、祝家所屬の重立ちたるもの一人、羽織袴にて扇子を手に持ち、威儀を整へ、先に進み一僕を供す、其一僕件の家鈴子を手に携へ行き、祝家主と祝家主との禮を爲す、

羽床上村、小野村、北村順次、同く此く禮式を爲し了りて、神役の面々、麻上下紙緒草履(重に水主草履)を穿ち供奉す、古來斯の如し。

郷社御山八幡宮崇敬の由來は、上に曰ふが如く、羽床下村を主とし、羽床下村羽床上村小野村北村氏子惣代村役人集合協議を遂げてなしたり、現在の本殿、拜殿、隨神門、華表、石壇渾て右の手續を経て建設せり。

松谷神社、祭神國常立尊、在大字小野

傳云、仁和年間、讃岐國守菅原道真公、北辰祭祀之地、爾來村民尊崇、明治十二年七月二十九日爲村社、後大正五年九月二十八日羽床村神社、官指定之矣。

此社は、大字小野の北部に位し、横山一名龍山の陽にて、古松は蒼々として、千年の翠を添へ、東を望めば、綾川の清き流を見る、近く東南を望むときは、羽床村一眸の内にあり、遠く眺むれば、阿讃一帯の山

あり、四時の風光に富む、氏子は、古來五十戸餘、大正五年九月二十八日昇格、村社に列せられ、今日は自然羽床全村人民の尊敬する社なり。

奥谷神社 祭神日本武尊、在大字羽床下

古傳云、桓武御宇、早良太子井上内親王之靈、爲邪崇、僧正最澄、奏帝造祠祭之、是御靈之初也、其後有八所御靈也、因是觀之、古來御靈大明神稱號、是乎否乎、元祿元年、米田竹内氏、片山氏、奉獻之幟、御靈大明神廣前之字明也、識者之待判定而已。

此社の位置は、羽床下の南部宮池の東にあり、古松繁茂、風光最も宜し、氏子は、羽床下(字脇を除く)戸數貳百餘戸にして、正月の日待八日祭には、必ず羽織袴にて、庄屋、組頭、長百姓儀式に列し、鏡餅二前小餅幾百箇、山の物、陸の物、海の物等を三方に載せ、奉燈の明は白日に等しく、總氏子は、織るが如くに參拜して、崇敬の意を表す、其翌日九日朝は、撤儀式を行ひ、直會を披露して、芽出度式を了る、同時に二月(百手祭)、九月(御靈祭)、並に八月(八幡祭)の祝家を、御竈にて定む、即ち庄屋、組頭、長百姓、氏子の面前にて、御竈を開くと同時に、其組々の組頭役、庄屋の命の下に、肝煎をして之を恭く捧げ持ち祝家に達せしむ、之を拜受する家主は、恭しく神棚に安置して、祭日の來るを待ちつ、苗代に念を入れて鋤き、種を播し、祭典當日の饗と爲さむとす、今や、吾羽床村には、此の正月八日の式を怠りし傾きあり、今日世界つて、神社中心主義の事を鼓吹して息まず、此時に當り、青年諸士、古式復舊に、力を副へ

られたし、又正五九月の、幾百の小餅は、肝煎役をして、氏子各戸に直會として、分配するの古風なり、神社の大祭中祭の時は、古來より、庄屋、組頭、長百姓は舉式以前に、禮服(麻上下)を着し、社内に列座し渡御に供奉するを、恒例となしたり、且神樂を奏するときは、庄屋出張、其見印として、奏樂時間には、定紋高張燈を、拜殿内左側に掲げ、庄屋其人は、恭しく端座して、拜觀爲し來る、此儀式も、近頃中絶す、挽回を渴望す、又百手祭(二月九日)矢數の時も、古來、庄屋、社司、次には祝家と、席次正しく行ふなり、今や村長の出席を復舊せられたし。

脇神社 祭神大己貴命、在大字小野

父老云、祠脇糸目之祖也、按脇氏者、地方之豪族、羽床郷七人衆之一人也、故父老之說可信也、

此社は、大字小野の中央にあり、縣道を北に東に綾川あり、南には鷹見峰あり、西には羽床富士の稱ある堤山あり、又遠く琴平山を望み、風光宜し、氏子は、字脇、字一里山、大字羽床下字脇、字大坪にあり、戸數八十戸餘なり、大祭日は十月六日七日なり。

王子神社 祭神天津彦根命、在大字羽床下

父老云、芋阪氏之祖祭之、果眞乎、古來地稱王子谷、知其年歴之久矣、

此社の氏子は、奥谷免場一圓二十餘戸にて、毎年祭禮を行ふ。

鷹見峰神社 祭神國常立尊、在大字羽床下

此社の氏子は、大字羽床下全部にして、戸數二百餘戸、祝家は七組に分つ、古來より七五三元は、九河組之を勤む、毎年六月拾四日拾五日には、九河組社前に至り、大字の總代として、崇拜す。

大林神社 祭神天下春命、在大字羽床下大林

在東京市下谷區上岸根町考古學會派出員、徳島縣脇町笠井新也、説曰、此社下古墳者、古墳時代後期中之前期、壹千四五百年前之築營也、而其墳主者、當時爲地方之豪族矣、是以此墳上之神者、則祀此墳主者也、因茲記之、

但、考古會員、臨檢者、大正五年八月二十日也、氏子は、大林免場二十五戸にして、四月十三日祭事を行ふ。

九河神社 祭神天明玉命、在大字羽床下九河

父老云、本神社者、慶長年間、秦氏之遠祖、此神靈負乎背來、奉齋乎此、以來里人崇拜者也矣、祭日は、十月四日五日にして、氏子戸數は、二十戸餘、毎年神樂を奏して崇拜せり。

宇佐八幡神社 祭神應神天皇、在大字羽床下脇

若宮神社 祭神不詳、在大字羽床下長利、

城山神社 祭神不詳、在大字羽床下城山、

山添神社 祭神素戔鳴命、在大字羽床下山添、

堤神社 祭神天活玉命、在大字羽床下堤

堤山天神神社 祭神菅原道真公、在大字羽床下堤

堤間竹内氏高松藩士竹内平七郎久林、新邸を建築せんとして地下を掘り、天神の像を發見して、茲に祭る祭日九月二十五日なり。

竹内南山

堤山天神に詣で

梅が香を送る東風身にしてみて、

いかに都を忍びましけむ。

九河山神社 祭神大山祇神、在大字羽床下九河

白梅神社 祭神菅原道真公、在大字小野

横山神社 祭神少童命、在大字小野横山

孝道神社 祭神天子尾命、在大字小野内間

寺院

本法寺

本法寺は、羽床村大字羽床下にあり、山號を久成山と言ふ、所屬本山は本能寺本興寺の兩寺なり、天正七

年四月、土佐城主長曾我部元親、讃岐國に亂入の際、羽床伊豆守資載の居城羽床城を攻む、伊豆守戦利あらずして終に元親に降る、伊豆守の室、伊豆守の元親に降るを深く痛惜し、剃髮して、高僧日傳上人を師とし、佛門に入る、後天正十四年病歿し、佛諡を本法院妙隆日榮大姉と言ひ、茲に靈魂菩提の爲め、一字を建立せり、則ち本法寺是なり、而して永久靈牌を同寺壇上に奉祀し、其屍を境内清淨の地に葬り、墓碑を建つ、今尙依然苔蒸す法塔存す、寺史に、創立年代を天文十五年丙午とあるは、先きに本成院日章上人、跌座の草庵ありし由縁に因り、此地を擴大し、本法寺を創立す、日章上人の弟子日傳上人師恩を尊崇し、開基の名目を遜讓し、之を師日章存生の年代に廻り、殊更に創立年代を天文十五年と爲したりと、本法寺寺史に詳なり、是功蹟を師に嫁する後世模範の善行と謂ふべし、今左に歴代住職及事蹟の大要を擧げん。

- 第一世 本成院日章上人、
有徳の人にして本法寺開基の人たり、天文十六年丁未六月廿日歿。
- 第二世 本隆院日傳上人、
天正十四年丙戌九月十五日歿。
- 第三世 蓮承院日授上人、
慶長十七年壬子二月十日歿。
- 第四世 久成院日健上人、

- 第五世 常住院日言上人、
寛永十一年甲戌三月廿五日歿。
- 第六世 常住院日忍上人、
明曆三年丁酉二月十三日歿。
- 第七世 善性院日聚上人、
元祿二年己巳九月三十日歿。
- 第八世 玉泉院日善上人、
寶永五年戊子正月十日歿。
- 第九世 吉祥院日祐上人、
寶永六年己巳六月三日歿。
- 第十世 信敬院日宣上人、
享保十九年甲寅十月十二日歿。
- 第十一世 惠雲院日迅上人、
元文四年己未正月八日歿。
寛延四年九月十三日歿。

第十二世

當代に鐘樓を建築し、大梵鐘を鐘造す。
好行院日精上人、

寶永十二年壬午十一月五日歿。

本上人は、當寺中興の祖にして、元文三年三月十五日日本堂再建、大に寺門の面目を更む、用材中柱一切は、内田村眞鍋次良左衛門の寄附なり。

第十三世

好賢院日縁上人、

寛政九年丁未七月六日歿。

第十四世

智足院日盛上人、

寛政十年戊午九月廿六日歿。

第十五世

心靜院日報上人、

享和元年酉四月十二日歿。

第十六世

貞靜院日唱上人、

文化六年未二月十九日歿。

第十七世

本玄院日全上人、

嘉永六年丑三月三十日歿。

上人は、八十歳の天壽を得て、本妙寺本覺寺大本寺の組寺へ轉住す、當代に大梵鐘再鑄し、其他功蹟多大なりき。

第十八世

貞順院日清上人、

天保六年未二月廿七日歿。

上人は、十七世日全高僧の弟子にして、綾歌郡瀧宮村、家號角屋の家に生れ、在職中寺門の經營を圖り、三光堂を建立し、鎮守の神を祀る。

第十九世

本種院日性上人、

嘉永元年八月十八日歿。

上人は、高松原氏産なり。

第二十世

本能寺
本興寺 兩本山八十八世、大僧正日實上人。

上人は十八世日清上人の高弟にして備前岡山藩士市橋勝右衛門貞雄二男興徳兼備天保十二年當山に就職、後備前國牛窓港本連寺に榮轉、累進して大本山本能寺本興寺貫住職並に本宗五本山輪番管長に就任、職に在ること數十年間、興學に布教に、大に心血を凝ぎ名望五大本山本末の間に轟き、而して上人は、元來才氣豊富、風流の趣味多く、俳句を嗜み名吟多きこと數を知す、明治十九年十二月九日、備前牛窓本連寺淨堂に於て遷化す
妙行院日孝上人、
上人は、第十九世日性上人の直弟、字貞順と呼ぶ。

第廿一世

第廿二世

慶應四年八月貳日歿。

永聖の祖世、壽全院日勝上人、

當寺永聖の寺格昇進の祖世にして、道念堅く、擅務に克く盡し、信徒の歸依最も厚く平常質素を旨とし、勤儉貯蓄、當寺永續の維持に力む、上人の歿後、其貯金を以て、本村井手上免に於て、水田壹反八畝を購入し、寺屬地と爲す、其他當山の爲め功蹟多し。

明治八年七月二十日歿す、享年六十。

第廿三世

謙隨院日相上人、

高松本覺寺徒弟、明治七年九月就職せしも不幸短命にして、抱負の一端をも發揮せずして、明治十年七月一日歿。

第廿四世

本覺院日事上人、

上人字寬禎、本覺院と稱す、阪出町醫師淡河藤平の家に生る、幼時宇多津町本妙寺日鳳上人に就き剃髮す、後高松本覺寺日弘上人を師とし、宗乘並に和漢の學を修め、大に道念を修養し、明治十一年春正月、本法寺第二十四世を襲職す、師天資淳厚敢て邊幅を飾らず、勤儉力行、大に寺門の隆盛に盡す、先往日相上人、多年蒲柳、寺門衰運の

第廿五世

現任職日研、

跡を享け、在職十有九年、其間諸堂の修繕、鐘樓堂再建、什器什物の新調、不動産の増殖等、大に寺門の面目を新にす、上人は、道心堅固、法燈相續の爲め、盛に従弟を教養し、寺院の住職に就けるもの十餘ありき、明治九年五月、師跡を襲ひ、宇多津町本妙寺に榮轉す。

第廿四世日事上人徒弟、明治十三年剃髮染衣、字を禎學と稱し、號を無學院と呼ぶ、

明治八年十月九日、丸龜の士族小野牧平の家に生れ、同廿四年桃井日鳳の養子となり養父死亡に因り、同日月主となる、明治廿年、本宗中學林に入學、同廿六年京都本山本能寺中常修學院に入學、大正元年立能講師に、同貳年文能講師となり、六等教師に補せらる、明治廿八年山口縣仙崎村普門院住職に、同三十年當寺住職に任せらる、明治三十六年兩本山常務員に、爾後數年本能寺移轉事件に會し、護山有志代表整理員相談役となる、後本山末寺總會香川縣代議員及本山末寺總代を拜命す。

日研師の性たる、天稟活氣あり、人に接する懇切、幼老婦女にも、莞爾として交り、清閑詩歌を吟詠し、風雅豊富なり、今や年初老、爾後倍舊の功勳を視ること明なり。

慶本法寺住職桃井禎學君昇格併新築

秦 柏 亭

千古傳唱久成山、
南控鷹峯北城址、
城是羽床伊豆住、
菩提精舍夙尊崇、
松留白鶴伴坐禪、
千人萬人歸依地、
具慶工事爰完結、
宜花宜月宜納涼、
教化精勤日日新、
十目是親十手指、
餘事風雅有時有、
吾亦年來幾追隨、
本法寺にて

久成山翠聳塵寧、
朝南暮北景趣間、
伊豆義勇人追慕、
鐘樓之下修墳墓、
竹結濃陰庇時賢、
四時逸樂別有天、
不施紫朱自清潔、
煎茶間詩宜觀雪、
昇格法衣世罕倫、
富潤屋兮德潤身、
觀梅同會舊知友、
深推主人慈仁厚、

竹 内 南 山

古寺の老木の松に音づれて

夕風さむく時雨ふるなり。

淨 覺 寺

眞宗西派本願寺末寺、信照山本光院淨覺寺の創立年代は、後土御門天皇の御宇、延徳元年己酉の年、將軍足利義就時代なり、即ち細川政元四國を領せし時にして、當寺開基は、長尾大隅守執權畑惣左衛門正家五男足之助なり、足之助は山科佛照寺法脊と成り、剃髮法名を圓覺と改め、明應五丙辰年、蓮如上人大坂本山御堂建立につき、大坂相詰め、數年の後歸國し、天文元壬辰年、鶴足郡栗熊村雉尾に一字坊舎を建立し本願寺末寺となり、専心宗教發展に心を凝らせし折柄、天正七年四月、土佐城主長曾我部元親讃岐國侵入に際し、其兵火に罹り、靈寶井に蓮如上人御眞影等、殘らず焼失、後阿野郡小野村に移轉、艸庵を結び本分佛教を勸化す、後寶永元甲子年、羽床下村法然聖人の由緒深き艸庵の古跡、則ち現今の地に移轉し、工事完了再興を遂げ、靈元天皇御宇寛文五年乙巳年十一月、本山より木佛寺號免許を得、法燈を繼承し來りしなり。

開基圓覺より十代の間、住職名不明なり。

中興開基

學 園

寛文五巳年、當寺中興開基後隱居、貞享四卯年、三月四日病死。

第十二代

學圖實子 弘 學
住職并隱居被仰付、享保二酉年三月三日病死。

第十三代

良 閑
住職并隱居被仰付、元文四未年三月十八日病死。

第十四代

良 閑 實子 專 良
住職并隱居被仰付、年月不明、明和八卯年四月五日病死。

第十五代

專良弟子 宛 麟
寬延元辰年四月住職被仰付。

安永八亥年四月九日隱居被仰付。

天明元年丑十一月二日病死。

第十六代

宛 麟 弟子 辨 立
安永八亥年四月九日住職被仰付。

文政二卯年十二月廿五日隱居被仰付。

文政五年午六月廿五日病死。

第十七代

辨立 弟子 周 天

文政二卯年十二月廿五日住職被仰付。

文政四巳年七月廿九日病死。

第十八代

周天弟子 曇 力
文政四巳年十月八日住職被仰付。

弘化元辰年九月七日病死。

第十九代

慧 超
弘化二巳年二月十八日住職被仰付。

元治二丑年三月十四日隱居被仰付。

第二十代

興 教
元治二丑年三月十四日住職被仰付。

第二十一代

覺 世
元治二丑年三月十四日住職被仰付。

第二十二代

眞 行 寺 世 雄

讚岐國綾歌郡羽床村眞行寺の山號を、天宮山と命名する起因は、往古より綾歌二郡に跨る此山を、てんぐうせんと唱へ來りしによる、此の處の地勢は、東南の眺望、一帶の山脈を看取し、西北を一眸すれば、飯

山峯海岸望飽嶋、遠く三備の水明山紫を、自由に見る事を得、當山開基合場智潤師曰ふ、凡そ事を創むるには、天時地理人和の三つを選ぶに如くものはなし、此天宮山を相し、明治十二年三月十五日、山頂に柴の庵を結び安居を占め、真宗相續講てふ講會を設立して、普く講員を勧誘せしに、立所に千百有餘人の加入者ありたりと、是れ所謂師の先見せし、天の時地の理人の和の其宜きを得たるものと言ふべし、後真宗興正寺御門主より、御消息書を拜領し、或時は師自ら供奉し、或時は特殊の信徒小林樸次郎、真鍋利、秦熊造吉郎馬場長九郎、竹浦六次郎等を伴ひ供奉し、冬は霜雪を厭はず、夏は三伏の暑を冒し、東に馳せ西に走り以て真宗真俗二諦の宗意を説き聴かし、大に時俗を感化し、時勢に益すること著し、時に講員秦繼次の親族に、最も佛縁深き秦林八なるものあり、曾てより丸龜新堀海邊に寓居し、暇あるときは、丸龜市の西、法然上人の御舊跡に、幾度となく詣りてけり、或日參詣の歸途、近傍の民家に立寄りて、休憩なしけるに、其家の床上に、恭く安置しある法然上人の尊像を拜し、餘念なく、尊像の我に授かれたしと思ふとき、不思議にも其家の主人いふ、汝が心中唯々尊像を奉迎せんことを願ふ心意顔色に見ゆ、これを汝に與へむと、林八大に喜び、涙に咽ひつ、供奉し歸り、寓居に安置したりき、其後再度宗祖大師の北國關東御舊跡二十四拜、巡回と思立、件の尊像を秦繼次の許へ供奉し來り、御給仕を依頼して出發せり、後林八は果なくも、二十四拜巡回中、越後國にて病歿せり、是を以て林八菩提の爲め、明治二十四年十月二十八日、當山へ奉送し來る、是れ則ち圓光大師の尊像を、當山に安置しある所以なり、其後此草庵を、真宗説教場と

爲さむとて、同二十九年十一月十八日、説教場新設のことを、官に請願せしに、同年十二月十七日許可となりぬ、以來師は、不撓不倦、誠意を凝らし、布教を爲し、同四十一年一月十二日、信徒等集ひ來りて曰ふ、今や此説教場にして、一の梵鐘なくてかなふまじと、茲に於て四方の喜捨金を募集し、梵鐘を鑄造し鐘樓を併せて建築す、斯くて後奈良縣より、真宗真行寺を、當山に移轉せむことを、師及信徒總代より請願せしに、數月を出てすして、移轉許可となりぬ、其文左に、

奈良縣令庶第四九二二號

明治四十三年六月五日附願、其寺香川縣下ニ移轉ノ件聽届ク

但移轉濟ノ上ハ、香川縣及本縣へ届出ツベシ

明治四十四年四月二十六日

奈良縣知事

若 林 資 藏

此に於て、有縁の信徒、會議即決、喜捨金を募集し、工匠に命じ、數月を出てすして、本堂建築一切の工事を竣功し、大正二年二月十七日、莊嚴なる入佛會式を勤行し、千歳不朽の基礎を建てたり、茲に當山由緒を誌すものなり。

追言、予は此天宮山真行寺の由緒を誌せよといはれし人は、前文にいふ特殊の信徒真鍋利吉郎の嫡男、真鍋愛三郎なり、吾達祖秦川勝、山城國太秦に在せしとき、聖德太子の靈命を奉じ、太秦廣隆寺建營の

ことを兼すと、今亦天宮山真行寺の由緒を誌すの榮を得。遠祖と相去る一千三百有餘年、俱に佛緣乃深
きかと、そ、路に感し喜ぶこと路なりき。

大正二年二月十八日

秦川勝遠孫

勳七等

秦

市郎謹誌

第一代 住職、合場智洞

第二代 住職、合場實誠

第三編 忠 烈

明治十年西南戦争

廣島鎮臺第十六大隊陸軍一等卒

山下喜三次

氏は香川縣阿野郡羽床下村の人、父は兵造、母梶原氏、君は其三子也、明治八年、君年二十、廣島鎮臺に入
りしに、明治十年二月、西南の役起り、鹿兒島縣に入り、賊に草牟田村に遇ひ、奮戦負傷後七日にして歿す
年二十三、惜むべし。

山下君喜三次墓誌銘

是爲山下喜三次君碑君諱義信諱之阿野郡羽床下村人父諱義正通稱兵造之第三子梶原氏明治八年君年二十徵入
於廣島鎮臺爲其第十六大隊兵卒尋進一等及西南之事起從陸軍中尉齋藤正實戰肥之宮原君功居多是爲十年三月
二十日既進入鹿兒島縣六月二十二日遇賊草牟田村奮擊負傷後七日終不起得年二十有三官命送屍長崎葬之其大
法寺君爲人勇敢能銃技喇叭殊其所長今茲十六年六月十五日官酬君忠死賜祭料金四十五圓於是乎薦羞豐備光
榮照一時君有知將如何地下恩謝也餘與君相知有年以故君兄佐平次君屬餘誌之餘爲道其概具爲之銘曰

羽床之里

嘉樹陰森

一碑其下

忠節永欽

明治十六年六月二十五日

秦市郎撰

明治二十七八年日清戰爭

明治二十七八年戰捷碑 (在御山神社內)

今年夏五月征清軍戰結局我將校以下相次凱旋而碑陰列記諸氏同以鄉社御山祠爲產土神也從軍之久履危不誤觸
棒不毒今歸鄉會無墜一指者豈非神助耶乃相謀建一碑於祠前賽戰功矚豫記其梗槩謹按初滿清乘韓亂也海慢我在
韓軍隊發砲我軍艦於是我 天皇陛下以客年八月一日煥發戰詔尋進 大毒縣於廣島益遣海陸軍隊征討之諸士
從軍破平壤濟鴨綠江深進入敵地於水干陸縱橫戰鬪陷金城鐵壁製鯨鮫既舉遼東半島矣將衝北京清國君臣震懾恐
怖至於屢使發節割地納貨以請和國威所耀果如何哉是雖寔誠由 天皇陛下至武至文盛德之所致矣自非於將校
以下諸氏忠實無二忘身殉國之誠安能得如斯功哉爲神所福亦不宜哉豫謂此建碑固繫諸氏所賽一已之戰功者矣然
後之繼今者觀此有所興起也其以所關係國家幾重子鼎呂矣可不察哉神彷彿而降鑑焉

明治二十八年九月

竹內政撰併纂

碑陰列記羽床村從軍者

長尾昭書

川崎雅孝

川崎芳明

津村辰次

秦三八

真鍋澤大郎	福見熊次	真鍋小次郎	宮武愛次
秦新四郎	細岡白太	岡内伴吾	楠原喜十太
原繁次	長尾直太	西山雄太郎	長尾宇吉

以上

明治三十七八年日露戰爭

明治三十七八年日露戰捷碑 (在脇神社內)

懸軍萬里草本風靡得曠古奇捷以鞏永遠平和明治三十七八年之戰戰於斯爲盛當時綾歌郡羽床村脇之地之所出壯
丁二十一人或陷旅順要塞或衝奉天巢窟義勇奉公之誠終始如一上而恩賞下而歡迎村民光榮其謂之何也柳喜余不
知手舞足蹈也乃欲歌謳盛事萬一以膺清明之理建石捷碑曰

允文允武、 皇德無恙、 薄伐玁狁、 大奮六師、 壯士忠實、 視死如歸、 攻無不拔、
守能維持、 大捷結局、 和於成時、 秋肅春陽、 益仰恩慈、 我武維揚、 文教亦熙、
千秋萬歲、 永鞏皇基、

明治三十九年六月

長尾昭撰併書

碑陰從軍者姓名

馬場岩次	川崎藤吉	増田倉藏	上總榮
前田好助	三好嘉平	山本仲助	馬場瀧次郎
宮武瀧三郎	脇利平太	馬場伊三太	竹内清義
中井竹次	中井廣助	中井喜三太	寺島信次
中井利平太	岡浦太郎	高島茂市	中井茂八
綾田七五三八			

以上感狀

第十一師團工兵第十一大隊第三中隊

陸軍工兵特務曹長

秦 豊 正

三十七八年役當時在川津村

澤村豊正事 外 七 名

右者、清河城附近戦闘ニ於テ、傳家樓子東北方高地ニ、堅固ニ施工セル敵兵、頑強ニ抵抗シ、以テ屢、我突

撃隊ヲ惱シ、容易ニ之レヲ奪取スル能ハザル時ニ方リ、副防禦ノ破壊、及突撃路開設ニ任ゼラレ、外十五名ト共ニ、奮然之レニ赴キ、敵ノ機關砲及砲火ヲ冒シ、地形ヲ偵察シ、敵ノ左翼ニ於テ、破壊スルノ有利ナルヲ知り、猛進シテ之レニ薄リ、鐵條網ヲ切斷シ、幅七米突ノ通路ヲ開キ、直ニ突撃隊ヲ導キ、遂ニ中腹散兵壕ヲ奪取セシメタリ、然ルニ敵ハ、尙上部ノ壘壕ヲ死守シ、爆藥礮石等ヲ投ジテ、頑猛ナル抵抗ヲナシ、突撃隊ノ死傷相踵キ、既ニ占領セル壕モ、將ニ恢復セシメラントスルノ危機ニ迫ルヤ、敵ノ遺棄セル爆藥ヲ發見シ、之ヲ投擲シテ、敵ニ多大ノ損害ヲ與ヘ、其逡巡スルニ乘ジ、突撃隊ヲシテ、上部散兵壕ニ突入シ、遂ニ全ク之ヲ占領セシムルヲ得タリ、其武功拔群ナリトス、依テ感狀ヲ授與ス

明治三十八年四月三日

鳴鶴江軍司令官陸軍大將從三位勳一等

男爵 川 村 景 明

第十一師團歩兵第十二聯隊

陸軍歩兵一等卒 長 尾 新 吾

長尾一等卒は、香川縣綾歌郡羽床村大字羽床下の人にして、明治三十七八年の役起るや、奮起應召、清國遼東に入り、明治三十七年十一月二十六日、松樹山突進中、敵彈に觸れ、身骨粉碎、戦死を遂ぐ、嗚乎、氏の忠勇、萬古不朽、軍人の規範たるべし、左に墓碑文を掲ぐ

陸軍歩兵一等卒勳八等 長尾新吾君墓碑

是爲陸軍歩兵一等卒長尾君墓君通稱新吾綾歌郡羽床村人父稱平四郎母中西氏君其第二子也性至孝平居寡言備
耕雨綯以養母然臨事而果斷鄉黨推之三十七年之役起也奮躍應召屬歩兵第十二聯隊入遼東我軍攻松樹山補備砲
臺也君意氣衝天而突進中觸敵彈身骨粉碎意歿實明治三十七年十一月二十六日也享年二十五官酬君戰死叙勳八
等白色桐葉章賜扶助料加一時金可謂光榮也佛諡曰釋證悅信士銘曰

鷹峰勢登、 想克處艱、 功名竹帛、 不寫維山、

明治四十二年四月十九日 勳七等 秦 市 郎撰

第十一師團歩兵第十二聯隊

陸軍歩兵一等卒 長 尾 宇 吉

長尾一等卒は、香川縣綾歌郡羽床村大字羽床下字長利の人、性正直、寡言、人に接する温和、克く家政を調
ひ、資産を増加し、一家陸じくありき、明治三十七八年役起るや、應召入清國、盛京省柳樹屯鞍山站沙河首
山堡遼陽に轉戦、毎に功あり。後三塊石山孤家子を経て、長谷子戦闘中、彈丸に觸れ斃る、享年三十矣、惜
哉、左に墓碑を掲ぐ、

陸軍歩兵一等卒勳七等 長尾宇吉君墓碑

是爲陸軍歩兵一等卒長尾宇吉君墓君綾歌郡羽床村人父稱倉造君其長子也性正直寡言晴耕雨綯一日匪懈甲午役從

軍有功敘勳八等賜瑞寶章三十七年之役應召屬歩兵第十二聯隊入清國盛京省柳樹屯我軍攻鞍山站沙河首山堡遼
陽君每有功後戦于三塊石山孤家子長谷子中彈丸斃實明治三十七年九月十四日也享年三十叙勳七等賜青色桐葉
章加金可謂死有餘榮也銘曰

鷹包峻峙、 君稟其清、 至誠殉國、 永傳芳名、

明治四十三年一月四日 勳七等 秦 市 郎撰

第十一師團輜重兵第十一大隊

陸軍輜重兵上等兵 津 村 笹 次

津村上等兵は、香川縣綾歌郡羽床村大字小野の人明治三十七年、輜重兵として清國に入る、君父は勝次とい
ふ、數回轉戦、後北進中、病に罹り、終に歿す、享年二十三、惜むべし左に墓碑文あり。

陸軍輜重兵上等兵勳八等 津村笹次君碑

明治三十七年六月君以輜重兵上陸于清國烏家屯直加于師團編成戦於瓦房窩舖其後轉戦數回所向皆勝既而復于
輜重兵本隊北進中罹病歿于成廠兵站病院實明治三十八年四月一日也享年二十有三官賞叙勳八等賜白色桐葉章
加金可謂光榮也銘曰

綾川之上、 龍山之陽、 此祭忠靈、 山明水長、

明治四十二年十二月一日 勳七等 秦 市 郎撰

第十一師團歩兵第十二聯隊

陸軍歩兵上等兵 川崎芳明

川崎上等兵は、香川縣綾歌郡羽床村大字小野の人なり、明治二十七年の役、從軍戦功あり、明治三十七年の役、充員召集に應じ、轉戦、三十八年三月奉天の戦に、彈丸に觸れ戦死す、左の碑文に詳なり。

陸軍歩兵上等兵 川崎芳明君碑

川崎氏綾南之素封家也世住小野村君諱芳明祖父曰又三郎擢爲里正父曰雅忠君爲其第二子母龜山氏明治二十七年徵屬歩兵十二聯隊充清國盛京省守備有戦功賜金二十五圓及從軍徽章進一等卒三十七年之役應充員召集屬後備歩兵第十二聯隊至清國柳樹屯轉戦有功二月二十五日遷上等兵越五日我軍攻奉天城敵堅壁死守君冒砲火突進中彈倒猶三唱 陛下萬歲終瞑實三月二日也享年三十二先死五日寄書家曰今也爲上等兵吾嘗戰死善視一子二三頃某大將曰日本兵士常遵奉義重於泰山命輕於鴻毛之風詔矣我於此役實驗之君亦其一人歟官酬君忠死賜扶助料金五拾五圓一時金五百貳拾圓舊藩主松平伯亦有祭資之贈葬之日官民來會約三千人光榮照家門君遺族就餘請々余因叙其大節且爲之銘曰

激戰奮闘、始不惜身、千古龜鑑、義勇奉公、

明治三十九年一月三十日 勳七等 秦市郎撰

第十一師團歩兵十二聯隊

陸軍歩兵一等卒 楠原八吾

楠原氏は、明治三十三年十二月一日、徵兵にて第十一師團へ入營、同三十五年十二月一日、歩兵一等卒、同三十七年四月二十二日、豫備役、同三十七年七月二十六日、充員召集應命、同三十七年五月二十一日、明治三十七八年役に從軍し、内國詔問港出發、同年七月二十六日、老座山附近の戦闘の際、頭部貫通銃創を蒙り、名譽の戦死を遂げ、明治三十七年十一月十九日、遺骨遺髪到着、戦功に依り特別賜金四百七拾圓扶助料金五拾圓下賜ありたり、實に忠勇の士と謂ふべし。

思國忘家戰遼東、斥候任務告成功、

擬櫻男子忽吹折、老坐山頭一陣風、

勳七等 秦市郎

第十一師團歩兵第十二聯隊

陸軍歩兵上等兵 上條喜次郎

上條氏は、明治三十年十二月一日、徵兵にて第十一師團に入營し、三十一年三月二十六日、陸軍服役條例第百二條に依り兵役免除となり、三十一年三月廿七日豫備役、三十七年六月十日、充員召集に應じ、三十七年七月三十一日、明治三十七八年役に從軍、内國多度津港出發、三十七年八月二十日、一等卒に進み、三十八年三月三日、上等兵に進み、同三月四日、清國奉天省海鼠山附近に於て、戦闘の際、頭部貫通銃創を受け、

同日午前十時、同所に戦死なしたり、明治三十九年七月二十六日、戦功に依り、明治三十八年三月四日付にて、勳八等旭日章一時金四百七拾圓扶助料金五拾圓を下賜せらる、惜むべき勇士なり。

上官従命冒烽烟、
花是櫻花人武士、

誠忠殉國倒奉天、
名留竹帛萬斯年、

第十一師團工兵第十一大隊

陸軍工兵二等卒 楠原常太

楠原氏は、小平の長男にて、性温良、幼より學に志し前途有望の士なり、明治三十七年以前は、瀧宮郵便局員たり、明治三十七年十二月一日、工兵第十一大隊補充隊へ入隊、明治三十八年四月十日、軍用通信渉學生として、東京陸軍電信教導大隊へ分遣せられ、修學中五月十日罹病、同月十八日死亡せり、戦時中なるを以て、羽床村は村葬せらる、氏の如きは、將來有用の人物なり、惜むべし。

中途罹病自憂傷、
鑄察慈父接君計、

鑛石心肝命不長、
思來愚老淚行行、

明治三十七八年日露戦争に従軍せし、本村大字羽床下出身者の、官氏名左の如し。

陸軍歩兵少尉	宮武吉平
陸軍歩兵特務曹長	長尾五郎八
陸軍砲兵特務曹長	眞鍋澤太郎
陸軍歩兵曹長	長尾難衣
同上	眞鍋熊太
陸軍歩兵伍長	中繁愛勤
陸軍歩兵上等兵	津村竹次
同上	植田綱次
陸軍歩兵一等卒	上總清八
同上	中井廣助
同上	岡浦太郎
同上	津村良助
同上	脇利平太
同上	南條好太郎
同上	梶原市次

第四編 教育

幕府時代

安永、天明年間の教育は、所謂自由教育にして、村に大體一人の寺子屋師匠あり、自宅に一の狹隘なる教場を設け、其上部に、師匠用の机を置き、師匠こゝに着座し、其下部に、兒童用の机を並べ、其机の左側に、文庫一個を置き、其机の前に、兒童座を占む、此の机を縦列に並べ、其列の間隔は凡一尺を明け、又一列又一列と座を占む、入學日は、大體正月八日にて、此日には、兒童は頭髪を梳り、晴れ衣に衣更へ、沐浴して身體を清め、紙表装の一軸の天満天神の繪像を祈念し、之を文庫のかけこに納め、文庫の底には、草紙、硯箱、筆、墨、手本紙、水入器(陶器)を入れ、机文庫の荷造を爲し、父兄は、此文庫机を肩に荷ひ、兒童は恐るゝ父兄に連れられて、師匠の家に入る、此日を名づけて打寄といふ、此の打寄には、父兄は各自に白米二升を折に入れ、定紋入の帛紗に包み、恭しく師匠に進呈す、師匠の家には、膳部を調へ、平には大根、昆布、油布、油揚、汁には豆腐、葱、いりこ、小皿にはたつくり、煮豆、かすのこ、を盛り膳に擺ふ、酒三獻師弟子の杯を爲し、兒童の父兄も饗應を受け、半酔して家に歸る、毎月二十五日には、神酒錢とて、寛永通寶壹圓錢五個を、一人毎に藁に通じ、之を手に携へ、師匠の家に行き、師匠は、此金にて酒を購ひ、兒童

の崇敬せる天満天神畫像を床上に掲げ、神酒を捧げ、三拜九拜執筆の上達を、師弟子共に祈念し終れば、兒童に神酒を披露するを恒例とせり、當時の師匠は、片山文十郎、就學兒童は僅に二十五人乃至三十人に過ぎず、此當時の羽床下村の戸數は凡二百戸、人口は八百人を出でずと、小野村は百戸、人口は四百人計なり、此の文十郎氏の居宅は、字大坪に在りしと、又文十郎氏は煙火に熱心し、折々兒童を慰むる爲め、煙火を製したりと、口碑に、「文十さんの煙火で横飛々々」と、全く最初未熟の技を言ひしならむ。

寛政享和年間の寺子屋師匠は、山本自休翁、羽床下村山添に居を占む、小野村字原に、竹内安之進あり、天保、弘化年間の寺子屋師匠は、羽床下村に、山本謙藏、羽床上村字高見に竹垣又助、小野村は依然竹内安之進にして此の三家へ交通就學せり。

嘉永、安政、萬延、元治、慶應年間には、寺子屋師匠としては、小野村に竹内全吾、栗熊東村字中村に岩武助、羽床下村に秋山平次郎、稍後に水原龜三、片山暉意の諸氏、兒童を教訓せらる、教科は習字のみ、然れども末期に及び、小學、四書、五經を加へ習ふもの出づ、斯は全く十中の一二なり。

師恩の報酬は、全く慈善主義にして、謝儀は、五節句毎に精米貳升或は三升、年末には米一斗或二斗を進呈して、師恩の萬分の一を謝するを例とせり、又珍しき野菜、果物其他重の内等は、兒童互に期せずして、師匠への贈物となす、殊に春候金鱗初めて市に上るときは、中流以上の家よりは、互に先を争ふて、師匠に贈呈するを例とせり。

師匠に對する敬意、師匠の弟子に對する恩惠は、最も深く、自然良風習を生じ、師匠に同行するときは、師匠の影を去ること三尺にして歩む、報恩の厚きこと又格別なり、今日にして弟子の師に事ふること、遜色あるもの、如し、昔時は人の師たるものは、身を慎み、己を正しくし、弟子に模範を示さむとて、一舉一動、戸障子の開閉、衣服の着用、其他渾て作法に戻るものを見ることなかりき。

往昔、習字一科時代には、いろは、十干、十二支、小手本、名頭字、村附、郡附、商賣往來、今川狀、義經腰越狀、都往來、庭訓往來、等なり、此庭訓往來は正月、二月、三月、四月、五月、六月、七月、八月、九月、十月、十一月、十二月と、一年中月を追ふて、其一月中に爲すべき禮法、其他應答文例等を指摘して、萬用を達せしむる目的にて書きしものにて、六行十字詰の手本の枚數百枚餘となる、之の一本(則一枚)を六日習ふて、清書するときは、通日數六百日を要す、是を以て諺に曰ふ三月庭訓、公治長(論語)とて、此庭訓を習終るもの稀なるを言ひしならむ。

維新以來

明治五年、學制頒布ありしも、即時小學校を設くる能はず、北村常善寺を假校舍に充て、從前の寺子屋教育を一變し、教科書も改めて、本朝三字經、孝經、小學、四書、五經となし、教師は地方碩學家牛川村水原蓮平、河田尙仙、江川勉、本住敬二なり、然る所明治六年六月、姦民暴動を起し、官舎學校を燒燼し、同時に

假小學校常善寺全燒し、隨て一時教育中止の姿となり、明治七年六月一日、旭學校設置せらる、其假校舍は小野村小田惣十郎の住宅なり、夫より明治八年より同二十年三月に至る間の、教育の進度は、年に月に進歩せり其當時の教員人名左に

秦 市郎	江川 碧	本住敬二	木村良平
片山暉意	田岡佐織	眞鍋愛三郎	長尾巖太
小林甚八	馬場伊三太	長尾助八	山本米吉
片山喜十太	大林夏次	秦 新四郎	三好易太
秦 市郎	田岡傳年	黒河 登	水原四七郎
釋氏尙丸	秦 三八	矢野久太	上田權三
藤原 辨	片山喜十太	長尾巖太	平田國太郎
三木 齊			

當時の部落民教員は

明治二十年四月、羽床下村羽床上村牛川村を一組合とし羽床尋常小學校を創立し、假校舍を羽床上村岩田武平の住宅に設け、三ヶ村の兒童を教育す、本組合は明治廿五年三月末廢止せり。
同校に奉職せし人々左に

藤岡 卯八 藤長元次郎 古川 教岸 擔任せり、

明治廿五年四月一日勅令第二百十五號に據り學校を創設し、之を羽床尋常小學校と稱す、當時の教科に就ては、偏に縣令を遵守し、郡内の規定を準據したり。

實に修身、讀書、作文、習字、算術、體操の六科目にして、未だ之を加除せることなし。

同校設立の際は、前瀧宮尋常小學校分教場(大字小野字浦山 八百七十三番地)と前羽床尋常小學校分教場(大字羽床下字川 津九百〇七番地)とを假教場とせり、此歳六月十日、宮武氏所有製醋場一棟(大字羽床下字川下中 二千二百五十一番地)を借り受け、之に兩教場の生徒を移したり、而して該校舎たる、其の坪數左の如し。

教室五十二坪半 職員室七坪半

小使室三坪七五 總計六十三坪七五

其後、逐年就學兒童の増加するより、自ら教室の狹隘を告げ、明治參拾年四月七日、本校舎に接近せる納屋半棟を借り添へたり、斯くて八年を経過し、明治參拾貳年拾貳月貳拾八日に至り、此等の家屋敷地、(納屋ヲ)を購ひ得たり、然るに明治參拾參年五月十日、納屋の明渡請求に遭ひ、止むを得ず復た一の庵に生徒の一部を移轉せり。

明治廿五年四月一日、教育に關する勅語謄本を拜受し、明治廿七年六月十七日、之を表裝し奉り、明治廿八年中に、其の箱(紐附)を製し、明治參拾貳年壹月、其唐櫃を作り、同六月十四日、奉置所を設けたり。

羽床尋常小學校創立以來(自明治廿五年四月至同參拾年六月)職員として就職せし者、左の如し。

長尾 巖 太	片山喜十太	小林茂一郎	眞鍋澤太郎
秦 豐 太	吉井百太郎	秦 三 八	岡 川 巖
増田 光 次	香川 專 次	三好 正 一	雉尾伊三太
小島 愛 助	上總 寬 八	乙武 躬 住	長尾 豐 太
岡野 吉 太 郎	眞鍋 貞 次	眞鍋 熊 太	宮本長四郎
梶原 市 次	河田 伴 五 郎	南條 龜 太 郎	上總 庄 七

明治參拾貳年五月拾壹日、吉井百太郎校長に任せらる、當時管理者宮武松次なり、茲に始めて、校舎新築の議起り、宮武諭工事監督の任に當り、村民より寄附金の募集を爲し、一ヶ年を出でずして竣功せり、又就學兒童の督責法を嚴行せし結果、教育の進歩を見るに至れり、爾來教員の任命左の如し。

竹 内 本 藏	秦 壽 次 郎	井 上 清	眞鍋 熊 太
小林 龜 三 郎	宮本長四郎	平田 芳 太 郎	

明治參拾六年九月三日、當校訓導又は校長として、明治二十七年七月十三日以來熱心に勤務なしたる、吉井百太郎病死す、兒童は申も更なり、父兄等哀悼極なし、後任者山田村道房清三郎、同年十月十二日就任せり同年十一月廿三日、故吉井百太郎の招魂祭を執行す、來賓者は秦市郎、長尾巖太、宮武諭、小林甚八、三好

甚三等なり、又同年十二月十一日、故吉井校長弔祭式を營む、參列者の重なる人は、櫻井郡書記、綾歌郡各校長、本村有志者、役場吏員等なり、祭式は神式をなしたりて佛式を行ふ。

明治參拾七年貳月拾日、日露開戦の詔勅下る、當校は之を兒童に傳ふ、同年四月四日、長尾訓導、乙武准訓導退職に付、送別式を行ふ、同年七月五日、唱歌を正教科に加ふることを、認可されたり、同貳拾六日、道房校長、役場に出張し、學校林設置の件に付、秦村長、宮武助役と、協議を遂げたり。

本年度入營者、教育の擔任を、左の如く定めたり。

實科 川崎 雅孝 宮本長四郎 西尾勝吾 上總清八

學科 道房清三郎

擊劍 上總龜太郎

明治參拾八年一月拾貳日、瀧宮万塚に於て、瀧宮尋常高等小學校、羽床尋常小學校合併、擬戦運動會を開く、同年貳月貳拾貳日、通俗談話會を開く、講師は青木了榮、秋山儀平なり、同年四月四日本校訓導草薙氏、轉任送別會を開く、同年四月十九日、學校園設置に着手す、同年五月廿六日、訓導馬場ハギノ就任す、同年九月十三日、竹内清逸退職、塩田又市就任せり。

明治三十九年十月十六日、明治三十七八年戦役記念式及學校園創設記念式を行ひたり。

明治四十年一月八日、祐安虎太郎赴任、午后披露式を行ふ、同年二月十九日、保護者會を開く、同年四月四

日、訓導菅原マツエ赴任、鹽田又市瀧宮尋常小學校へ轉任す、同年七月一日、川風ヤスノ訓導就任す、同年七月十八日、准訓導長尾淺助、依願退職す、同年九月十三日、藤本ヨシ、本校雇教員に就職せり、同年十二月四日、校長道房清三郎、願に依り、兼職を免す、同年十二月五日、訓導増田光次、本校々長を兼任す、同年十二月九日、泉川彦藏、本校代用教員と爲る。

明治四十一年四月四日、南良雄、本校訓導に任せられ、泉川彦藏、代用教員を解かる、同年四月十三日、澁田正光、代用教員を命ぜらる、同年四月十四日、苧坂新太郎、本校訓導に任せらる、同年七月十二日、法學士竹内長正、本校に來り、學術講話あり、聽衆二百餘人、同年九月二十七日、山田尋常高等小學校校長長尾巖太死去に付、本校運動場に葬式を行ふ、同氏は本校創立當時の校長として、功勞尠からず。

明治四十二年四月二日、宮西コハル本校訓導に就任す、同年四月三日、本校々長増田光次、兼職を免せらる、同年四月六日、松岡多藏本校訓導兼校長に任せらる、同年四月七日、山本ヒサノ、本校准訓導に命ぜらる、明治四十三年四月二日、香川准訓導退職、南訓導轉任す、同年同月六日、尾形虎太郎、本校訓導に任せらる、三好茂三太代用教員に任せらる。

明治四十五年四月一日、訓導尾形虎太郎轉任、増田勇太郎訓導に任せらる。

同年七月三十日、明治天皇崩御あらせらる、直に生徒に告知し、哀悼の意を表せしむ、願れば 聖上陛下、御登極あらせられしは、四十五年の過去にして、陛下御登極後、廢藩置縣、王政復古の大業を、遂げさせら

れ、海陸軍の隆昌、教育の進歩、殖産工業の發達をなさしめ、皇國の光輝を、東西洋に發輝せしめ、國富民安く、是れ陛下の賜に外ならず、今や崩御あらせらる、國民の悲痛、謂ん方なし。

大正二年四月四日、土器尋常高等小學校訓導竹内傳、本校訓導に任せらる、同年六月十日、學務委員の選舉あり、村會議員より三好甚三、眞鍋愛三郎、公民より宮武諭、秦市郎、教員より増田光次當選す、同年六月二十八日、竹内松三郎、本校醫に囑托せらる。

大正三年四月十三日、皇太后陛下、崩御に付、學校を休業す。

大正四年十一月十日、今上天皇陛下、御即位大典舉式あらせらる、學校一同奉祝す。

第五編 地 誌

仰羽床の名の起因は、此里にある一大高山より起りしなり、之を鷹見峯といふ、元來鷹はするとき羽あり故に村名に羽の一字を冠せしむ、又床の字は、身を安んずる具にしあれば、鷹の身を安んずる地なるを以て、羽床の村名の起りしこと、口碑に傳はる、此の里に高く聳ゆる鷹見峰は、其名の如く瑞鷹にさも似たり、之が實形を見るには、富熊村大郎橋次郎橋の邊よりながむれば、さながら鷹の兩翼を張りて、正に天に沖せんとするもの、如し、其の左翼は羽床上村城山に至り、右翼は小鷹見峰より横山の東に至る、鷹の頭部と見ゆるは即ち此山の絶頂にて、鷹の首を東に傾むけたるに似たり、此山は總じて山骨は花崗石にして、土質よく草木蕃茂し、松杉檜に宜しといふ、此山の頂上には、往古より神社ありて、羽床の里人崇敬し、夏日早天に至りなば、祈雨祭を行ふ、行ふ毎に甘雨降りて植物蘇生せざることなし、此山の西部くろみの奥といふ、地に鑛脈ありしとして試掘せしむ、其鑛脈十分ならずとて中止せり、東山脚地獄谷の裾野にも、鑛脈ありしとして試掘したるも、西部と同様鑛脈弱しとて中止せり、現下此の山は、栗熊村大字栗熊東、羽床村大字羽床下大字小野の共有地なり。

鷹 見 峰 秦 柏 亭

鷹天張翼息雲間、 高跨四村占首班、

千古傳來鷹見唱、

名能適實羽床山、

湯船の里は鷹見峯の北の麓の里にて往古温泉湧出し、浴客ありしに忽に湧出止みしと、地形藥研の如く幽邃にして、怪石奇巖老樹ありて昔を偲はれにけり、此地に小池四箇あり、此の池々には所謂鷹見峰の轍尾島上り邊の雨流を導き入る、其水を灌ぐ田畝は貳町歩に過ぎず、地味は沙地にして能く米麥に適す、戸數は僅かに二戸人口は十餘名なり、此の湯船谷川は、常には細流なるも雨水暴漲のときは、人馬も流さる、程の出水を見る、此水は栗熊村原池三つ池藥池川池に入り、餘水は栗熊村馬指川となる、此里は、明治初年迄は眞鍋金作、眞鍋利吉郎の、祖先累代の居住地なりき。

馬不行の里は、湯船の東に位し、鷹見峯大谷の北方の山腹にあり、人戸二戸眞鍋氏累代の居住地にして、結構の邸宅あり、茲に三ヶの池あり、三箇は自分池下部の一池は官有にして、此池水は是より下丸河椋木谷浦の谷尻谷西谷大林にある田面四町三反餘歩の田畑に灌漑せり、此池は掛け井手近巨離にて、僅に一町餘南に横井を設け、大谷の雨流を導き溜む、此池は往古は小數の反別なりしも、人口の増殖に連れ、田畑開けたれば夏時五風十雨といふが如き年柄には、用水豊富なるも、世に云ふ二十日早天となれば、用水忽乏しくなり、農民深く之を憂ふるも、今は爲さむ方なし、此池の上には、大谷池、ツクワン池、忠太池等ありて、少許の雨流は此の池々に入り、満水の上ならでは雨水來らず、唯々口をあけて待つのみ、住民の職業は農業を專とせり。

丸河の里は、矢張り鷹見峯の麓にて、東は上壇岩ジャン尾笹尾谷より流れ出づる丸河といふ小川あり、上部に前池あり、右谷々の水を溜め、田畑三町歩に近き地の用水と爲る、此地も概ね砂地にて米麥に適す、人戸は七戸皆衣食足る、殊に人情厚く隣保苦樂を共にする良風俗あり、此丸河の里に、丸河明神とて一社あり、此社は往古土佐國より秦氏遠祖移住のとき、此の社の神靈を背負來りしと口碑に傳ふ、今は里の社にて、秦氏眞鍋氏楠原氏の氏神となる、此社には祭田てふ田地壹反數畝あり、春秋二季の祭事を行ふの實に充つ、是全く氏子中の敬神の美譽なるべし、此地の丸河前池の西諸池と小川との中間の一小丘に古墳墓あり、斯は是れ秦吉五郎の祖先の墓とかや、其墓の年號に天正何年とありしと、秦氏の此地に住みしこと久しきを知るに足るべし。

丸河神社の森を東に越えたる所に野田の里あり、此里は楠原氏の居所にして戸數僅かに一戸、田畑は數反にも過ぎず、池一箇ありて灌漑水豊富なり、此の野田の里の北に隱谷とて閑靜の地あり、此所には往古は此の東に當る清永といふ地に居住せし、楠原氏の祖家喜兵衛といふ資産田畑三町餘歩山林數十町歩居宅の大きき之にかなふ一舊家ありしが、中世家運おとろへて此隱谷に居を移したり、爾來農業を營む一戸ありき、こゝにも田數反歩溜池一箇あり水裕かなり、是れより南に進むれば石打の在所に至る。

石打の里は、鷹見峰の東の麓にて、其名の如く巖石重疊し、恰も屏風を立つるが如し、田畑は數町歩に過ぎざるも、三面森林ありて收益多し、溜池の小なもの二三箇あり、田畑の灌漑に用ゆ、此地には戸數三戸

皆農家なり、こゝを南に登り行けば、昔の櫻花の名所たる大境に行く、此地には嘉永初年迄は前坂を登りつめたる道の右側自林と野山との境界の地に、大きな廻り一丈餘の大櫻樹あり、花時詩歌の雅客杖を曳き來りて櫻花を賞翫して、春日の西山に没するを知らず、又紅燈を掲げて遊興に耽りしこと多しと云ふ、こゝには人家なし。

奥谷の里は、田畑肥え米麥豊饒にして住民皆質朴且つ隣保交誼最も厚く、衣食足りて禮節改まるの謂ひか戸數は十三戸にして皆經濟の道に明るくして資産を倍加し、専心儉儉にして以て財を積む。

奥谷池は水面反別一町七反歩にして、鷹見峰の東部大境、石打、西行、清永、野田、方面の雨水流入せり此池天然の小谷を關き溜めしものにして、掛井手なくして自然に瀾水流れ込み最も天幸を得たる池といふべし、此池の水は是より下奥谷、寺尾、深谷、彌蘇田、蓮池等の田數十町歩に灌漑して尙餘裕あり。

奥谷の一部に東の谷と言ふ所あり、此地は往古の奥谷官林の郷にして田畑數町歩あり、三方は山にして羽床上村と境を交る地にして溜池一ヶ所あり、田畑灌漑用水とす、戸數四五戸あり農業を營む、此の東部の山を王子谷といふ、此溪裾に昔時より里人の尊崇する一社あり、之を王子宮といふ、口碑に此社は苧坂氏の祖先の齋きしものとて、今は東ヶ谷、奥谷の里の神として年々歳々祭祀を怠ることなしといふ、是れより奥谷の中央の道路を西北にたどりつつ南を望めば、岩谷とて戸數二戸を認む、之れ所謂奥谷の内小字に過ぎず、皆農業を營む、更に宮端といふ地に戻り、夫より僅に登れば宮池の臺目に至る、此宮池の東の涯

を少く進めば、往古御靈大明神と尊稱せし奥谷神社華表の下に來る、此神社は元祿年間以前に齋かれし社にて、羽床村大字羽床下の内貳百餘戸の氏神なり、此社の下の山道を行くこと一町餘にして宮池の奥に宮谷といふ地あり、池一箇戸數一戸田畝も數反歩あり、此の谷の北宮池の渚の清淨の地に奥谷神社旅所あり往古は古松繁茂せしも今はなし、此上に高坪とて一の山あり、此山は羽床下人民の共有林なり、其中央部に羽床村青年會の主催なる大正天皇陛下の御即位を記念し奉る殖林地一町歩あり、大正四年十月樹木の伐採をなし、翌年三月九日杉檜を殖林し千歳を壽して繁茂しつつあり、此の殖林當時の青年會長は宮武文一副會長小林茂一郎にして、郡林業技手橋本氏の熱心なる指導監督の許に、幹事竹内傳、増田勇太郎、長尾恒三郎、長尾吾平等の諸氏助力して、多數の青年會員を指揮し三日間に涉りて檜參千五百本と杉千五百本とを植付たり。

宮池の掛井手は、東西にあり、其東に在るは字奥谷の下池の下の小川を關き水を湛へ、今坂池と分水して之を北に導き、岩谷宮端を過ぎて此の池に入る、之を東掛ヶ井手と云ふ、其井手の長凡そ二百四十間なり西掛井手は、水源を鷹見峯笹尾に發し、丸河大横井にて堤池に分水し丸河川に導き崩の上に至りて此に横井を設けたり、是れ即ち宮池横井にして、此水は畔田池の東渚を通ず、此に往古より畔田池の水に上下二箇ありしが、明治十年の頃と聞く、宮池水掛中の發言に、一の水源一の池にして二箇の水口のあるべき事ある筈なし、此を以て上の一水口を埋没せむと、此事終に出訴に及び高松裁判所の判決に曰く原告申立之

通と申渡しあり、而して畔田池水掛中より不服を唱へ大阪上等裁判所へ控訴を爲し幾十月間の審議を経て原裁判の通との判決を受け執行の止むなきこととなり、遂に今は畔田池水口は下の一箇在るのみ、ここを過ぎ大林桐の木谷長林を過ぎて宮池に入る、之を西掛井手の水口といふ、此の宮池の水は、顔漬、御新造庫屋敷、城下、射場の下、庵の下、川端、一町地等の田畑拾餘町歩に灌漑す、此池堤をの西に進めば、堤の端に龍樹菩薩の石像あり、斯は往古洗川に在りしを明治初年に此地に移したるなり、少しく西に長林氏の羽床伊豆守より分家せし地長林の里あり、昔は戸數二戸ありしも今は一戸あるなり、茲を西に進めば桐の木谷として田畑山林あり、此地にも往昔戸數二戸ありしも今はなし、此の池の木谷に二ヶの池あり、一は上池といひ掛反別敷反歩あり、一を新池といひ此の池の掛反別田畑一町歩弱なり、此新池の南の谷を丸山谷といひ二ヶの溜池と一戸の人家あり、此池は丸山と高坪の西部との雨水を溜めて灌漑に用ふ、此二池掛の反別を合するも壹町敷反歩なり、右に云ふ丸山は鷹見池の前門を守る様の位置を占む、此山の中央部に菅岡神社あり、此地は昔仁和年間菅原道真の杖を停められし地といふ、此社の下の谷を菅の谷といふ、天保年間迄は氏子の數一百弱もありしか現今は十有餘戸の氏子なり、然れ共毎年四月二十四日祭典を行ひ敬の意を表しつあり。

菅岡神社 秦柏亭
墨嶮重巒世外郷、 滿岡風色好詩場、

傳聞菅原春遊地、 尙有梅花遺愛香、
大林の里は、天正年間以前には羽床伊豆守の七人衆の一人たる大林丹後守の居趾と聞く、就中此里に往古より古墳墓あり、大の塚穴を設け其上に石の五輪あり、之を大林の荒神と唱へ來り、毎年氏子打集り祭典を行ふ慣例ありき、然る所大正五年八月二十日東京考古學會員徳島縣脇町笠井新也來り、此塚穴の視察をなし左の證明を附與されたり。

羽床村大林古墳

位置 香川縣綾歌郡羽床村大字羽床下大林に在り、山麓の段丘地に築かる。

構造 圓墳にして片袖形 玄室 遺横口式横穴を有す。

玄室の大き縦八尺幅六尺高さ六尺築くに花崗岩の大石を以てす、羨道は甚だ短くして東方に開口す。

年代 該古墳の年代はこれを其形式上より考ふるに恐く古墳時代中後期中の前期に屬すべし、即ち今を去る約壹千四五百年前のものと思はる。

墳主 該古墳の墳主(葬られし人)は何人なるか記録傳説の徵すべきもの無きを以て之を明にすること能はざれども、恐らく當時に於ける該地方の豪族なるべし。

發掘 該古墳の發掘せられしは何時なるか村老すら其の見聞を傳へずとすれば、比較的古代に屬すべし

而して發掘當時擴中より刀、劍、環玉、分瓦の類を出し、事蓋し疑なかるべし。

大正五年八月二十日

東京考古學會員 笠井新也誌

右に依れば此の大林の里の開けしは二千年にも涉ることと察せられ、大林の里人は此墳主こそ大林の主祖たるべしとて、石燈籠兩基を建設せり、大林居住の戸數は二十七戸にして皆農業一途のものなり。

大林の里の内西谷には、池三箇あり、西谷上池を一名浦の谷池といひ掛田畑壹町弱なり、西池中池は其の下池を加へて掛田畑三町餘歩なり、此池の水は宮池横井の下に一の横井ありて水を導き入る、池の南の小丘に一小祠あり、之は間仁竹内氏の遠祖を齋きし所にて幾百年來年々宮釜類紫祭禮に嚴かにして、祭日には十戸に近き一系統者膝を聯ね祖先を崇拜せり、間仁竹内氏は、永く今の居所に住みしと、其の詳細は同家の系譜につきて見らるべし、米田竹内氏は、現在の所に年久しく居住を占めらる、こと明なり、案するに其地勢は鷹見峰の下丸河の小川より水流れ西谷川となり、此地に來りて稍水多く、恐く宮池新設以前に此地を開墾し居住し此近傍にて最初の開拓者なり、茲に初めて米を作り出だし是を以て米田の家號を生じたるもの、如し、同家より瀧宮村大喜來に分家せしを竹内六郎右衛門といひ、平芝に分家せしを竹内彌助といひ、兩分家とも高百石づづを分與せしと、素封家なることを知るべし、又射場は往古より天正年間まで、羽床氏の射場なりしと、今現に大塚とて一小丘あり、是れ即ち當時の矢塚なりしと、又片山には

眞宗淨覺寺あり、世に淨覺寺と呼ぶ冒頭に片山を冠して片山淨覺寺といふ、此寺の鐘樓及梵鐘は、享保年間米田竹内氏一建立にして、梵鐘鑄造のとき型の中に金屬の沸湯せしとき米田竹内氏の主人手づから大判金小判金を若干投入る、是に因りて鐘の音響宜しと傳ふ、寔に後世に傳ふべき善事なり、

是より川原谷に行かむとせし途中丸河大横井に行き地形と水脈を探らむに、此地は鷹見峰の麓にして東笹尾谷と西大谷との水流合して小川を爲す、其東に丸山在り南に鷹尾林小谷ありて藥研の形を爲す、其東端に小祠あり、之を丸河の荒神といふ、此神も往古の地を開きし主祖なるべし、大横井のことを聞くに、昔堤池及宮池を築くとき此に横井を設け、其横井にて堤池と宮池とへ分水する慣例なりしに、嘉永年間兩池分水の爭論起り之れが解決を爲さむとて、羽床下村庄屋竹内廣三郎熟慮を凝らし、羽床上村庄屋三野徳三郎、北村庄屋岡田義男、福家村庄屋平尾十太郎、瀧宮村庄屋片山覺三郎、大庄屋與村藤次郎、眞鍋安太郎居宅に出張所を設け、土地水源等を實視し兩池水掛の人々を召喚し説諭を加へ和解を遂げ、此大横井の左側則ち笹尾谷水に新に分木を設け分水爲したり、後大正年間に至り其分木の不朽を計り鷲の山の石材にて分木に齊しき分石を新設せり、

川原谷の里は、湯船の下にて山間の里なり、戸數は四戸田畑は數町歩六箇の池あり、地味は中等に位す、此地西端山の頂より一帯の山尾を以て栗熊村と境を接す、此東の丘を川原谷岡といひ、上部に地神宮を祀る、其下に鷹見峰神社の遙拜場あり、毎年九月十五日角力と獅子の賑あり、其東北に矢塚とて眺望絶佳の

地あり、

川原谷池は一名孫四郎池と唱へ水利豊富なり、其水掛田畑は凡五町歩其用水井手は長くして字原堤間に及ぶ、此池の下に四五戸ありて何れも農業を勵む、此西の丘を天宮塚と古唱し、曾て此地に一寺を建立し天宮山直行寺といふ、西北を望むときは遠く筆海鹽飽嶋三備迄も見ゆ、北東には大小谷山羽床太郎の班を占むる此池あり、此池の水面反別は三町〇反四畝一步掛り田畑は三十町歩弱なり、此池の水は堤間、松端、長利、平田、川下中、山添、枯木等の地に灌漑せり養水最も富裕なり、水源は鷹見峰前面一體の水流れ入る、其掛井手は丸河大横井より井手長凡三十町餘なり、平芝の里は土地廣く田畑多く池は十箇に及ぶも概ね小池なり、此中水利第一と唱ふは西山下池なり、此平芝に文政年間竹内又三郎雲涯と號し弓術、書畫詩文等兼備の人あり、曾て京都三十三間堂、江戸深川にて千矢を射て數百矢を通じ高砂を驅はれしと、此家系は米田竹内氏の分家なりといふ、今は唯同家の飲用泉を存するのみ、目下戸數は五戸のみ總じて農業に従事せり長利の里は平芝の里の下にあり、此里は央に一小祠あり長利若宮と稱す、是れ則ち長利里人の遠祖を齋きしものならむ、池には寺池間仁池長利池ありり灌漑用水豊かなり、最も此内長利池は堤池の内池なり、此池は水口宜しくして南に當る淨覺寺下の小川を關き水を導く其井手長僅に三町弱なり、此里の戸數は十五戸程にして皆農家なり、概ね衣食豊裕なり、此里に於て文政十年丁亥六月十二日羽床復讐の事變あり、此詳細は辰藏警打の部に詳言せり。

川端の里には、大屋敷片山氏あり、往古は前は道西は川端川北は堤池用水井手東は宮池用水井手を周圍とし、其内には門、本宅、倉庫、長屋、都屋、樓等郷比建設し、米金豊富、時々家祖を追慕し一大式典を執行し名づけて金千貫米千石の祭と言ふ、斯の如き盛時に際し山添の片山氏田井分の片山氏瀧宮村松崎の片山氏等へ夫々分地分家せしものと傳ふ、今や家政振はず惜むべし、此里の戸數は十戸にして何れも豊富なり、小林植次郎は慈善家なりしが其餘慶にや同家は言ふを保たず、分家小林氏には男子皆々智識に富み位山に登りつゝありて地方の好模範なり、是より稍や上に顔漬といふ地に至る世傳ふ此地名の起因は、昔天正六年の頃彼の土佐豪雄長曾我部元親、羽床伊豆守資藏を攻めむとせしとき羽床氏の夫人盪漱して伊豆守の武運を神明に祈らんとて夫人の顔をつけたりしを地名になしたりと言ふ、又此下の御池造の地名も若夫人の盪漱したる所なりと、茲には戸數一戸あり、蓮田は羽床氏の蓮池の跡にして茲にも一戸あり、彌蘇田は羽床氏の祖先に供する饌田の地にして祭毎に其直會を民に配附し民之を拜戴して彌生と返ると喜びの餘り吟みしより彌蘇田の地名を生せしなり、茲には今戸數二戸あり、又寺尾の地名は此邊に東光寺といふ寺ありしによる、此寺は天正年間廢寺となれり、茲にも戸數一戸あり、是より日蓮宗久成山本法寺に詣てしに地高くして眺望よし、此の寺の由緒の詳細は寺院の部に明かなり。

本法寺

秦柏亭

聞來追慕羽郷公、

小塚猶存古梵宮、

撞破洞霞遠傳響、

悲聲喚起落花風、

本法寺の東深谷には、戸數二戸あるを見る、此地は羽床上村との界にして田畑數反歩あり、少しく下れば尾崎として戸數二戸あり、茲を北に行けば今坂池一名福祿池といふ池あり、此福祿の地名は昔羽床伊豆守の盛時茲に七福神を祭りしより起れりといふ、今は本法寺境内に毘沙門堂あるのみ、此の今坂池の北に戸數一戸あり、此家は昔時の王子谷の近傍に居住せしか、明治初年茲に移轉せしものにして王子宮に縁ある家系と聞く。

城山は讃岐守從三位中納言藤原家成公の嫡孫、羽床資高羽床庄司となりて、所謂羽床郷即ち資原、瀧宮、小野、北村、羽床下、羽床上、牛川、西分、東分、の九ヶ村を管領せし時の城塞なり、此地は羽床氏の源平時代より北條氏、南北朝、足利氏、織田氏を経て豊臣氏に至る迄住居せし所なれば、時勢相應の兵士の屯所あり、部下の邸宅あり、公園あり、高樓あり、以て政務を執行せし地にして、土地に於ても高所あり低所あり、登城人馬車の道路の跡あり、觀る毎に羽床氏の盛時を偲ぶる。

城山

秦柏亭

飽來霜氣暝秋穹、

染得城山滿面紅、

好設天長佳節宴、

舉杯人在錦偉中、

出晴落溜は羽床上村と境を接し、一つの川あり降雨の時濁水漲る、戸數四戸にして農業を營む。

田井前の里は、郡道に添ひし里にして戸數九戸農業を營み、内工業を兼ねるもの二戸あり、又賣藥の業とするもの一戸あり、茲を北東に行けば字川原に至る、此里は田畑多くして綾川に近き所なり、戸數は五戸にして昔農業一途のもののみ、此地の西には芭蕉として、郡道の兩側にして精穀場あり、料理店あり、豆腐屋、日用品店、酒店、織屋、菓子屋、紺屋、ありて、常に人の往來車馬の往復多し、戸數は十戸餘農業に商工業を兼ねて營む、凡て經濟向上に赴きつ、あり、茲を少し上西に進まは高口として一戸あり、此家は往古城山の南彌蘇田といふ里より移居す、其當時は手作地數町歩小作地も亦數町歩を所有し、一和家風を存し官より賞状を受領せしことありといふ、この西に谷川として戸數僅に二戸に過ぎざる所あり、昔は素封家渡邊氏家號大屋として一大資産家あり、其資産の過半は大字小野籠池の近傍にあり、家法として春秋所有の田畑を巡視する例とす、時の人之を誦ひて、

羽床治郎太の小野へ出るときは

小野の籠池の鴨もたつ

この谷川には羽床伊豆守煎茶用の泉あり、この泉の周圍には綠竹猗々として清夏涼風多く幽邃の所なり、平田は名の如く田畑潤く、古來一名一町地とも言ひ、羽床村中の上田にして米麥豐饒殊に五月雨に新秧を挿むとき早乙女の笠白く早乙女歌四方に轟き豊年を誦ふ、戸數參戸工業を兼ねるもの一戸あり、茲を西に行けば切子といふ所に至る、此里には戸數五戸皆農家なり、西に進めば堤山の東の麓字原に至る、戸數十

餘戸あり農業を營む。

堤間の里は堤山の北麓にあり、後に堤山を控へ前に綾川あり縣道東西に貫通す、堤山は海拔八百九十尺其形恰かも駿河の富士に似たり、世人羽床富士と言ふ、此山の絶頂は四時眺望よく春候殊に絶佳なり。

羽床富士 秦柏亭

鷓鴣啼雨忽啼晴、大小堤山眺望清、

十里孤村春接海、龜灣灣外汽船行、

堤間の里の中央丘陵の上に庄屋々數あり、茲に立てば羽床村中は一望の下にあり、之れ堤間竹内氏累世の庄屋々數なり、今邸内に南山文庫あり竹内長正の經營する處なり堤山の南に小堤山あり、海拔百二十尺、又堤山は地肥え松杉楡の殖林に適す、此山の絶頂に近き所に礫石あり、一名鉛石とて蠟石に類似する石質あるも未だ發掘せし者なし、堤山の下に羽床太郎と稱する大池あり名づけて堤池といふ、此池は川下中、長利、一町地、山添、枯木、田、田井分、小長利、松端、大池尻等の田面數十町歩に灌漑し水利豊富なり此池には美鯉多く春秋には釣を垂れ小舟を浮ふる人多し。

川下中の里は羽床村第一の樞要の地にして、羽床村役場、羽床尋常小學校、羽床村隔離病舎、羽床村巡査駐在所、消防組、羽床産業株式會社、醬油醸造所、五石堂醫院等あり、戸數は二十戸に近し、重に農業にして商業を兼ぬ。

山添の里は鍛冶屋、大工、左官、疊師、豆腐屋、金著屋、日用品店、酒醬油店、洗濯屋、肉店、料理店、調理髪店等皆農業を兼ぬ、其戸數三十戸餘なり、此山添に洞道荒神社あり、春秋祭式崇敬を極む、山添の北に桶田といふ地あり、茲に古來説教場あり、此草庵は眞言宗にして春秋兩度流水灌頂ありて詣つるもの多し、桶田を西北に進めば福田川に行く、此小川は常には水の流る、こと稀れなるも、降雨のときは鷹見峰前面なる大谷笹尾の谷の雨水流れ來り、暴漲すること多し、三伏の炎天にも夜涼多くして肌涼味を覺ふ。有岡の里に一部落あり、此地の住民は往古は綾川の西土か窪に居を占めしが、大洪水の難を慮りて此地に移轉せしものと聞く、此部落は維新前迄は別部落の稱ありしも、明治維新王政復古と同時に種多非人の階級を廢し平民に編入せられたり、戸數凡二十戸目下は農業を主とし兼て商業を營み、部落の隆昌を計れり脇の里は往古の大根の名産地なり、之を和氣大根といひ質はきめ細かくして太く澤庵に宜し、此の脇の里には昔時羽床伊豆守資載の七人衆の一人なる脇糸目氏の居趾あり、現在の童洞氏の家の附近なり、脇氏を祭れるは脇神社なり。

脇氏居趾 秦柏亭

後間脇氏此安居、年久更無看礎墟、

想起天正以前事、武功收得有名譽、

夫より小川に架けたる石橋を渡り行くこと半町計にして北の門といふ處に達す、此の北の門に隣りて萬蒲

ヶ浦あり、是れ則ち鷹氏の北門庭池の所と知らる、此の里に二小林あり八幡宮を祭る、此の戸數、十餘戸あり。此の北に白髮淵あり、往昔此地の岩石の上に白髮の神仙釣を垂れて世を避けしものありしを見て、五六の壯年其翁に向ひ汝は年齒幾歳にて其名は何と稱へしぞと問ふに、翁頭を擧げ白き眉毛を立て、一竿のまゝ其形容を失ひしと、それより此地を白髮淵といふとなり。

白髮淵 泉 柏 亭

世間温古又知新、 我亦今來問鬼神、

白髮仙翁何所去、 潭流觸石似呼人、

此白髮淵は綾川の流域にて、綾川の向を川向といひて羽床村宮氏宗家の邸宅あり、家道隆盛旭日の昇るが如く、庭に間言なく又大に公其心に富み、度々私財を投じたることあり、本村の好模範家なり、北の丘上には奥村氏の居趾あり辨天の祠あり。

一里山の里の東端に、一里松ありしが、今はなし、此の一里松は維新前高松城下より金比羅に至る道中一里毎に植えたるものなりと、一里山の西端に地藏尊の堂あり、此の地藏の起因は今猶人口に膾炙するを以て之を略す、茲を少しく西に赴けば栗熊村に達す、一里山の北に水池といふ大池あり、此池の掛り總反別は凡拾有五町歩なり、水池より北を望めば陣の丸山高く松杉繁茂せり、此地は羽床伊豆守の北關にして茲

には天正七年以前には關守を置きたりと。

陣丸關趾 泉 柏 亭

去今三百有餘年、 警備崇墾第一堅、

山上驚看規模大、 鼓聲呼起綠陰蟬、

内間の里には本村唯一の村社松谷神社あり、昔菅原道真讃岐守たりし時茲に北斗七星を祠りし古跡にして往古は明現宮と稱へたり。

松谷神社 泉 柏 亭

一望孤村秋氣晴、 綾川水畔白蓼清、

併思昇格仁和政、 神德巍巍萬古明、

此の松谷神社より東に下れば幕府時代の所藏の跡あり、所藏とは米倉庫にして時代の年貢米納所なり、其より東に行けば並松の里に出づ、茲には讃岐の碩學竹内鐵嶺先生の石牌あり、又菅原道真に縁りある竹内廣長菓子店あり、名物白梅花惠の露あり、其西に白梅神社あり菅公を祭る。

白梅神社 泉 柏 亭

陽春遠近抹紅霞、 夙聽菅公布德華、

此地千年遺愛地、 白梅祠畔白櫻花、

第六編 系圖及人物

系圖

羽床家々譜

按羽床家遠祖、讚岐守從三位中御門中納言藤原家成公也、公者天兒屋根尊第二十一世裔孫、內大臣正二位大織冠藤原鎌足公第十五世裔孫、公以保安元年任讚岐守、在任所納綾郡大領綾貞宣卿女、舉藤太夫章隆、章隆違背藤原姓、保安四年家成公任滿復京、乃留章隆為在廳長官、貞宣卿者、人皇第十二代景行天皇々子、日本武尊裔孫也、尊孫稱彌麻命、始賜綾姓、稱彌麻命之孫日向王、賜綾郡大領、子孫世襲、以至第十五代貞宣卿。藤原章隆鄉男、周防守資高、為羽床庄司、資高有五男、長男親高赴京師、任周防守、二男大野新太夫有高、三男羽床藤太夫重高、四男新居藤太夫資光、五男香西三郎信資、重高者為資高嫡流、食采地羽床庄、依稱羽床氏。

天兒屋根尊

奈良縣奈良市春日野町、官幣大社春日神社祭神、祭日三月三日

天押雲命

天多羅伎命

宇佐津巨命

御食津巨命

伊賀津巨命

梨迹巨命

神聞勝命

久志字賀主命

國摩大鹿島命

臣陝山命

跨耳命

大小橋命

阿麻毗舍卿

真人大連

鎌大連

黑田大連

常盤大連

可多能祐大連

御食子卿

藤原鎌足

奈良縣磯城郡多武峰村別格官幣社廣山神社祭神、祭日十一月十七日、內大臣正二位大職冠、天智天皇八年十月十六日薨、御歲五十六歲

不比等

贈大政大臣正一位淡海公、養老四年三月三日薨、御歲六十三歲

房前

贈大政大臣正一位、天平九年四月十七日薨、御歲五十七歲

魚名

正二位左大臣、延曆二年七月二十五日薨、御歲六十歲

末茂

美作守、從五位下

總繼

贈大政大臣、正一位

直道

少納言、從五位上

連茂

但馬守、從五位下

佐忠

勘解由長官、從四位上

時明

大和守、正五位下

額任

左衛門佐、從四位上

隆經

春宮大進、正四位下

顯季

讚岐守、正二位、保安四年九月六日薨

家保

參議、正三位

家成

鳥羽天皇保安元年、任讚岐守、中納言、從三位、號中御門、在任納綾郡、大領綾貞宣女、產男子、稱藤太夫章隆、是讚岐藤家之始祖也、應保二年五月二十日薨、御歲四十八歲

章隆

藤太夫、母綾郡大領綾貞宣女、章隆者、由為藤中納言家成卿胤子、冒藤原姓

資高

羽床庄司、周防守

羽床重高

藤太夫、資高第三子、為資高嫡流相續、食采羽床庄、因為氏

數世不明

政俊

正慶二年、屬六波羅、攻楠廷尉千劍城

政長

南北朝相分支族皆屬北朝、政長獨守義屬南朝也

政成

〔數世不明〕

資 載 稱伊豆守、天正七年、降于土佐元親

資 吉 天正十四年、受豐臣秀吉之命、征伐九州島津氏戰死於豐後、羽床氏亡

竹內家々譜

按我家遠祖、讚岐守從三位中御門中納言藤原家成公也、公者天兒屋根尊第廿一世裔孫、內大臣正二位大織冠藤原鎌足公第十五世裔孫、公以保安元年任讚岐守、在任所納綾郡大領綾真宜卿女、舉藤太夫章隆遂冒藤原姓保安四年家成公任滿復京、乃留章隆為在廳長官、貞宜卿者、人皇第十二代景行天皇之子、日本武尊裔孫也、

尊孫稱爾麻命、始賜綾姓、稱爾麻命玄孫曰向王、賜綾郡大領、子孫世襲、以至第十五代貞宜卿、

藤原章隆卿男、周防守資高、為羽床庄司、資高有五男、長男親高赴京師、任周防守、二男大野新太夫有高、

三男羽床藤太夫重高、四男新居藤太夫資光、五男香西三郎信資、重高者為資高嫡流、食采地羽床庄、依稱羽

床氏、

重高二男曰羽床六郎長資、長資四男曰友久六郎長久、長久二男曰友久七郎長家、長家二男曰竹內又三郎長繼

被任筑前守、是實我竹內家々祖也、長繼者、稱竹內氏諱用長、家紋用上藤、長繼子、曰筑前守長吉、長吉子

曰長氏、降至天正十四年、羽床資吉、受豐臣秀吉之命、征伐九州島津氏、戰死於豐後、羽床氏亡、支族竹內

氏為鄉士、世掌村政、長氏十二世裔孫、曰羽床下村政所長明、長明第八世裔孫、曰羽床上村下村庄屋長安、

長安者配于三好京子、三好氏者、人皇第五十六代清和天皇々胤也、至皇孫基經王、賜姓源氏、至正四位下長

清、住于信濃國小笠原鄉、稱小笠原氏、至義長、住于阿波國三好鄉、稱三好氏、諱用長、家紋用三菱、子孫

移住于讚岐國法勤寺村、尋分門于同國羽床下村、京子曾祖父曰三好傳左衛門長高、文化年間為羽床下村藏組

頭、長安二男羽床上村下村庄屋長光嗣宗家、四男久林出為高松藩世臣、久林養子高松藩買生義一、義一養子

曰長英、長英嗣子法學士長正也、

抑我竹內氏、瓜々綿々、自家祖至今方是二十有五世、經七百有餘春秋之久而不衰、嗚呼我祖宗、實稱藤原姓

、為讚岐守、中稱羽床氏、為羽床庄司、後稱竹內氏、為羽床庄屋、為我家子孫者、追思祖宗之美蹟、可不努

力勉勵益揚其美哉、

天兒屋根尊 奈良縣奈良市春日野町、官幣大社春日神社祭神、祭日三月十三日

天押雲命

天多禰伎命

宇佐津巨命

御食津巨命

伊賀津巨命

〔粟迹臣命〕
 神聞勝命
 久志字賀主命
 國摩大鹿島命
 臣陝山命
 跨耳命
 大小橋命
 阿麻毗舍卿
 真人大連
 鎌大連
 黑田大連
 常盤大連
 可多能祐大連

〔御食子卿〕

藤原鎌足

奈良縣磯城郡多武峯村別格官幣社談山神社祭神、祭日十一月十七日、內大臣正二位大權冠、天智天皇八年十月十六日薨御歲五十六歲

不比等 贈大政大臣正一位淡海公、養老四年三月三日薨、御歲六十三歲

房前 贈大政大臣正一位、天平九年四月十七日薨、御歲五十七歲

魚名 正二位左大臣、延曆二年七月二十五日薨、御歲六十歲

末茂 美作守、從五位下

總繼 贈大政大臣、正一位

直道 少納言、從五位上

連茂 但馬守、從五位下

佐忠 勸解由長官、從四位上

時明 大和守、正五位下

賴任 左衛門佐、從四位上

隆經 春宮大進、正四位下

顯季 讚岐守、正二位、保安四年九月六日薨

家保 參議、正三位

家成 鳥羽天皇保安元年、任讚岐守、中納言、從三位、號中御門、在任納綾郡大領綾貞宣女、
產男子、稱藤太夫章隆、是讚岐藤家之始祖也、應保二年五月二十日薨、御歲四十八歲

章隆 藤太夫、母綾貞宣女、章隆者、由為藤中納言家成卿胤子、冒藤原姓

資高 羽床庄司、周防守

羽床重高 藤太夫、資高第三子、為資高嫡流相續、食采羽床庄、因為氏

長資 羽床六郎、元曆年中、新居藤太夫資光等、綾藤家二千餘人、背平氏歸于源氏、戰於備中
淡路等諸國、後上京、警衛院御所、見參源右大將賴朝及平氏來于屋島、屬源氏軍而攻之

長久

長家

竹內長繼 又三郎、筑前守、始稱竹內氏、法名念覺

長吉 筑前守

長氏

某

某

某

某

某

某

某

某

某

某

長明

利右衛門、長氏第十二世孫、羽床下村政所、正德五年五月十三日卒、法名寬了

某

某

某

長慶 儀右衛門、長明第五世孫、寛延元年九月十五日卒、法名種得

長信 儀右衛門、寶曆十年五月六日卒、法名堯西

長友 儀右衛門、天明五年六月十日卒、法名西蓮

長安 傳左衛門、文政十年薨命爲羽床下村庄屋、次兼領羽床上村天保七年請傳職於嗣子長光其始莅職也、曾有膳所藩士平井兄弟復讐事日夜焦勞措置得宜、事平、膳所候分資焉、室三好京子、嘉永三年十二月十四日卒、御歳七十八歳法名教龍

長光 長安第二男、廣三郎、號雪幸、天保七年襲父職、專盡心土木、修理陂池、整頓溝渠、慶應元年、深患大井手之不便、始相與谷之地勢、凹然可濬、稟請高松藩候、欲創造改池、以灌漑羽床下村小野村、見允許、以長光爲築營總監、明治二年六月高松侯奉還藩籍、長光有感辭職、工事亦息、明治十六年七月二十日卒、御歳六十八歳、法名了還室羽床上村河田尙策長女阿善

久林 長安第四男、平七郎、號藤溪、少學醫於岡田村楠原氏、又好武事從鄉士陶村植田氏學劍槍術、枝成、客遊四方後傑交、又屢遊京攝間與摺紳名流相接、後仕乎高松藩主松平頼總侯、元治元年七月、從候下警備及大阪守備、屢奏功受賞、時天下騷擾、將大有爲、慶應二年不幸罹疾明治二年六月十四日卒、御歳四拾六歳、法名演賜居士

長武 長光第二男、稱次郎安政二年四月二十四日生、學於郷故、明治十六年八月二十二日家督相續、大正七年三月三日罹病卒、御歳六十四歳、法名淨宜、室無

幸一 長武孫、號芳山、學於郷校、大正七年三月三日家督相續、同八年七月就任羽床村收入役

義一 隆之助、號好節、實羽床下村泰信親子、即久林之姪男也、爲久林養子、幼而學醫於松平候待醫長尾鷲岳翁、明治四年四月、藩命與翁弟醫學士長尾精一氏等、入司馬少博士塾、

專修獨逸醫學、入于大學東校、明治六年一月、與漆原雙藏氏翻譯獨逸國經禮留氏辭典、名獨和節用集、明治七年三月二十七日卒、御歳二十六歳、法名安住居士

長英 長光第三男、傳三郎、號如星、學於郷校、出承義一後、明治九年二月三日家督相續、生來蒲柳之質、友風月、明治四十二年八月十三日罹病逝去、御歳五十二、法名芳薰、室栗熊村宮武藤左衛門女雪子

長正 長英第一男、虎太、號岐泉、又南山、入京都帝國大學法科大學卒業、受法學士稱號、明治四十二年八月十三日家督相續、爲大日本紡績株式會社庶務課長、又於郷里、起羽床青年會、南山文庫、室神奈川縣愛甲郡小鮎村東京帝國大學農科大學教授正五位勳五等農學博士外山龜太郎第一女堯子

間仁竹内氏系圖

元祖藤原家成公 天兒屋根命廿一世、大織冠鎌足十世之裔、鳥羽院御宇、讚岐守に任じ當國に下る

章隆 藤太夫 母者、綾大領貞宣女也、家成公歸洛の時、讚岐國に殘して在職人とす、綾君の祖は、八皇十一代景行天皇、第十七皇子靈公親王也、武明王神櫛王是なり、景行廿四年、西海に吞舟の魚有りて、通船を絶つ、諸人之を苦しむ、天皇遙に聞し召され、大魚退治の勅あり、靈公命を奉し同廿五年、五月五日、讚留靈王福江浦に於て、大魚を亡し、讚岐に留り給ふ、仲哀天皇八年九月十五日、齡百廿歳にて薨せらる、此裔爾彌麻命に、天武天皇より、綾姓を賜ふ

資高 羽庄床司 羽床、大野、庶裔豊田、柞田、紫野の祖也、一男太郎周防守親高、二男新太夫有高、三男藤太夫重高、

資光 新居太夫 香西、福家、西隆寺等の祖なり、元曆年中、綾藤二千人の將として、兵船三十餘艘に取乗り、屋島の内裏を捨て、源氏の味方と成り備中國下道郡門脇中納言教盛郷の固めに押寄、鯨波を揚げ、子息越前守三男通盛、二男能

登守教經大將と合戦す、夫より上京して、院の御所を警衛し、鎌倉に通じ、頼朝公御威ありて讃州御家人御下文を賜ふ

信 資 新居次郎左衛門尉

資 村 新居次郎 泰久年中の兵亂に關東に候し、武功を立て、恩賞として、讃岐國阿野南北香西東の四郡に補任せられて、讃岐佐料の城に入て、勝賀山を要城とす、香西左近將監と號す、香西氏の祖也

忠 資 香西左衛門尉

鎌倉將軍の時、備讃の間海賊あり、諸島通船を苦しむ、爰に於て資茂馳向て攻伏せ、張本人を捕捕り、六波羅に進達す、北條相摸守時頼より、讃州諸島警衛を命せらる、是直島塩飽島の高原、宮本氏の祖なり

茂 資 香西藤左衛門尉

資 治 香西左衛門太夫

資 宗 香西彦四郎

顯 茂 香西新左衛門尉

親 茂 香西左衛門尉

後醍醐帝の御方人也、後建武二年、細川定禰當國に來て、足利家歸服の兵を招く、此時、詮問香西氏、細川氏と相和して、尊氏に屬し、武功を立つ、詮問氏は、西讃岐三野多度豊田三郡の主也、詮問氏居城は多度津雨霧山なり

資 忠 香西太郎左衛門尉

家 資 香西左衛門次郎

觀應年中、細川刑部太輔頼春、京都合戦の時鳥羽驛に於て戦死、其子五郎幼少にして、菩提寺に於て、九月十三夜一族觀月會に、人知れず害に遭ふ、母室甚怒て、今怨を報ひん逆自殺す、荒靈となり、崇をなす、依て事を計たる泉房右近、藤井八郎と云者、立所に大言を吐き狂死す、泉房小路田所の前にて、其靈魂に行き合者多く死亡す依て神に崇の、貴布禰神と號し崇敬す、是より毎月祭祀怠ることなし、五郎の靈室を寺屋敷の後に造る、此時三歳の兒子あり、乳母加茂太夫と言く者懐にして、西讃岐詮問氏の宅に至る、詮問氏則是を育て後大見村を興へて、大見六郎綾景利と稱す

資 邦 資忠二男 香西七郎

家資の跡、右の如く故、資邦城主と成り三野多度豊田三郡は香川氏統領、居城は多度津雨霧山也

清 資 香西左近將監 又七郎

元 資 香西備後守

備州加陽、攝州渡邊、河州所々に於て、采地を賜ふ細川右京大夫勝元、享徳元年、畠山徳本に代て、管領職を勤むるより、寛正五年まで十三年、此時細川家統領の臣を定む、香西氏其隨一也、香川肥前守元明、香西備後守元資、安富山城守盛長、奈良太郎左衛門元安、此四人を以て統領の臣とす、世の人細川家四天王と云ふ、各讃州に於て食邑を賜ふ、香川奈良安富は東國の姓氏細川家に屬し讃州に來り住す、各其嫡子を上京せしめ、管領の事を執行す、那珂賴足二郡は細川家馬回武士藤橘所有也、奈良氏旗頭に於て、御供所を領し、聖通山を居城とす、本領は幾内に有す、三木氏歿して後、三木郡安富氏の所領に居る

元 直 香西備中守

丹波篠山の城を賜ひ、本領は讃岐國綾北條也、上京して管領家の事を執行す、其男又六備中守元繼は、細川政元害に遭て、後養子隆之輔を佐け、嵐山に於て戦死す、此時上京したるを上香西と云ひ國に居住せしを下香西と云ふ

香西元顯 元資二男 香西左近將監 後改元綱

讃岐國に住し、綾南條香東西三郡を領し、綾南北香東西四郡の旗頭と爲る。香西領は、香川東南南條此三郡を領し、直島、楠島、島、居城は、笠居郷佐料なり、要城は、勝賀山也、柴山、柞山、城山等は端城也、藤尾山は往昔磯崎山と云ひ、天正七年新城を築き、木太の城は眞部氏高松氏、此兩城は山田郡れども、香西に屬す、坂田、室山、飯田三ヶ所中間に、久利氏、福家氏、新居氏、羽床氏、瀧宮氏、榎木の瀧宮氏、峰新名氏、北條西庄に、香川氏松繩に、宮脇氏、大熊に、大熊氏中の村に、藤井氏、上の村に、新部氏以上香西を以て旗頭とす、此外植松大屋敷城、内間城、竹内城、植松黨持分也、鬼無城は、鬼無兵庫、此外小城數ヶ所ありき

元清 香西豊前守元定

常世山宗を寺を建立し、大内堂を建つ、大内堂は大内三位義興を祭る、義興は永正十七年卒去す、此靈像并本尊は觀世音を安置す

元成 越後守法名宗香

細川晴元に從ひ、武功を顯す、或時舟師二千人を卒いて、難波津に入、並榎の城を陥れて、晴元に與ふ

元載 駿河守入道宗信

元龜年中、毛利に對し、備州兒島に向ひ、加陽城を攻む此時霧深くして東西を辨せず、爰に於て討死す

佳清 伊賀守

幼少にして城主たり、故に四郎資茂男新居權守資方一子新居大隅守資教之を補佐し、處々に出陣す、元龜二年八月三好家の下知に依て福島城に籠る、此時佳清八歳泡瘡を病み、盲目となる、天正十二年城邑を廢す、佳清廿一歳入道宗可と云ふ、植松彦太夫と往田淨光之を育つ、植松村大屋敷に於て生涯を送る、佳清弟千虎丸、先達て病死す、其弟雲州へ退き、植松久五郎と云ふ、香西氏祖資村、承久の頃より天正十二年佳清に至るまで城主たること十七代、年曆凡三百六十四年、伊賀守宗可大居士、命日三月八日

射藝に妙あり、是に依て、足利十一代將軍義澄公、明應年中、資茂を召し、三條河原に於て傍示を立て、射術御覽あり、矢の飛こと八町に至る、將軍家

資茂 植松四郎 斜ならず、之を賞し、引出物を賜ふ、且つ桐の紋を許さる、其頃播州に關地あり、之を賜ひ、直勤せしめんとす、香西氏謹て細川政元につきて、赦宥を乞て下國す

資正 香西後備守 植松三郎帶刀

往正 香西加藤兵衛

往忠 香西十郎 喜左衛門

正光 香西又兵衛

光隆 香西藤右衛

光重 香西外右衛門 父正光本家を相續し、内間屋敷に住す、元和年間内間城の東北、竹内屋敷に移住す、竹内彌兵衛舟光齋休彌と言ふ、明曆二申年四月五日卒、母は植松茂右衛門女、寛永七年午歲十一月廿四日死す、法名妙心大姉

竹内又兵衛光休

竹内彌兵衛光澄 元祿年間、奥中山の邑、中屋敷城に移居す

竹内彌兵衛光直 享保十二年、宮の下屋敷に移住す

竹内彌四郎光種 享保元申年、十二月三日卒す

竹内又兵衛光苗 安永三年正月廿八日卒す

〔竹内藤右衛門光寛 寛保三亥年十二月十九日率す〕

〔竹内善之丞 後又六と改む〕

〔竹内清兵衛光信〕

〔竹内茂兵衛光資 法名芳嶺自休居士、明和九壬辰年三月二十九日率す〕

〔竹内茂兵衛光崇 竹内八五郎男、法名惠證信士、天保八酉年正月廿三日率す〕

〔竹内平右衛門光嗣〕

〔竹内又左衛門光治 文化六己年別家す〕

〔竹内周藏光保 文政十亥年別家す〕

〔竹内茂兵衛門光泰 文政十三寅年別家す〕

〔竹内次右衛門光兼〕

〔竹内次郎八光繼 文政三年正月一日生、幼少にして父母を亡ひ、一時家を逼塞し年十九歳にして再興し資産を増加し、大に家勢を向上し、天年全ふなしたり〕

〔竹内次郎平光映〕

片山氏系圖

人王五十六代

清和天皇 文德天皇太子惟任、貞觀元年御即位

〔貞明親王 陽成天皇〕

〔貞固親王〕

〔貞元親王〕

〔貞保親王〕

〔貞平親王〕

〔貞純親王〕

〔四品桃闥親王〕

〔經基親王 正四位上、六孫王、上總輔、領守將軍、始源姓を賜ふ、武藏國を領す〕

〔滿 仲 正四位上行、左馬權頭兼伊豫守、軍功により武藏、攝津、美濃、信濃、越前、常陸、陸奥、伊豫の八國を領す〕

〔滿 政 從四位下、鎮守府將軍、武藏陸奥守となる〕

〔滿 季 從四位上、武藏守〕

滿實 從五位上、陸奥守
 滿快 從五位上、相摸輔右衛門尉
 滿重 從五位下、出羽輔
 滿賴 從五位下、上野下野守
 女 源二敦に嫁す
 滿成 多田出羽輔、實經基の末子
 賴光 幼名文珠丸、正四位下、攝津守、將軍鎮守
 賴親 從四位上、大和守、鎮守府將軍
 源珍 阿闍梨、惠仁僧都弟子
 賴信 從四位上、河内守、鎮守府將軍
 賴範 多田藏人左衛門尉
 賴平 藏人守
 孝光

賴義 正四位下、伊豫守、鎮守府將軍
 賴季 出羽守、信濃井上に配流、井上高梨の祖
 賴清 肥後守、同所配流、伊豆村上若櫻の祖
 義家 從四位上、陸奥守、鎮守府將軍八幡太郎と號す
 義綱 美濃守、加茂次郎
 義光 常陸守、新羅三郎
 義業 判官代、佐竹祖
 盛義 平賀冠者
 景光 判官代
 義清 刑部三郎、甲斐國青島配流
 清光 逸見冠者、黒源太と號す
 光長 小藏太郎
 信義 武田太郎、駿河守
 遠光 加賀美次郎、信濃守

義定 安達三郎、遠江守
 清隆 平井四郎
 義行 桑名藏人
 義成 淺利與市
 信清 八代與三
 光朝 秋山太郎
 長清 小笠原次郎、信濃守、小笠原、三好祖
 光行 南部三郎
 經光 加賀美四郎
 光盛 南部元家
 光教 南部次郎
 光重 大内元祐、出雲國へ流配
 光信 大内左衛門

光爲 大内次郎
 光政 左門
 光時
 光近 太郎左衛門
 將軍尊氏公への味方、建武五年、京都の軍九州へ落、其後康永元年、美作國片山里に而、將軍尊氏公より、知行五千石を領し依て姓を片山と改む
 光實 太郎兵衛
 滿昌 太郎兵衛、將軍義滿公より、滿の字賜ふ、依て滿昌と改む
 太郎兵衛光繼
 太郎兵衛光安
 太郎兵衛光家
 太郎兵衛光勝
 太郎兵衛光三
 太郎兵衛光季
 太郎兵衛光教

光近より十代、美作國に居住す、永錄七年三月十八日、山中鹿之助幸盛と戦ひ敗れ、遂に備前國兒島郡金光山麓より、早船にて讃岐國鞆足郡宇多津浦へ着し、同年三月二十五日同郡東川津村井手上に居住す

太郎吉季忠 後に太郎右衛門と改む

五郎右衛門季頼

太郎左衛門季永

金十郎季實

半次郎季暉

德左衛門頼忠 阿野郡南西分村德左門の養子となる

吉兵衛暉平 延寶元年、鶴足郡東川津村政所役拜命、同年、阿野郡羽床下村に移居す

信龍上人 阿波國龍正寺に住職す

傳太郎暉美 東川津村に居住す

女 鶴足郡東川津村九兵衛室となる

喜三郎暉忠

喜左衛門暉定

龜之介暉政 十三歳にて死す

喜平次暉勝

金次右衛門當美 瀧宮村に分家す

武助所美 安永九庚子年四月初日死す

庄兵衛義應 武助長男 阿野郡大庄屋役を勤め、文化八未年四月五日歿す、室は、鶴足郡上法勤寺村十河彌八長女、文政七甲申年八月二十九日歿す後妻は高松鍛冶町より來る

文十郎臨江 武助二男當村字小野脇へ分家す、文政九戌年二月十一日死す

佐兵衛法道 瀧宮村片山佐兵衛八長男、庄兵衛養子となる阿野郡大庄屋役を勤め、文政五壬午年九月十一日死す

庄太郎頼光 阿野郡大庄屋勤務、高松藩小寄合の班に列す、室は羽床上村地士田岡助造二女波留子也

半左衛門頼成 三木郡田中村小西氏の嗣子となる

恒助頼意 庄太郎嗣子となる、室名佐以子、榎井村西山次右衛門の長女也

利三郎暉意 恒助長男

片山利三郎暉意君墓誌

片山君稱暉意桐雨其號又號里隆系出於源氏玄祖佐兵衛翁禮除綾南郡正曾祖牀祖牀兵衛太郎襲職三世能勝其任矣高松藩賞之擢以列士伍遂世襲之固家貨富厚一方之族望也考恒助翁娶那珂郡榎井村西山治左衛門女嘉永二已

四年四月五日生君恒助翁歿時君甫十歲有藩命承家列士伍矣除服後奉賢母之命去行高松城從藩士增田米藏氏學算術讀書習字是則古禮出就外傳歲也賢母之庭訓可嘆稱既長從高松藩儒臣片山直造受學業慶應年間修高島流砲術大政維新之際飯農實事耕耘明治五年五月見摺羽床下村吏追而兼任牛川村此時君二十五爾來登進爲小區長爲月長地租改正之年兼任本郡町村地味之肥瘠檢校員明治二十三年政體一變町村制施行之日邑人選爲村長明治二十七年任限之時再當撰明治二十六年加盟於日本赤十字社爲其正社員明治二十八年應尙武義會之囑爲羽床村支部長往年來兼管理永富陂併敷所堰及陂又學務委員勸業委員檢疫委員村會議員大凡維新後鄉村所設官撰及民撰之職務無不嘗撰焉精勤二十五年於此公私無過誤汚家聲可謂至考矣守職之傍從上里濟翁學和歌及俳句其作可見時時吟詠以自遣其意不繁不簡能執其中加之於雜枝亦精妙先舉最者裁諸紙或彩綾以作百花簡而麗室中四時儲春看者稱贊評之回勝彼唐帝張綺錦於禁苑一時括春壯觀遠素嗜酒至宴酣醉墨作書畫雅致可稱又或時唱小歌聳人聽或演影戲使坐客嬉笑解頤蓋自古志士之爲諧謔不爲不多吾能做焉向官軍征清國此時當其任有功明治三十年四月一日賞勳局總裁賞之賜木杯云又職務勉勵或金錢義損或窺民救助或於勸業會受賞不可枚舉也嗚呼哀哉明治三十年一月罹肺疾終不起五月廿六日逝享年四十有九聞者莫不歎惜焉弟卯平幼名勝之丞繼那珂郡榎井村井氏妹阿房嫁那珂郡神野村堀家氏未弟駒三郎繼那珂郡榎井村西山氏往年移居羽床村君妻本郡山田村大字東分山田米三郎女生二女一男長女阿登代嗣家其從父西山駒三郎攝行家事尙有賢祖母齒德俱尊能爲茲育是以足解嗣女之深憂二女曰阿志計嫡長子昌平天君歿後邑人相議贈金貨若干以資祭祀併表生前之惠望云積年交情不堪追悼詩曰

倏忽今朝接訃聞、
老夫心緒奈紛紜、
去年陰曆喪兒日、
啼泣悽然復吊君、

明治卅年五月卅日

辱交 竹 內 政 記

米田竹內家系圖

米田竹內家の家系、杏として攻ふべがらず、然れども諸書を見て考ふるに、讚州藤家の祖家成より出でしことは、讚岐史要に詳かなり、竹内九代の繼承者竹内太長次の言、近警要録にあり、曰く八世の祖、大阪陣に徳川家の麾下に屬し、十一番組士となり、軍功あり、家康、葵章の上下、其他數品を賜ふとあり、是に因りて之を見れば、徳川の初代、歸郷羽床村に居を占め、家資倍殖し、後左の數世を歴しものなりと、果して然らん

- 竹内彦右衛門長寛 寛永十五年七月二日歿
法名釋道光信士
- 竹内彦右衛門長行 寛文十一年五月七日歿
法名釋顯專信士
- 竹内安右衛門長慶 延寶六年二月二日歿
法名釋宗慶信士
- 竹内喜三衛長安 元祿十五年十月十二日歿
法名釋了擔信士
- 竹内六郎右衛門長徳 延享四年九月七日歿
法名釋徳照信士

竹内惣助長祐

寶曆十三年正月十日歿
法名釋祐誓信士

竹内直三郎長保

天保七年七月十日歿
法名釋以信院得入信士

竹内惣助長基

弘化二年五月十七日歿
必至院屋渠端運大信士

竹内太長次長光

明治二十八年十二月五日歿
修徳院長光知達居士

竹内元三郎長秀

氏は、先代の姻族、香川縣檀紙村蘆原氏次男たり、先代氏を養ふて子と爲し、長女しかのを以て之に配す

秦家系圖 本系秦始皇帝

弓月君 百濟功滿王之子弓月

應仁天皇元年、天皇の徳を慕ひ、其國人を率ひ歸化す、紀元八百六十一年矣（皇朝史畧）

普洞王

弓月君之子、仁徳天皇の朝、以諸秦氏分處諸郡、使養蠶織絹以貢、帝嘉秦氏所獻柔軟狹體、賜普洞王姓波陀（秦）紀元九百七十三矣 皇朝史畧

川勝

推古天皇元年、豐聰皇太子之侍臣たり、京都府山城國高野郡太秦廣隆寺建立兼管を命せらる、今同寺寶物に川勝東帶の半身木像あり、國寶の一なり紀元一千二百五十三年 皇朝史畧

秦勝倉下

香川郡人なり、神護景雲三年十月、其族五十二人並に秦原公の姓を賜ふ、紀元一千四百二十九年矣 續日本記

秦公福依

安益郡人、兄弟共に朝に仕へ、忠貞にして、從六位上に叙せられ、承和三年、福依の族三家に秦公姓を賜ふ、

秦公福益

仁明天皇朝 皇朝史畧

酒部秦人部春世

秦人部春世は、香川郡人、世々香川郡月主爲り、從六位上に叙せらる、太政官職して曰く、秦人部春世は、永く月主となり、民以安寧なり、請ふ姓を賜ひ制せん、と曰く可なり、乃ち秦春世等十人に酒部公の姓を賜ふ 仁明天皇朝 承和九年 紀元一千五百〇二年矣（續日本後記）

道昌法眼和尚位

諱道昌、俗姓秦、融通王の後裔、香川郡に於て、桓武天皇の延暦十七年戊寅、紀元一千四百五十四年に生る、歳幼くして佛門に歸し、家を離れ、三論の經典を學び、大に會得する所あり、弘仁七年の秋、試經の業者となり、得度す、又神護寺の空海阿闍梨（弘法大師）に從ひ、灌頂壇に登り、眞言法を受く、天長七年に至り、大内に召されて、御所の佛懺悔道師を奉す、
淳和天皇詔あり、帝王殺生乃罪と、臣庶殺生の罪と、何れか重き道昌奏して曰く、帝王重くして臣庶輕しと、左右侍臣寒心して色を失ひて、謂く、道昌年少なれば忌諱を知らずして、輒ち言を發するのみと、帝又默然たり、良久しくして宣はく、帝の罪重しとなす理由如何、道昌曰く、昌竊かに庖氏の御を供するを見るに、鮮鱗數十を割きて一膳を薦む、山澤の鳥獸魚貝は、過戮を受く、羞むる所少くして屠る多し、是を以て之を見れば、王者の罪重しとなり、臣庶は然らず、山海には禁條のあるあり、弋釣を縱にし難し、假令獲る所あるも、纔かに口腹に實するのみ、故に其殃に罹る豈輕からざらんやと、天皇其奏を善ししたまひ虞禁を緩め、庖供を省き給ふ、道昌、一日安座しけるに、虚空藏菩薩來りて、衣袖上に理る、道昌、乃ち袖を載ちて之を呈し、法輪寺に安んず、今現に太秦廣隆寺（源する云ふ）
天安三年、興福寺護摩會の講師と爲る、貞觀元年、大極殿御齋會及藥師最勝會講師と爲る、蓋し此三會の講師と爲れば僧の大業畢ると云ふ、
初め、承和中、大井川の漲溢せるに値ふ、衆を率いて堤防を築く、力者競ひ至り日ならずして成る、故に老合掌揖拜して曰く、豈圖らんや、行基菩薩の復た今日

に現れ来らんとは、何ぞ我等かく多幸なると、貞觀六年權律師となる、同十六年、僧都となる、天長以來、禁中佛名會及毎月法事必ず道昌を以て發演の首となす、其法華經を説くこと六十年間、五百七十座と云ふ、貞觀十七年、紀元一千五百三十五年乙未二月九日寂す、享年七十八（元亨釋書東國高僧傳、續本朝書史）

秦子上成秦子彌成

多度郡人、秦子上成、美作權從六位、貞觀六年八月八日姓を忌寸と賜ふ、秦子彌成は無位也、貞觀十八年に卒す、清和天皇朝 紀元一千五百三十六年矣（三代實錄）

秦久利

香川郡中間人、與省神特有親、菅公自甲智府過坂田別莊、必訪久利家、後久利之子、訪筑紫講居、公喜裁歌曰、思吉也心津久志乃波天爾來天昔乃人爾今逢六止波醍醐天皇朝紀元一千五百六十三年矣（全談史）

秦觀賢僧正

香川那坂田村人、延喜十九年、醍醐寺座主に任せらる、同二十一年醍醐天皇成夢に依り、南山に使す、延長三年六月十一日寂す、醍醐天皇朝 紀元一千五百八十五年矣 元亨釋書、東國高僧傳、談岐人物傳

秦久勝

萬濃池管領、西談府志に、嘉永元年（鎌倉北時師時執權の時にて後二條天皇の御世の年號なり）御領の目録といふを引きて、古文書の寫に載せありき紀元一千九百六十六年矣（談岐史要）

秦元秀

紀元二千五年、北朝康元元年、秦久勝後裔、土佐國會我部に移居し、後數代歴て、天文中、長岡郡司郡司と爲り、長曾我部秦宮内少輔元秀と云ふ

秦元家

長男元親、次男親貞、三男親安、香曾我部左近太夫（香美郡司たり故香の一字を冠す）

四男彌九郎 中年にして死す

秦元親

元親は天文八年に生れ、永祿三年庚申五月二十六日、土佐長濱城を攻む、時に年十八歳、後長岡の役、香川の役、土佐郡の役、香美郡の役、安岐の役、長岡の役、羽根の役、仁井田表の役、西方渡川の役等、元龜三年に至り、土佐七郡を攻略す、其間十有三年也、後伊豫、阿波、讃岐に及び遂に四國を平定し、後豊臣秀吉と戦ひ敗れて降を請ふ、是に於て、阿波、讃岐、伊豫の三國は、豊臣氏の爲め夷滅せられ土佐一國を領せしが慶長四年五月薨す（南海通義香川縣史）

盛親

元親男、慶長五年秋七月、石田三成に與みし、徳川家康と關ヶ原に戦ひ、敗亡し、所領土佐一國を削られ庶民となる、山内一戦にて土佐守に封せらる（續皇朝史略）慶長六年春正月盛親の裔全戸、讃岐國阿野郡羽床下村に移居す、口碑に曰く、丸河明神は、秦氏移住の時、神廟を肩に負ひ來り、齋き爾來部落に住せし、楠原氏、眞鍋氏と共に氏子となり春秋、祭祀をなす

康親

盛親第一男、慶長七年正月五日生、農を業とす、正保十二年一日歿す年四十三

寬親

康信第一男、寬永二年二月一日生、延寶元年十一月七日歿す年五十一矣

廣親

寬親長子、承應三年三月十日生、元祿十六年四月三日歿す年五十年矣

永親

通稱永勝、廣親長子、延寶元年正月五日生、寶永元年正月四日歿、法名林教年三十一、同年同月祖先墓表を建立す

介親

通稱了介、永親第二男、元祿五年生、享保十己年八月二十一日歿、年三十四

善親

通稱與四郎、介親長子、寶永六年四月三日生、延享四年卯九月三日歿行年三十九、

道親 通稱治郎左衛門四 善親第三子、延享三年二月十日生、寶曆十一己年正月二十八日歿行年四十

教親 通稱定七 道親長子寶曆元年四月十日生、寛政二戊年歿、行年四十矣

芳親 通稱佐與治 五、教親弟、寶曆五年三月三日生、寛政十一未年十二月十一日歿、行年四十

秀親 通稱常右衛門 芳親弟、寛曆十年二月一日生、享和二年成六月廿九日歿行年四十二、

清親 通稱清七 清親は秀親の長子にして、天明三年三月一日生、文政八年乙酉年九月十日卒、行年四十四

政親 通稱佐平次 寛政十二年庚申二月十五日生、天保四己年十一月八日卒、氏は農業を履み、馬不行池水乏きを憂ひ、安兵衛、伊兵衛、佐次右衛門等と申合、馬不行池の上の新池を築きなしたりと、今猶口碑に存す、氏の弟和平出げて鶴足郡真時村徳永氏養子となり、殖産の名高し

慈親 通稱專助 政親の弟にて、享和元年正月三日生、天保七申年八月二十九日卒、行年三十六

安信 通稱龜三郎 政親の末子にして享和二年十月十日生、安政六未年十月七日卒、氏は吾家の中興者にして業を履み、産を殖し、土地を開拓し、澁地を乾燥にし、分陰を惜み喫飯のときも常に藁を坐右に置き、草履草鞋をつくる等枚舉に違なし、且氏の熱心を感じし、吾邸内田面二反歩余、嘉永元年八月より丸山谷池半掛に爲し、今現に馬不行池の水を拂ふ時は、其日より本掛同様入水す、是即龜三郎氏遺勳たるべし、氏は男子二人長貞次は家を継ぎ次吉郎は堤山の下堤池の下へ分家す、長女嘉也子は西分村南市郎右衛門長男藤五郎に嫁し子あり

信親 通稱貞次

秦氏世系碑

吾家遠祖杳不可殞中世之祖謂秦川勝川勝住于山城國太秦奉聖德太子之命建營太秦廣隆寺有大切其後裔秦福依者移居于讚岐國阿益郡福依與其弟福益仕於福依忠恪擢叙從六位上時承和三年也後又移居于香川郡中間其遠孫有秦久利者無男子故養菅原氏之族以其女妻之於茲乎與菅原氏有姻菅原公道眞爲讚岐刺史也久利受其親昵時嘗公卜居于甲智府過坂田別莊必訪問焉其後管公被謫謫乎筑紫太宰府途經舟子香川郡香西牛鼻洲久利往謁公懼極而泣臨海水寫其影以賜久利是謂水鑿神影久利痛悲不措公薨後建祠祭之其後秦氏再遷居于阿益郡羽床郷大林自川勝至于此實一千百有餘年也家系一貫連綿不絕先是有一碑係寶永元年正月四日之建營而年代經久雨蝕苔設殆不可辨豫願憾焉今年新建一碑於大林東岡以表彰之庶幾子孫有所鑑

明治四十年二月一日

末孫 秦市郎 誌之

長林氏系圖

元祖藤原家成公 中御門藤中納言、是讚州藤家之祖也、紋三笠松並根篠鳥羽院御宇爲讚岐守

章 隆 藤太夫、母讚州大領貞宣女

資 高 羽床莊司
 親 高 周防守上京
 有 高 新太夫、大野氏祖
 重 高 藤太夫、羽床氏祖
 政 俊 正慶二年正月、關東大衆補廷尉據る所手劍城を攻む政俊先登而死す
 政 長 延元二年南北朝相分る時、支族皆北朝に屬するも、政長獨義を守て屈撓せず、南朝の爲め武功を立つ、
 政 成
 資 載 天正七年土佐國元親に降る、
 景 德 長林氏祖、羽床資載より出で、羽床郷長林に住し、因て以て氏とす、時天正元年三月矣、
 景 正 通稱小左衛門
 景 真 通稱松藏
 景 宗 通稱勝藏
 景 恒 通稱爲藏

景 康 通稱長藏
 景 久 通稱小平次
 景 賢 通稱光藏
 景 宣 通稱七五郎
 景 仁 通稱小平次
 景 政 通稱治三郎

羽床下村組頭役を勤む、文政十年丁亥閏六月十一日、膳所藩士復讐、當時執務宜きを得たりとして同藩より金若干を受領す
 人と爲り、廉而仁、窮困者を見て、典物を徴せず、貸財子本併て廢し、尙極力救ふて以て毫も徳色を見ざりき、

長林氏家祖清八君諱景德其先出於讚岐羽床氏世住于羽床村長林因以爲氏享保十七年壬子十月五日病歿葬於宮谷東岡墳塋後十世諱景仁稱小平次有清才爲村吏四十年功績稱著室岩谷氏有三男二女長治三郎嗣次又四郎爲同村原氏養子次六次郎別居于竹浦稱竹浦氏二女前後嫁香川郡大野村平木氏治三郎君性至孝狀貌魁偉才長經濟常嚮出納而節支用歲有餘贏焉家道輯睦產倍于父祖之時今年八十有三老益健然無子養鶴足郡岡田村稻毛與三太次男爲子今主人奎次君也奎次君亦老謹家政無大小必咨稟養父每語人稱之君痛長林氏世墳墓經年久雨蝕苔沒而不辨也今年建一碑於宮谷西岡合表之徵誌於余余因序其顛末云爾銘曰
 羽床伊豆、戰勝氣振、于茲幾世、乃子乃孫、長林尤著、建碑貞珉、追遠是誠、純孝金環、

明治二十六年癸巳八月五日

秦 柏 亭 朴 撰

人物

學者

竹内鏡嶺 (竹内新七祖父)

竹内鏡嶺は、小野村人、幼より學を嗜み、加冠後、奈良松莊、藤川三溪、片山直造に就き、漢學を學び、文詩を習ふ、書は龍燈院綾川寺住僧綾川に就き、筆法を習ふ、王政維新に際し、尊王愛國を説き、地方民心を矯正せり、維新以前は、祖父竹内安之進の後を承き、小野村及瀧宮村の幼童を、自宅に集め、寺子屋師匠を爲したり、明治初年以來は、飯山中學校教諭となり、民撰戸長となり、官撰戸長となり其他公職に就きしこと枚舉に遑なし、性淡泊にして酒を嗜む、然れども嘗て酒を酔ふも、非禮非義あることなし、酒間文人墨客と交り、興味深きを喜ぶ、氏は詩友歌明としては、小野村の素封家奥村潔、江川溶平、水原遙平、河田厚齋、原田正清、田岡牧太、江川勉、秦象明、岡内禎二、綾川眞清、竹内太長次、上里濟、三土幸太郎、三谷清平等なり、毎月詩歌會を設け、風雅の清遊を爲し、又奥村氏江川氏等と汁講なるものを企て、其氣候に適する珍味を集め、順次會主と爲り、席上互に毫を揮ひ、或は詩或は書或は歌或は書を競ふの、以て心を懋めたり且氏は交情厚く、文有無智はものに對するも、其人の好む所を説き、精神的人を放善に導くを、最第一の樂とせり、氏こそは實に地方の公徳者といふも、敢て恥ざるなり、尙詳細は左の碑文にて知らるべし。

竹内鏡嶺翁碑 友人綾北三士宣撰文

龍山之陽綾水環擁其東岸爲瀧宮人烟盤蔚有商估數十家而其西涯則小野地交錯桑麻野蔽雞犬時聞是所謂隱而不絕俗者可以概竹内鏡嶺畢翁生也夫瀧宮顯蹟地蓋自古也而教施其境一鄉人仰以稱先生而不敢名翁之風度可想也哉翁諱政通稱全吾鏡嶺其號也善詩夫書畫其餘事耳明治七年八月由第四十八區小學校授業拜八等參教九年四月進第七大區三小區小學七等參教十二年二月拜阿野郡小野村戸長三月補權少講義十四年六月任飯山中學校一等司教十五年五月拜二等教諭十八年一月任阿野郡北村外三ヶ村戸長准十三等二十年十二月任鶴足郡上法勤寺外一ヶ村戸長准七等先是明治七年一月官族表翁行賜金若干其餘賞實甚多翁文曰九二助母三好氏天保四年癸巳七月十六日生翁于今綾歌郡羽床村小野幼穎敏爲叔文佐太郎養子嗣其後翁初師藤川三溪受經史後事中堂片山先生以故後進之士從翁學者皆有藝能可觀蓋有淵源翁歿實明治三十四年八月二十一日也年六十九光是長女之夫義子武八承家翁才氣飄逸平居慕陶淵明爲人不爲物拘束然絕無莊屬色而從客談話之間善誘人入德性嗜酒一飯能盡一斗其常持往來者有岡内禎二原田政清綾川眞清併餘四人憶三十年前餘與諸子皆少壯氣盛其相會也極飲豪放如江濤湧如鯨鯢舞而今寥寥凋謝有餘與禎二二人在而已矣計至門人故舊相謀欲建碑貽後乞文餘餘既悲之又思慎終有道也問之禎二序事頗未云銘云

龍山之麓、 維綾之涓、 所謂伊人、 思茲在茲、

素德嘉遯、 世用吏才、 庶幾稱德、 高大其碑、

明治三十五年七月

竹内隣山翁

門人 長尾昭謹書

翁は、竹内元三郎の祖先にして、正徳年間に生れし人、學識豊富、品行方正、一點邪氣なく、郷黨朋友を會し、四書五經の講議を爲し、人を善に導くを常の樂とし、名望最も高し、明治四十四年の春二月、東京市の某氏、羽床尋常小學校に宛て、隣山翁の居住地を問ひ來らる、これによりて、同校長は、直に竹内元三郎の宅に來り、其墓表を閲みし、翁の博識なるを知り得たり、嗚乎大成は里耳に入らずとこれを曰ふか、

傳聞碩學是中規、唯惜吾人不接眉、

德不孤常有隣在、英才遠近古今知、

素 柏 亭

竹内雲涯

又三郎と稱す、氏の家系は、米田竹内氏より分家し、夙に素封家の聞へあり、文學あり、詩歌書畫を能くし射術最も秀す、文政年間京都三十三間堂、江戸深川千矢を試み、名譽を得たり、松平讀岐守、之れを聞き、藩廳に召し、待つた廩米五十石中寄合格を以てするも、固辭して受くぞ、去つて京都智恩院の用人に爲りたり、後徳川幕府に召され、列藩諸侯の弓術指南役となる、或時賈名菘翁、門人三谷清平に問て曰く、汝の近郷雲涯又三郎の射術蘆の箭にて、櫛り鋸を射しに、每發羽を吞むとありや否と、清平答て曰く、實に然とと賞名、羽之を歎賞なしたりと、著す所弓術書一卷あり、雲涯の曾孫某、維新以前まで、徳川將軍慶喜公につかへ居りしとなり、

律義忠廉鐵石堅、中規正己執弓絃、
古來英傑技何一、畫畫文詩是十全、

素 柏 章

竹内安之進（竹内全吾祖父）

氏は安永年間の人にして、祖家瀧宮村竹内六郎右衛門より分家し、小野字並松に住す、容姿優美自ら威嚴あり、夙に學を修め、小笠原流の儀式禮法に達し、詩文和歌をよくす、文のみならず武藝に達し、門人幾十人、常に刀を腰におび、一見士分の如し、寺子屋師匠たり、學童は瀧宮村、小野村より來り、其數一百人に及ぶ、友人は羽床下村竹内雲涯、瀧宮村龍燈院住綾川翁たりしと、夫れ其友を見て其人を知るべし

文武兼備克修身、愛國尊王主敬神、
財富家齊自明德、古今高頌是斯人、

素 柏 亭

山本謙藏（山本鶴吉養父）

氏は、羽床下醫師山本自体翁の長子にして、幼より漢學を修め、年二十の頃より、京都、大阪の大醫の門に入り、醫術を學ぶ、其當時學問の徑路を聞くに、入門の最初には、庭園の掃除にはじまり、風呂焚き子守をなし、漸くにして師匠の藥調合を見習ひ、一二年を過ぐれば代診を許さる、の例なり、此の如き苦學を嘗め

て、成業歸村、名醫の一族を閃かしたり、王政維新に際しては、布告周知係と爲り、村民を一堂に集め、懇切に國恩の際きを説き、地租改正につきては、總代の一人として全村道路の幅杭を建設し、且政事志想を抱き、間接に國家に盡したり、身體は健全にして八十歳の高齡をたもち、天壽を終へたり

古方長學義皇淳、卓識知機術威神、

吟花咏月斟芳酒、尊王愛國說維新、

秦象朔

氏は、幼名五郎、後占之助、昌平、拙哉と改む、羽床下字大林長百姓秦綾造の長子、天保四癸巳年三月生る、性英敏、年九歳にして大阪に行き、ある漢學塾に入る、居ること一年にして歸郷、専心漢學を修む、年二十、京都の醫術大家に入りて學ぶ、嘉永六年三月、長崎に赴き、普化宗管長土岐古木の紹介に依り、和蘭陀人に就き、醫術を修め、歸郷開業、茲に十五年、後遠佐柳島に移居、文久三年三月、同島幕府勤番所に奉職し、維新に際し、琴平町土州鎮撫所司法、學校、及醫官を兼務し、後職を辭し、榎井村及琴平町にて醫業を營み、明治三十五年三月死す。

執筆金匱鐵撫術、書治司法學兼加、

英才夙有清閑在、隨處風流弄月華、

秦柏亭

竹内太長次 (竹内元三郎養父)

氏は、羽床下に生る、性正直、音調高く、言語明晰、よく人を感せしむ、殊に文學の志篤く、天文易學を好、敬神愛國務王の意志深くして、維新に際し、村内の少年を集め、團體の尊嚴を説き、國民の義務を論じ、衆人を善に導けり、神道にくはしく、權少講義の班に列し、縣社白峰神社の社司たり、且武術を好み、柔術は上田澤右衛門中條秀次郎、鎗術は福家眞八を師として習ふ、金刀比羅神社内明道學校幹事たり、同社社務上功勞多大なり、曾て羽床下村山林所有者と山林を有せぬ者と不和を生じ、不穩の傾きありし折柄、丸山、高坪、洗川、石内等の野山を小民の者の共有林となすに際し、内外融和の道を講じ、和解なしたる等、枚舉に遑なく、最も有要の人物なりし、

神精潔白說金言、古道尊崇報國恩、

全善終身能導衆、高天原上仰英魂、

秦柏亭

長尾巖太

氏は、羽床下長尾家の祖家、長尾半吾の嗣子にして、幼少の時母をうしなひ、祖母の養育を受けて成長し、滿七年のときより、叔父秦彌三郎の薫陶を受け、居ること三年、後旭小學校設置の當時、郷里に歸り通學し、

卒業後飯山中學校に入り、業を終へ、小學教員試験を受け級第、時に明治二十一年の冬なり、明治二十六年甲種檢定に級等し、後羽床、岡田、瀧宮、山内、山田小學校に校長の職を奉じ終始一貫、明治四十一年より病に罹り、同年九月廿五日歿す、氏は幼より神童の譽あり、成長死に至るまで、一點の瑕瑾を見ず、實に模範の人と賞せらる、酒を嗜むも醜醜なるときは、笑談の高きを知るのみ、常に詩歌を嗜み、詩友岡田翠崩（西村佐織）、片山瓠園（喜十太）、内海鷹外（現雉尾伊三太）、桐園（本住敬次）、秦柏亭（市郎）等と月並詩會を開き、以て之を樂む。歌は片山桐雨（暉意）、三好甚三、宮武松次、笹島辰三郎、片山喜十太、秦市郎、眞鍋愛三郎等と月次會を設く、其師は上里濟翁、詩の師は竹内全吾錢嶺翁なり。

長尾巖太君墓碑

幼童之學重在養良智良能龍猪之判實決于此矣爲之表卒者所係亦大乎哉長尾巖太君綾歌郡羽床村人也成童卒業乎飯山中學校後受諸檢定試驗歷任羽床岡田瀧宮山内山田尋常及高等小學訓導校長二十餘年勤勉如一日所至有聲明治四十一年八月僅四十二病歿君爲人小心翼翼少如老成人其接兒童也常潛思古道慮性偏以輔翼防才過以警戒之蓋於所以培根達枝者可謂盡矣情哉其壽不長項者向之五村志士胥謀建碑于羽床古城址以表追慕之意屬文字餘餘與君有舊義不可辭因系之銘曰

羽床之域、 誰昔屬誰、 城將伊豆、 稱爲熊罷、
文武雖異、 聲望差池、 俯仰今昔、 隨溪一碑、

綾北 三 土 宣 撰

片山喜十太（片山喜太郎弟）

氏は、羽床下大小堤山即羽床富士の南、片山喜久次の二男なり、氏幼少より、水原龜三を師とし、漢書を精き、學成り小學教員と爲り、鶴足郡栗熊村隈玉小學校に職を奉じ、教育に熱心なり、後羽床尋常小學校に轉じ、明治三十五年羽床村収入役に當選出納をつかさとり、酒を嗜み詩歌を喜ぶ、詩は竹内錢嶺翁に、歌は上里濟翁に、羽床詩歌會員に列し、吟詠多々あり

訪初夏片山瓠園

秦 柏 亭

池水連漪織細紋 涼風吹度帶斜曛

貪看光景無限好 大小堤山綠染雲

秋山平次郎（秋山清吉父）

氏は、綾歌郡端岡村（國分）に生れ、年三十にして羽床下に來り 寺小屋師匠を始じむ、性質直、體軀大にして、強記なり、日本の歴史殊に軍書にくはしく、太平記の如きことにかしこに斯の如しと、談話すること掌をめぐらすが如し、其塾生は、羽床上村羽床下村兒童なり、氏は明治元年辰年九月に歿す、恰も大正六年五十周年忌に當るを以て、生存の弟子等師恩の萬分の一を報ひ、市の庵に登壇を設け、淨覺寺、眞行寺の住職弟子を招き、三部妙典を讀みて、亡靈を祭らる、これを見るも、氏の當時師弟の親密を知らるべし。

端坐威嚴翠秀眉、 恩勸教訓尚心知、
薰陶恩溥報無物、 先薦山櫻第一枝、

秦 柏 亭

補 定

奥村宇右衛門

氏の家は、生駒浪人の家にて、小野村の素封家なり、嘉永年間、阿野郡南の大庄屋にて、威風高く、祿多し、
田畑山林を有すること多彩、榮華を極む、然れども財産と身分に過ぐる遊興に流れず、小民を恤み、積多非
人等には、連日金米を施したり、日に食客幾十人、門前市を爲す、郡の大小百姓其は、子の父母を慕ふが如
く、氏の仁徳を誦ふ。

潔白心情不染埃、 德高家富保天才、
恩君治蹟今猶記、 管内庶人如子來、

秦 柏 亭

宮 武 吉 太 郎 (宮武喩父)

氏は、小野村長百姓宮武才助の嗣子にして、性淡泊能く産を起し、小百姓共に耕作の範を示し、一時自作地
拾町歩に及び、男女奉公人幾十人の多きに至るた之か指揮は「自ら之を爲す、明治初年、小野村里正の榮職

に就き、村治の改善を計り、小民を恤み、能く村民の憂患を建白し、村よく治まり、四方に名譽を流す、嗣
児の訓育も自ら村民模範となる。

庭訓能成是禮國、 嘉賓車馬日充門、
金言動上克憐下、 治蹟今驅小野村、

秦 柏 亭

三 好 伊 平 太 (三好傳次父)

氏は普代長百姓の家に生る、父を秀造といふ、元治慶應年間、羽床下村藏組頭となり、清廉出納事務を掌る
人となり淡泊にして、酒を嗜み、園藝をよくし、少年に善を勧め、悪を戒しむ、殊に一家平和資産富み、男
子多し、長傳次家を嗣ぎ、次伊三太府中村明石氏の養子となる、次半次羽床上村秋山氏へ入夫、次甚三分家
醫業を開き、名譽四方に溢る、四子皆孝と謂つべし。

縁竹廻軒葉葉吟、 平生感染當家箴、
園藝纒了復傾酒、 君子風姿君子心、

秦 柏 亭

長 尾 傳 七 (長尾半吾父)

翁は、羽床下字八十田に生る、長尾系の祖家にて、普代長百姓なり、氏は若年より組頭役を勤め、慶應年間

に至り、凡四十餘年勤績す、算術の達者にて、村内の頼母子會其他計算を要するときは、渾て氏をわづらはす、殊に羽床下村は、年々歳々田租破免を願ふに際し、代官手代等出役人と立會し、坪刈合取の計算のとき再算の要なく一算にて事を便す、出役之を見て驚く、其他少年を訓誨するに、其言短刀直入、六に人を感せしむ。

見聞精密日知新、 温古金言克感人、
思起隨行同樂事、 好秋紅葉早櫻春、

秦 柏 亭

宮 武 松 次 (宮武文父)

氏は、羽床下字川下中に生る、父を宮武龜三郎といひ、母は三野氏幼にして高松三野の塾に入り、漢字を修め、書道を習ふ、性活潑にして氣力あり、顯貴を避けず、意志を貫徹し、下情を汲み、衆を愛す、衆も亦氏を慕ふ、徵兵參事員となり、村長に當選すること幾回、在職中郡道を改修し、多年懸案たりし羽床尋常小學校建築し、殊に建築費は人民應分の寄附金を募り、以て成功を告ぐ、官之を賞す、こゝを以て氏始め村民は褒賞の榮を得たり、氏の功蹟枚擧に遑なし。

愛國忠肝溢秀眉、 淡交情誼卅年間、
徵兵參與自治績、 長表鷹包双好山、

秦 柏 亭

秦 綾 造

氏は、羽床下字大林に生る、其生年は天明八年なり、氏の家は數代前、秦恒右衛門より分家し、長百姓たり書道射術は竹内雲涯に學ぶ、其射術は強弓をひき、殊に射容畫くが如しと、其他吹笛、圍碁、抹茶等多藝の人なり、就中藏組頭奉職中、高松藩郷役所へ二分米六月納に出頭したるとき、稅吏再算綾造に向つて曰く其方計算すべしと、直に走るが如く一算す、吏又曰く再算すべしと、曰く私には一算にて事足り、再算の用なしと答ふ、吏微笑して言はずと、其算術に達せしを知る。

吹笛圍碁又抹茶、 餘閒嗜酒醉烟霞、
閒君少壯登衙日、 算數殊工爲一家、

秦 柏 亭

水 原 龜 三 (水原溜藏父)

氏は、羽床下字平芝に生る、父佐兵衛、母武目、家庭の教訓よく調ひ、初て學に入るや、大學を自ら寫本し之を携へ、每朝栗熊村渡邊氏の塾に行き、漢書の講義を聞き、駢足にて家に歸り、弟を伴ひ鷹見峰山に登り艸を刈り薪を折き、荷ふて歸るを日課とせり、後羽床下村庄屋竹内廣三郎の祐筆と爲り、明治五年、第四十九區の村役人となり、羽床下村受持戸長となる、恰明治十一年七月なり。

夙吾知子子知吾、來往吟詩相互娛、
吏職清廉尙追慕、松塘桐雨一聯珠、

秦 柏 亭

長尾新三郎 (長尾松次郎父)

氏は、長尾新左衛門の養子にして、鶴足郡飯野村に生る、養家に入りて、父祖の家風を守り、明治初年羽床下村里正に職を奉じ、村治を改善し、功を以て、苗字帯刀を許さる、氏の部屬吏は、藏保長上總覺三郎、保長長尾丹造、楠原惣三郎、松本才造なり。

不逸天命古今知、觸物深心又九思、
飲酒三杯談戲謔、一聲發處解人頤、

秦 柏 亭

小田平三郎

氏は、小野字脇、惣十郎の嗣子にして、幼より學に就き、語記力よく、一度聞けば忘れず、人稱して神童といふ、年二十に足らずして、小學校教員檢定に合格し、教員の職につき、後轉じて巡査となり、警部に昇り小豆郡土庄警察署長となり、治蹟よく舉り、官民共は信頼せしに、一朝病に罹り、終に逝く、惜むべし。
知君天稟喚神童、潔白澄心君子風、

對策文題占優等、位山昇進告成功、

秦 柏 亭

小林楨次郎 (小林茂一郎祖父)

氏は、羽床下字川端に生る、性實着人望あり、嘉永年間より王政維新以前まで、組頭の職を奉じ、人民を愛撫し、閑暇あれば寺院に詣で、法義を信じ、衣食住富裕にして、良民の模範を示し、天年終らる。

秦 柏 亭

知君一夜入祇山、長逝登壇不退班、
偏見窓前玉龍影、真如月掛老松間、

勝浦喜代次 (勝浦栴祖父)

氏は、小野字和氣に生れ、少年時代より、里道を修繕し、成功を喜ぶ、年強仕前より、小野村組頭の職を奉じ、道路橋梁の工事を奨励し、他村に先んじて、公共事業をなし、大に村益を増進せり。

公共心厚克交隣、道路修來耐苦辛、
殊賞精心正直實、地稱和氣太平人、

秦 柏 亭

川崎又三郎 (川崎米三郎父)

氏は、小野字樋向に生る、性深着、天保年間、小野村狀繼役より累進庄屋となり、帯刀を許さる、衣食足りて禮節あらたまる謂の如く、一家和淳、村民之に習ふ、實に良名主の譽ありき。
住居衣食不過分、兼望歸依遠近聞、
錫命名高里正職、齊家富貴不如君、

素 柏 亭

西尾 茂 八 (西尾勝吾祖父)

氏は、綾歌郡山田村に生れ、年加冠後、同郡小野村字内間西尾氏の養子となり、勤儉貯蓄資産殖し、小野村藏組頭となり、出納明瞭村民敬慕し、氏の行爲に習ひ、風俗善良に赴きたりき。
螟蛉克適此經營、儲蓄千金一氣成、
正直清廉藏保蹟、今來古往有餘聲、

素 柏 亭

前田 庄 四 郎 (前田太吉父)

氏は、小野字西ノ山に生る、性温良、小野村藏組頭たり、夙に産富み、能く人の難を扶ふ、貧人に財を貸すも、或時は子本共を求めさることあり、名望高かりき。
喬松巢鶴一林頭、福祿添來百穀收、

貸借時無求子本、于今恩惠里閭謳、

素 柏 亭

技 藝 家

上 總 喜 之 介 翁 (上總兼祖父)

翁は、羽床下字脇に生る、鞍馬流劍術に達し、道場を設け、指南をなしたり、夙に高松藩西屋敷出入り、苗字帯刀を許さる、翁の西屋敷へ出入を初め、同屋敷に擊劍會あり、其會に列し仕合のとき、君公、雲裾の紅色なるを認め、あやしみて之を問ふ、翁曰く、時恰も寒天、衣の厚きを欲し、荆妻の晴衣を假用せしなりと、君公曰く、面白き人物かなとて、直に苗字帯刀を許可せられたり、其れよりして君公の憐愛益々深く、村に於きては、長百姓は普代の家に限りしに、翁は長百姓に列したりと。

長槍劍術兩相兼、況又家庭保傳嚴、
常謂武無文之外、誠心質直說清廉、

素 柏 亭

笹 島 辰 三 郎

氏は、上總喜之助の長男なり、鞍馬流鎗術劍術の指南たり、曾て鎗劍術の扁額を製作し、金刀比羅神社、御山八幡宮、瀧宮神社に奉納し、敬神の意と、祖先崇拜の意とを表したり、氏は、天性寡欲にして、公共心を

有し、就中水理水配に心を傾け、率先農家の便を計り、殊に羽床用水の水源地の、水神碑銘の如きは、氏が潭身の力を盡し、偉大の動しを、久に遺したり、氏の笹島氏と稱するは地士笹島氏の帯刀の班を求めしに依ると。

先決公共後及私、始終常不見愁眉、
成功一事萬金樂、淡泊交情世自知、

秦 柏 亭

上總 彌 平 次 (上總寛八父)

氏は、羽床下字嶋浪次の長男にして、佃業を營む、後年二十清間生花を學ぶ、新居郷一間齋の門に入り、其奥義を窮む、明治四十二年、齡五十七にて死す、茲に氏の墓碑銘を掲げ、以て後昆に示さむ、

明治四十二年歲次己酉三月一日、松影齋上總君歿、年五十七、葬於光貴寺先塋、嗣子寛八君餘請墓銘、餘與君親善、乃不辭不敏也、君通稱彌平次、父稱浪次、母刀根子、君性好風流、夙入新居郷一間齋之門、修遠州流插花、殆二十年、後又入筧原郷鴻興齋之門、窮蘊奧、於是子益進、時人爲之語曰羽床里、古有雲涯、今有松影齋、雲涯善射者、其重乎世可知也、銘曰
生涯安逸 活花補天 松影齋主 遺流千年

明治四十三年一月三十日

秦 市 郎 撰

宮 武 七 五 郎

氏は、小野人なり、竹内雲涯に就きて射を學び、頗る其の術に長ず、高松藩執政木村默老、金毘羅參詣の途中、竹内太長次の宅に投宿して、古物古書畫を觀、翌朝七五郎を召して射を命ず、七五郎は矍鑠たる老翁にして、鶉衣袴袴を着し四矢を發つ、皆鶉に入る、尋で大的を射、十二矢を發し、鶉の中央より上下左右に十字形に貫通し、然かも各矢の貫通點の距離、毫釐も違はず、默老嘆賞して曰く、實に妙手なり、尙他に奇を出すや否やと、答へて曰く、師家懸虹の法あり、御覽に供せん、請ふ敏捷なる屬箭手二人を得んと、即ち從僕二人を與ふ、七五郎射場を探り、淨覺寺に得たり、一槽を寺門を距る一町許の石橋上に置き、寺門に立て之を射る、一發二發徐々に發し、六七發より稍疾く、十發十五發愈疾、二人の屬箭手、咄嗟枉舞應接に違あらず、射る矢相連續して、一條の閃光となり、往くが如く、還るが如く、織が如く、畫が如く、宛然虹形懸て墜ちざること一時間、一場瞭若喝采を沸く、默老燕尾套を脱し、賞として七五郎に授け、其夜竹内家に呼んで饗譚す、酒間默老問ふ、如何にして斯く妙を得たるや、勉強のみと答ふ、師雲涯の仰せに、一千日の修業を廢すべからずと、此語を嚴守し、家農なるにより、晝間行ふこと能はざるを以て、薄暮拂曉食後寸暇を利用して、一千日の業を卒ふ、又問ふ師家秘訣ありや、答へて曰く、師法弦を懸く弓の中心より内に偏す而して後弓弦的の三つの正に平準を得て、千矢萬發中らざるなし、又問ふ、汝の技師家と優劣如何と、答て曰く及ばざるもの二あり、池の宮の華表と、風中の橙と是なり、問ふ、如何なることぞ、答へて曰く、本

郡栗熊東村に池の宮あり、師家嘗て其の華表の扁額に。懐中鏡を懸け、某池の堤上より之を射る、余又之を射る、師家命中毫も誤らず、洞じて過ぐるもの五六間、予の矢八町樋に至りて落つ、蓋し師の矢三百間にして餘威あり、予の矢二百間にして力盡く、又嘗て風中の橙子を、七八間の距離より射る、師の十矢盡く中り、余の矢僅か二矢なり、又問ふ實地の射如何、答へて曰く、高山大澤深林曠野猛獸に非れば鷺鳥、岸にて飛雁、水にては魚鼈、翔るもの、走るもの、搏つもの、攫むもの、泛ぶもの、潜むもの、電の發するが如く、風の踴るが如く、機に乗じ、會に投じ、奇を出して、勝を制す、禽鳥は氣の先に通じ、心の動を察す我れ彼れと共に走り、共に翔り、獲ることを貪る無く悔る無く懼る無ければ總て獲らる、射の要は心に在り心正しければ、體直し體直ければ萬事能ふ、默老大に賞讃措かす。

正心弓術自堪能、剛毅清魂似白水、
克報師恩說師技、古今鳴世出藍稱、

秦 柏 亭

政治家

綾井武夫

氏は、羽床下に生る、父は宮武龜三郎、母は三野氏、幼時は山本謙康の塾に入り、後漢學を修め、或は書法を學ぶ、十餘歳にして親族綾井忠吉郎の養子となり、京阪諸大家に就き、政治學經濟學等を研ぎ、明治二十

三年衆議院議員に當選し、大に爲す所あり、期滿らて後、東京に居住し國家の爲め努力せられたり。

堂堂勢氣閃旆旒、克向民人示自由、
口吐長虹參政日、南州說盡到東州、

秦 柏 亭

實業家

宮武龜三郎 (宮武文祖父)

氏は、小野宮武戈助の令子にして、羽床下字川下中に分家せられ、清酒醸造を業とし、日ならずして、高松市田町に支店を設け、日に月に家業隆盛して、富巨萬を致し、倉庫を増築し、世人に實業の模範を示し、名聲四方に轟く、よく子孫を教育し、國政に參與の麟兒を出せり、今や此人をして世に在らしめば、五港に店を構へ、各國の實業者と、肩を比するに至るならむ。

擴張産業巨名揚、威戴酒星追杜康、
亦是麟兒愛國厚、興家續々出藍祥、

秦 柏 亭

竹内次郎助 (竹内長一祖父)

氏は、小野字並松、九二助の嗣子なり、性來公共事業と、製菓との熱心なり、安政年間、瀧宮村川の坂の渡

揚出水のとき、橋梁なく、裸體の渡人夫、旅人を肩に乗せ、賃金を貪り、人を渡すの習慣あり、行人之に艱む、氏深く之を患ひ、高松藩廳に架橋の許可を得て、讃岐全國各村々の寄附を募り、官の補助を仰ぎ、茲に安益橋を架し、以て旅人を便す、現在の綾川橋のある所なり、本業は製菓、嘉永年間より安政年間に涉り、組頭役を勤め、功勞多し、製菓の重なる物は、惠の露、白梅花なり。

生涯質直恩無邪、製菓成功克保家、
歌教恩深惠能露、管公遺愛白梅花、

秦 柏 亭

宗教家

長尾 曇 力 (真宗淨覺寺)

氏は、羽床下真宗淨覺寺十八世住職たり、天性磊落にして、世事に接へず、専ら宗教發展に心を盡す、文政年間の人なり、或日門徒勸化の爲め、阿野郡國分村國分寺觀音堂前を通ぐ、地方強力の聞へある少年輩數十人、更る更る三十五貫目の大石を弄ひ、肩に上げんとして取り落すること三五回、氏從僕衆を顧みて曰く、嗚呼力足らずと三笑す、少年等之を聞き、口角沫をとはしつ、氏を頻に侮辱す、氏忽ち法衣の袖を後にとり、堅く結び、此大石を軽く肩にあげ、觀音堂を巡ること三回、一言をも語らずして此地を去りて西す少年等曰く驚くべしと。

世知南海道心僧、膏力豪強遠近稱、
多夜梵音常徹曉、寒光一點竹間燈、

秦 柏 亭

精 農

真 鍋 利 吉 郎 (真鍋愛三郎父)

氏は羽床下字湯船に生る、父は繁藏といひ、専ら農業を營ば、室は中井氏、晴に耕し、雨に拘ひ、勉めて以て富を致す、後字大坪に居を占め、こゝに家道益々隆昌して、羽床村屈指の資産家となる、常に宗教に志厚く、眞行寺の今日あるに與りて力あり、人と強て争を起さず、長く羽床村會議員たり、殊に明治八年の地租改正、明治十三年山林等級の改正の時には、大に力を盡したり、氏は令子令孫あり、氏の如きは終りを全ふせし人なりと謂ふべし。

終生昌運滿無虧、勤儉成功揭大旗、
常說經營理財道、一錢貯蓄萬金基、

秦 柏 亭

長 尾 利 三 郎 (長尾恒三郎父)

氏は、羽床下字奥谷の人、天性沉着、寡言にして常に用を節し、農業を勵み、資産先代に幾倍せり、一家和

順にして、嘗て風波の起ることなし、近憐の人、よく家をととのひ、よく産を起すをみて、之れに習ひ朝は五時に起き、夜は十時に臥し、自然に郷里舉つて富を致すに至る、嗚呼此の人ありて、この郷榮ふ實に模範の人なり。

飲食衣裳不越分、
每言忍耐立身本、

戴星鋤月奏偉勳、
勤儉興家誰及君、

秦 柏 亭

真 鍋 繁 藏 (真鍋愛三郎祖父)

氏は、元龜天正年間以前、香川郡鷺田村室山城主、本國三河藤原經濟の嫡流、真鍋權頭の遠孫にして、羽床下字湯船に生る、天性質直、常に言ふ、我家歴代の農家なれば、御上様へ精選の上儀、御年貢米を上納すること本分なりと、氏は天明年間の生れなり。

高爾低田日力耕、
家庭垂示興家法、

溫和質直意情平、
歲々黃苞報聖明、

秦 柏 亭

真 鍋 杉 之 助 (真鍋安太郎祖父)

氏は、羽床下字馬不行の人なり、性淡泊、克く人に交り、専ら農業を勵み、土地開墾を樂む、偶々間あると

きは造林を事とし、敬神の志深くして、應見峰神社の隆昌を期し、櫻樹を移植せり、今現に生木年々歳々花を開き、人をして日本魂を喚起せしむ、登山路傍の櫻樹即ち是なり、以て其人の知るべし。

淡泊温顔能接人、
人稱耕鋤益郷里、

高聲急促說時珍、
開拓成功日々新、

秦 柏 亭

真 鍋 金 三 郎 (真鍋岩太郎祖父)

真鍋金三郎は、羽床下字川原谷の人にして、仁慈深く、貧人救恤し、農閑専ら融通の道を講ず、今や斯人をして世にあらしめば、大に公共の事業を企圖するならむ、惜むべし。

常事融通不厭勞、
子孫追日有餘慶、

貧人救恤美名高、
積善尊稱天所褒、

秦 柏 亭

梶 原 傳 藏 (梶原市次祖父)

氏、名を傳藏といひ、小野の人、常に農業を勵み、精農の譽高し、又少年を感化し、よく術生を遣し、實踐以て八十餘歳の長壽を保ち、大正四年十一月御大典の天盃を拜領し、天年を終へたり。

強力身長敢突衝、
維新謹喜布令從、

年來日日營佃業、道路修來克利農、

兼 柏 亭

第七編 復 讐

即羽床仇討

辰藏は、綾歌郡羽床村の人なり、人と爲り、黍面巨眼、體軀豐偉、犇猛近く可らず、郷里呼んで、巨眼辰と稱す、五歳にして孤となる、幼より穢惡暴戾にして、長老を罵言し、儕輩を凌辱す、郷人患へて曰く、「寧ろ猛虎の怒に遇ふとも巨眼辰藏の毗睚に觸る、勿れ」と、一日母辰藏を携へて、寒川郡志度寺に請でぬ、寺僧辰藏を諦視して曰く、「此子顔容犇猛にして、殺氣を帯ぶ、恐らく弱冠を出でずして、横禍に罹らん、早く緇衣となりて、吾に隨は、以て免るべしと、母素佛を信すること厚く、悚然として薙髮せんことを慫慂す辰藏頑強にして命を奉せず、稍長するに及び、遊居常無く、放縱益甚し、母其の累を貽さんことを恐れ、官に請て其籍を削る、辰藏天を仰ぎ大笑して曰く、「天地を以て吾が廬となし、宇宙を以て吾が郷となす、これ寧ろ吾が願ふ所なり」と、飄然として去り、或は京攝の間に漂泊し、或は相武の際に落魄し、甲信に入り、丹波龜山に滞留し、濃尾入ること數年、磨師某に隨ひて、其秘術を極む、既にして謂へらく、山間僻陬以て驥足を伸すに足らずと、去りて京師に入り、再び江戸に赴かんと欲して、途中近江國琵琶湖畔膳所の城下を

過ぐ、偶々不動寺の僧が、郷人たるを知り、翌日早々其の門を敲く、僧亦其の郷人たるを悦んで、終日與に語る、辰藏滞留すること數日、心甚湖畔の風光を愛し、終に寺僧に請ひて、城南不動寺の別院不動庵に寄寓し、磨師を以て口を糊す、是より先き鑊工嘉平をして不動庵を管せしむ、辰藏嘉平と結びて兄弟の約を爲す一日途上偶々一佳人に逢ふ、誤りて其足に觸れ、顛蹶して其の履篋を斷つ、佳人忽ち雙頬に潮紅を呈し叩頭して謝す、因りて諦視すれば、明眸皓齒風姿絶艶、實に窈窕たる美人なり、去りて歸らんとして旋趾する忍びず、其の跡を追ひて路の遠きを知らず、終に大津釐婦の女にして、名を枝茂と云ひ、鍼術を業とするものなることを探知し、家に歸りて轉々煩悶眠ること能はず、動もすれば將に發狂せんとす、嘉平其情を憫み、往きて釐婦を甘言を以て誘ひて曰く、辰藏風采稍揚らすと雖、蓋し天下の名師なり、嫁して以て家を起すべしと、釐婦信せず、強いて説得せしむ、乃ち歸りて之を辰藏に報ず、辰藏驚喜雀躍す、乃ち黃道吉日を卜して合巻の式を舉ぐ、瑟琴相和し、家庭和氣霽々たり、居ること三年にして故態復發し、亂酒暴行、時々劇怒反噬して器を擲げ、劍を撫す、枝茂惶懼し、其母大に憤悲し、一家反目して遂に去る、復た不動庵に寓し、枝茂を戀慕して怏々疾を成す、嘉平之を憫み、大津に抵り、盛に辰藏改心の狀を語り、百方慰諭し、枝茂を拉して歸る、辰藏驚喜して是より伉儷復た初の如し、適々寺僧來りて枝茂を覩て之を詰る、辰藏告ぐるに實を以てす、僧怒りて曰く、何事ぞ妖婦を以て我淨境を濁さんとするかと、嘉平亦至り叩頭して辨疏すれども僧聽かず、遂に濱田街の一舎に移る、是れより先き平井市郎次と云ふ人あり、父を西司と云ひ、膳所候本多

下總守に仕へて、騎兵隊長となり、祿七十石を食む、三男一女あり、長を市郎次、次を外記三を九市と云ふ外記出でて水口藩士武内を繼ぐ、西司歿す、市郎次後を繼ぎ、祿六十石を食み、父の官職を襲ぐ、市郎次人と爲り、白哲都雅、怠惰游佚、居常曠職或は狹斜に流連し、好んで刀劍を相す、交る所皆輕佻無賴、鬪藩指斥す、因りて、早く職を辭し、九市家祿を襲ぐ、前隣に不動庵あり、市郎次一日庵に來り、辰藏に謁し、交談劇を移し、枝茂をしが膺を脩めしむ、市郎次枝茂を見て大に喜ぶ、落花情あり流水意なからや、一桃して饗に應ず、辰藏素浮浪の徒なれば放遊度なく、家に歸らざること數日に及ぶことあり、是を以て二人其姦を肆に行ふを得たり、辰藏之を怪めども未だ其證を得ず、一日辰藏遠く出づ、二人譖を設けて戯れ復た忌憚する所なし、遂に酔て臥す、辰藏夜に入りて歸る、室内人有りて喃喃細語するを聞くと、辰藏劇怒し、戸を排して入る、市郎次出づる所を知らず、我なり我なりと叫ぶ、辰藏喝して曰く、汝姦夫其處動く勿れと、既にして逸す、即ち跳躍して咆哮し、刀を揮つて之を追ふ、及ばずして歸り、枝茂の髪をつかみ亂打痛撲し、叱叱の聲絶叫の聲と、啐然として四隣に徹す、隣保競ひて至り、嘉平も亦走りて至る、後市郎次嘉平を介して罪を謝し、且金若干を贈る、是に於て辰藏の怒火漸く息む、枝茂亦大に慚ぢ、且辰藏の凶暴を恐れ自ら落飾して尼となる、時は文政六年癸未八月七日なり、後半歳許りを経し頃、鑿林外策、山下周輔、僧雄及び庵主密禪の四人、環坐して不動庵に於て碁を闘はす、辰藏來りて傍觀す、外策局に當り子を下しつとつ曰く、汝何たる怯夫ぞや、人其の妻を姦して汝辱を雪ぐ能はず、何の面目ありて人に接せんと、辰藏滿面朱を漲き、怒

髮天を衝く、又曰く、求の家利力多し、盡んぞ姦夫の首を施せざる、吁怯夫なり銅臭なり、碁に耽りて之を知らずと、且語り且子を下す、辰藏堪ふる能はず、切齒扼腕して蹶起し、密に利力を懐にし、枝茂を樹陰に誘ひて、其の喉を刺す、立ちどころに絶命す、直に我家に歸り、良刀二三口を携へて、市郎次の許に至る、曰く近頃良刀を得たり、願くば主公之を相せよと、時に市郎次浴より上り、擔端に立ち取りて之を相す、辰藏別に一利刀を提げ、後より一撃して、市郎次を兩斷す、其の伯母側に在り、驚愕して走る能はず、辰藏刀を反して其の腰を傷く、轉顛して絶叫す、九市庇に在り、伯母の悲鳴を聞き、狂奔して至ば鮮血淋漓たり、手語して曰く、辰藏の害する所となる、猶未だ遠からず、追つて之を打つべしと、九市始めて辰藏の所爲なるを知り、大刀を提げて之を追ふ、遂に其の踪跡を失ひ及ばずして歸る、庵主密禪前の喧嘩なるを聞き、之を伺へば、九市兄の死骸を抱て慟哭す、驚き他の三人を呼ぶ、三人始めて變あるを知り、俱に外に出づれば則ち枝茂の屍體ありて、鮮血狼籍たり、驚愕相顧みて一語なし、外策己れの言の輕率なるより、此變を來せるを知り、顔色變じて土の如く、戰々恟々として手足を戦かす、翌日早々官憲死屍を検し、其の埋藏を聽す、寺僧不謹に坐して閉門七日に處せらる、膳所藩辰藏を物色するも、杳として其の片影を見ず、是に於て九市亡兄の復讐を爲さんことを藩に請ふ、藩主聽かずして曰く、汝家に在りて兄を殺すの仇人を逸す、何の面目ありて士籍に列せんと、因りく其の家を沒收す、蓋し其の志を激勵するなり、九市乃ち其母及び伯母に家を託し、去りて武内氏の宅に至る、外記曰く、汝弱冠にして將に死地に入らんとす、吾亦仇を復せざる可らず

請ふ僧に行かん、乃ち之を藩主に請ふ、藩主聽かず、仇を報せば復讐せんと請ふ、遂に聽さる、二人相談して曰く、敵必ず丹波に在らんと、九月十四日近江を發し、尊ねて丹波の龜山に抵り、商家の傭人となり、密に偵察すること數月なれども、少しも手懸りを得ず、兄弟曰く讚岐は桑梓の地なり、必ず此に潜伏せんと、航して讚岐に渡り、金毘羅に詣で社頭に祈念す、偵察尋窮大に力むと雖も、終に踪跡を得ず、伊豫に入り、土佐を経て、阿波に赴き、淡路に轉じ、紀伊に往けども復獲る所なし、京師に出で、明開寺に詣で、虛無僧と爲る、蓋し其の本山なり、外記は蟠龍と改名し、九市は鐵腸と稱す、謂へらく搜素の便之に過ぐるなしと蓋し蘭笠深簷、人をして誰なるかを知らしめず、一幅の袈裟、一枝の洞簫を以て、浮雲流水食を人家に乞ひ伊勢、尾張、三河、遠江より駿河を過ぎて甲斐に入る、凡そ三戸の村、十室の邑、必ず先づ黎面巨眼なる者の在否を問ふ、文政七年甲申五月、相模の小田原に抵る、會々淺田兄弟離復して郷に歸る、衝卒列を爲し、觀者堵の如し、二人私に之を羨む、文政八年乙酉正月、常陸を過ぎ、奥羽に入り、信越を経て、再び丹波に抵る、風餐露宿、備に辛酸を嘗む、三月再び瀬戸内海を航して、讚岐に渡り、再び金毘羅社頭に賽して默禱す、羽床村に至りしも亦獲る所なし、兄弟歎息して去り、備中笠岡に至る、偶々虛無僧正六輩と相會す、一僧蟠龍の裝中に刀を藏するを見て曰く、我が道殺生を禁す、刀を携ふるは法の禁する所なりとて、其本則及び笠簫を奪はんと欲す、蓋し本則とは本山の神符なり、禁を犯したるものは之を奪ふ、是れ此の法規なり、蟠龍之を謝せとも衆聽かす、中に雲龍と云ふ者あり、熟視すること少時にして、衆僧に謂て曰く、蟠龍我が道

を學ぶこと日尙淺し、未だ其規則を諳んぜざるのみと、乃ち誠めて之を許し、事漸く解けたり、兄弟是より山陰に入り、轉じて安藝の三原に行き、再び雲龍と邂逅す、雲龍は周防の人、本貫は岩國藩士、姓は黒澤名は利貞、人と爲り、卓犖俠魁、武力絶倫、閩藩夙に其の驍勇を推す、是より先き、藩主吉川侯某山に狩獵を爲せし時、利貞扈從す、時に老臣と功を争ふて屈せず、遂に其の爵祿を棄て、飄然として去りて、虚無僧となる、蟠龍兄弟其の奇骨稜々たるを喜び、意氣相投合して兄弟と爲る、是三人同行、西二筑薩隅に遊ぶ、一夜雲龍復蟠龍の囊中利刀を藏するを見て、陽に怒りて曰く、汝我に兄弟を以て許して猶我を欺くか、蓋んず我が鐵拳を啗はざると、膝を進めて之を睨む、兄弟謝して曰く、敢て法禁を犯すにあらずと、遂に情を以て語る、雲龍晒ふて曰く善し、汝に一臂の力を添へんと、兄弟叩頭す、文政十年丁亥六月二十六日、伊豫の今治に抵る、西松山大洲を搜らんと欲す、此夜蟠龍夢に白衣の老人ありて東を指して曰く、西になし西になしと、覺めて之を語り、遂に轉じて東讃岐に入り、閏六月九日善通寺の一茶亭に憩ふ、少年十數輩有り、譁然として相語りて曰く、快なる哉、蘇鐵山の勝造を斫るや、一刀にして兩斷すること瓜を割るが如しと、蓋し博徒の殺傷を語るなり、又一人曰く、余亦傍に在りて之を觀るに、操る所の秋水長さ二尺許り、光芒電の如し、蓋巨眼辰藏の磨く所なりといふ、辰藏は天下の名師なり、宜なり銳利斯の如きに至るはと、三人耳を敬て、之を聴き、喜び極まつて泣く、是れ始めて仇敵の郷里に在るを知ればなり、先づ金毘羅社頭に詣で、其の靈夢を感謝す、旗亭に投じ終宵事を議す、初め辰藏の逃げ歸るや、毎に親交に語りて曰く、我れ嘗て湖南に

寓し、姪婦と姦夫とを殺すと、友之を誣む、辰藏乃ち洪笑して曰く、彼未だ子あらず、弱弟ありと雖與し曷きのみと、然りと雖内自ら安んぜず、高松徳島間に潜み、居常必ず大刀を佩ぶ、近來家に歸り磨研を以て衣食す、十一日兄弟往き仇家を覘ふ、近隣悉く集る、蓋家祭たりしなり、翌日蟠龍復た往き食を仇家に乞ふ、辰藏獨り家に在り、時正に炎熱の候なれば、裸體にて刀を磨く、三人相語りて曰く機失ふ可らずと、兄弟前戸より侵入し、雲龍屋後に伏す、九市先づ身を挺して曰く、辰藏久瀆、汝吾が面を記憶せるが、我は是れ平井九市なり、今將に汝の首を獲て兄を祭らんと、辰藏蒼黃として衣を着するの違なし、急に壁上の刀を取りて之を禦ぐ、刀の眼斜脱す、刀空に飛び柄のみ手に在り、辰藏窮して後戸より逸せんと圖る、九市躍り進んで其の右臂を斷つ、辰藏絶叫して逸出す、雲龍攫んで之を溝瀆中に投ず、將に起きんとす、洞簫を以て亂打す、九市來りて其の右肩を斫る、外記亦之を追ふ、其母外より來り叫んで其の脚に纏はる、乃ち其の老を憫みて擠して之を退く、進んで辰藏の頭を三擊す、仇敵遂に斃れ、多年の宿怨始めて晴れたり、是に於て邑令郡宰悉く至り、急使を遣して之を高松藩候に聞す、藩候吏を遣し諸を府城に召し、檢按して實を得たり、之を幕府に稟し、又本多氏に牒す、何事もなく幕府之を許可し、本多氏亦家臣を遣して之を迎へ歸り、祿八十石を給し、其の舊職に復す、外記亦水口候臣と爲り、雲龍は還俗して本多氏に仕ふと云ふ、

本多下總守様御挨拶及御目錄

寒冷の節彌々御賢勝に被成御座珍重に奉存候却說拙者元家來平井外記同苗九市兩人の者於御配下致仇討砌厚

く御世話其の上御番人被付置候段御叮嚀の御取扱共御座候趣委細致承知重々忝き次第に御座候依て爲御挨拶
 以使者櫻島孫八目録の通致進呈候

亥十月十九日

本多下總守

讚州阿野郡南羽床下村庄屋

竹内傳左衛門殿

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 一、銀三百目縮緬三卷 | 庄屋 | 竹内傳左衛門 |
| 一、銀五百目 | 片山庄太郎 | |
| 一、銀五百目 | 竹内又三郎 | |
| 一、銀百目 | 山本堅吉 | |
| 一、銀百目 | 醫師 | 覺右衛門 |
| 一、銀百目 | 組頭 | 小平七 |
| 一、銀五 | 組頭 | 孫兵衛 |
| 一、銀百 | 外記九市旅館 | 喜四郎 |
| 一、銀五 | 外記九市旅館 | 與太郎後家 |
| 一、銀五 | | 羽床下村惣百姓 |

以上

第八篇 青年會

明治三十二年八月三日、羽床村青年會創立者、竹内長正、左記五名を羽床尋常小學校に招待し、青年會設立の協議を爲し、同時に發起人となる。

岡川巖	竹内長正	長尾新造	小林隆助	宮武正平	宮武文
-----	------	------	------	------	-----

明治癸卯年九月參日午前拾時より、羽床尋常小學校に於て、第一回青年會を開會す、來會する者七十五名開會次第左の如し

- 一、會員一同着席
- 二、本會設立の主旨を述べ
- 三、會員の祝辭演説

竹内長正

- 一、本會設立を祝す
- 二、方言及支那天文学
- 三、内地雜居と武術
- 四、團體の必要
- 五、青年會創立を祝す
- 六、青年會創立を祝す
- 四、本會々則を修正す
- 五、役員撰舉其の結果左の如し
- 一、會長
- 一、副會長
- 一、幹事

宮武松次
竹内金吾
佐島辰三郎
岡川巖
宮武文
小林茂一郎

宮武松次
竹内金吾
岡川巖
竹内長正
長尾新造
小林隆助
宮武正平

- 六、餘興柔道
- 七、饗應
- 八、會員一同退席

宮武文

明治參拾參年壹月五日午前十時より、羽床尋常小學校に於て、第貳回青年會を開會す、來會する者六拾六名
開會次第左の如し

- 一、會員一同着席
- 二、開會の旨を告ぐ
- 三、會員の祝辭演説
- 一、平賀源内の傳
- 二、一年を祝す
- 四、牛馬の得失を論ず
- 多數決に依り牛の方敗らる
- 五、餘興福引
- 六、饗應

宮武松次
岡川巖
宮武文

七、會員一同退席

明治參拾參年八月貳拾日午前十時より、羽床尋常小學校に於て、第參回青年會を開會す、來會する者四拾八名、開會次第左の如し

一、會員一同着席

二、開會の旨を告ぐ

三、會員の祝辭演説

一、吾が國の武士道

二、青年會を祝す

四、役員撰舉其結果左の如し

一、會長

一、副會長

一、幹事

宮 武 松 次

竹 內 長 正

三 好 純 一

宮 武 松 次

缺 員

秦 熊 次

岡 川 巖

梶 原 巖

竹 內 長 正

長 尾 新 造

長 尾 登 代 太

小 林 隆 助

宮 武 正 平

宮 武 文

三 好 純 一

五、餘興福引

六、饗應

七、會員一同退席

明治參拾五年八月貳拾日午前十時より、羽床尋常小學校に於て、第四回青年會を開會す、來會する者、三十名、開會次第左の如し

一、會員一同着席

二、開會の旨を告ぐ

三、會員の祝辭演説

一、青年諸氏に告ぐ

宮 武 松 次

秦 市 郎

二、村 是

四、餘興福引

五、饗 應

六、會員一同退席

長尾巖太

明治參拾六年八月貳拾日午後二時より、羽床尋常小學校に於て、第五回青年會開會、來會する者三十名、開會次第左の如し

一、會員一同着席

二、開會の旨を告ぐ

三、會員の祝辭演説

一、羽床村先輩の遺功を頌す

二、青年會員に告ぐ

三、石川縣旅行の感

四、青年會々員に警告す

五、日本の貨幣

四、餘興福引

秦 市 郎

長 尾 巖 太

小 林 隆 助

岡 川 巖

宮 武 正 平

五、饗 應

六、會員一同退席

明治參拾八年四月參拾日午前拾時より、羽床尋常小學校に於て、第六回青年會開會、來會する者三十名、開會次第左の如し

一、會員一同着席

二、開會の旨を告ぐ

三、會員の祝辭演説

一、昔の青年團と今の青年團と

二、青年會に對する意見

四、本會會則を修正す

五、役員の撰舉其結果左の如し

道房清三郎

秦 市 郎

宮 武 正 平

一、會 長

一、副 會 長

一、主任幹事

一、幹 事

秦 市 郎

宮 武 諭

道房清三郎

長尾清一

農藝部長
擊劍部長
會誌部長
地方委員

増田光次
宮武正平
宮武正平
中井國次
竹内長正
畑武一
西尾勝吾
西山定一
上總清八
梶原繁次
竹内清逸
津村清四郎
長尾清一
長尾五平
長尾五平
長尾五平
長尾五平
長尾五平

中井正次
内海留太
楠原茂市
宮武正平

六、鑿 應
七、餘興擊劍福引
八、會員一同退席
本會改正會則左の如し

羽床青年會々則

第一條 本會は會員互に身體を練り智識を研ぎ徳操を養ひ國恩に報するを以て趣旨とす

第二條 本會は羽床青年會と稱し會場及び事務所は當村尋常小學校を以て之に充つ

第三條 本會々員は當村人及び之と縁故ある男子にして左記の資格ある者は何人と雖も會員たる事を得

一、通常會員は十三歳より三十歳までの年齢を有し尋常小學校卒業以上の學力を有する者にして毎年會費十五錢を納むる者とす

二、特別會員は三十歳以上の年齢を有し通常會員と同等の學力を有するものにして毎年會費三十錢を納

むる者とする

三、名譽會員は特別會員と同様の資格を有する者にして本會に特に功勞ある者及び毎年會費五十錢を納むる者とする

第四條

本會役員は會長副會長各一名、幹事、部長、委員、若干名とする

會長副會長は總集會に於て會員の互撰を以て之を定む幹事部長委員は會員中より會長副會長之を推撰し會員過半数以上の賛成を経るを要す

本會役員の任期は二ヶ年とす但し滿期再撰するも妨げなし

第五條

會長副會長は本會を統督し幹事は本會の庶務會計を司る部長委員は別項の規定に依る本會の記録印鑑等は主任幹事の保管するものとす主任幹事とは幹事の互撰に依て定む

第六條

本會は毎年一月、四月、八月の三期に開會し演說討論遠足遊戲等なし又學術の研究名士の講演等をなす事あるべし

第七條

本會は會務の圓滑を計るため二三の字を連合して部會を設け何字部會と稱せしめ委員一名置きて會務を司らしむ

部會委員は會員の勸誘會費の徵集を司り併せて部内の學齡兒童に就學及び出席を督勵補助し當村内に義務教育を卒へ年る者なきを期す

但會費の徵集法は毎會開會期に於て分納せしむ

右規定の外部會は本會監督の下に自治制度をする事を許す 但會計は特別會計に屬せしむ

第八條

本會は農藝部、擊劍部、會誌部を設け會員中の有志者及び其他一般の有志者を以て組織し各部に部長一名を置きて部務を司らしむ右規定の外各部は本會監督の下に自治制度をなす事を許す

但し會計は特別會計に屬せしむ

一、農藝部は農業園藝の改良發達を計るを以て目的とす時機に依て農産物の陳列をなし優等者に賞品を授與す

二、擊劍部は體育の獎勵精神の修養を以て目的とす時機に依り大會を開き優勝者に賞品を授與す

三、會計部は毎年夏氣季一回羽床青年會々誌を發刊し本會事務及び事業の發表並びに本會と當村出身者との通信機關を以て目的となす併せて當村内の神社佛閣及個人の所有に係る古文書諸先輩の詩歌文章を記載し之を永遠に保存せんとす

第九條

前記第七條第八條の事業遂行のため本會より財政の許す範圍内に於て特別保護金を支給する事あるべし

第十條

本會々則は總集會の議決にあらざれば變更する事を得ず且つ本會々則以外の事項は一般私會の慣習法に従ふものとす

羽床村青年會の再興

一、本村青年會は、一時中絶の容なりしが、大正二年四月廿四日、當時村長吉馴義信によりて、再興せられ同年五月八日、發會式を羽床尋常小學校に開かる

村長	吉 馴 義 信
學校長	松 岡 多 藏
會長	岡 川 巖
副會長	真 鍋 澤 太 郎
幹事	長 尾 元 一
	長 尾 吾 平
	竹 内 清 義
	脇 忠 三 郎
	増 田 勇 太 郎

一、大正二年八月廿七日、講演會

午前十時より、今里游彦氏を招きて、講演會を開催せり

一、大正二年八月廿八日、農事講習

八月廿二日より廿八日迄七日間、農事講習會を開催せり、

講師 郡模範農場長 梶 木 枝 手

學科 肥料

出席者 九十名

一、大正二年九月廿八日、養老會

嚮きに、役員會を開き、青年會の事業として、養老會を開くべきことを決議し、茲に始めて、淨覺寺にて開會

左の通り舉行す

一、會長ノ式辭

二、高齢者總代表秦市郎氏ノ謝辭

三、學校兒童ノ學藝會

四、高橋教師ノ説教

五、高齢者七十餘名ニ饗應ス

高齢者の資格、六十五歳以上ノ本村在住者トス

養老會の催したるや、本村にては、是を以て嚆矢となす、蓋し、本會の催しなるや、もと老人を敬するの誠

意より出たるものにして、本日の準備員たる青年會役員諸氏の盡力により、準備は此に遺憾なく整頓され、高齢者は、孫に、或は子に連れられ來り、七十有餘名の老翁、老媪の一堂に會し、互に懷舊談に、數時を費す等、近來稀なる催しなりき

一、大正二年十月卅一日、秋季總會、運動會、會員製作品品評會

本日は、秋季總會に併せて、會員運動會、并に會員製作品々評會を開催せり、會員製作品品評會には、一般會員の製作に係るもの、及團藝等、多數蒐集され、審査の結果、褒賞を授與したり

一、大正三年二月一日、夜學

本日より、本會及補習學校の事業として、夜學を開く

一、開會日、毎週、月、水、金

二、組 分 (三部トス)

一部、高等小學卒業生

二部、高等小學半途退學者、及六年程度ノ尋常小學校卒業者

三、學 科

算術、(重ニ珠算)

讀方、(國定讀本)

綴方、

相撲、

四、擔 任

一部、 増田 光次 竹 内 傳

二部、 松岡 多藏 苧坂 新太郎

三部、 増田 勇太郎 三好 茂三太

一、大正三年四月七日、區有林を無代譲受く

村長吉剛義信の盡力により、區有林の中より一町五反歩を、割て是を買ひ、本會が、永久に經營することとなり、越て八日、村長、村會議員、區會議員、及青年會役員等、同道にて實地踏査をなし、大字羽床下高坪の地をトして、標木を建てたり

一、大正三年八月廿三日、農事講習

八月廿三日より三日間農事講習會開催

一、大正三年十二月廿七、青年會總會、并に養老會

一、會場、羽床尋常小學校

二、出席者、三百五十名、内高齢者八十二名

三、來賓、鈴木聯隊區司令官、大塚郡書記、其他

四、當日舉行サレシ數々

- 一、稻立毛品評會褒賞授與式
- 二、在郷軍人會及招魂祭
- 三、青年會總會並ニ養老會
- 五、膳部

- 一、高齢者、赤飯、煮染、饅頭
- 二、其他ノモノ、赤飯、煮染

一、大正四年四月廿日 運動會

山田村主催に係る、綾南連合運動會に参加、好成績を得たり

- 一、本會ヨリノ參會者、百二十名

二、運動ノ種類

- 徒步競争、 俵運ビ、 餘 興、 柔 道、 擊 劍、 相 撲、

一、大正四年四月廿五日 視察旅行

本會は、本村農會と聯合して、三豊郡方面へ、視察旅行をなしたり

- 一、視察村 葉山村、柞田村、仁尾村

二、視察期日 四月廿二日ヨリ三日間

三、視察員氏名

- 片山喜萬太、 岡川喜一、 山田彌三郎、 井上住次、 長尾繼次、 梶原市次、
- 増田勇太郎、 竹内 傳、 長尾吾平、 長尾淺助、 長尾貞次、 大林久太、
- 松本徳次、 大林安太郎、 津村清四郎、 津村岩助、 眞鍋力二、 津村覺太郎、
- 津村早太、 津村多次郎、 福縁銀造、 増田恒太、 以上二十二名

一、大正四年五月廿五日 與島遠足

會員一同手辨當にて、仲多度郡與島へ遠足をなし、同地にて燈臺を見學し、坂出に歸りて、總會を開き
役員を左の通り改選す

- | | |
|-----|-----------|
| 會長 | 宮 武 文 一 |
| 副會長 | 小林 茂 一 郎 |
| 幹 事 | 長 尾 元 一 |
| 同 | 長 尾 吾 平 |
| 同 | 長 尾 恒 三 郎 |
| 同 | 竹 内 清 義 |
| 同 | 脇 忠 三 郎 |

同

増田 勇 太郎

一、大正四年七月廿日 御即位記念事業

今上陛下御即位を記念するために、役員會を開催し左の通り、記念事業を選定せり

一、高坪へ杉檜ノ造林

二、村誌 編纂

當日會合セシ役員氏名

宮武文一、 小林茂一郎、 竹内 傳、 三好茂三太、 片山武一、 竹内好助、
中繁愛助、 河田定五郎、 河田 勇、

越へテ七月廿四日、役員會ヲ、宮武會長宅ニテ開キ、左ノ件ヲ協議セリ

一、村誌編纂ニツキテノ要項

沿革、 宗教、 文學、 制度、 實業、
天災地變、 人物、 古蹟、 風俗、 教育、
其他、

二、方法

一、部會長ニ於テ、其部内ヲ調査スルコト

二、會員各自ニ、家ノ來歴ヲ記シテ出サシム

三、委員長ヲ、秦市郎ニ、委託スルコト

四、賛助員

役場吏員、學校職員、村内教導職、其他ノ有志ニ、調査ノ方法及材料ノ蒐集ヲ、依頼スルコト

一、大正四年十月十日、

本村青年會員中、左記の諸氏は、山田村主基齋田地に、出張するの光榮を得たり

一、粒 選者

宮武文一、 長尾貞次、 福縁銀造、 長林永江、 大林寅太、 勝浦 稱、
竹内寛三、 以上七名、

二、粒 磨者

長尾恒三郎、 楠原孫太郎、 楠原友次郎、 長尾淺助、 大林茂一、 長尾吾平、
眞鍋喜三郎、 中山春晴、 松本徳次、 片山武一、 小田精八、 大林安太郎、
川染夏告、 高島 勇、 津村清四郎、 岡田勝巳、 勝浦伊勢太、 脇 新四郎、
山本宇次郎、 佃 虎太、 井上岩太、 以上二十一名

一、大正四年十月廿四日

紀念造林地の樹木伐採をなす

當日は、各自手辨當二食分を携へて、午前七時奥谷社御旅所に參集せり、會するもの、宮武會長を始め會員百五十二名、手にく、山鎌鋸を携へて、木を倒すもの、枝を切るもの、束を作るものと、各手分をなし、仕事に稍活氣を生じたる頃、降雨の爲止むを得ず、午後一時仕事を中止せり、今回は役員協議の上、廿七日と決定して退散せり。

越へて廿七日は、前日に出席せざる殘員全部出席、仕事の後始末をなし、伐木の賣却をも契約せり。

一、大正四年十一月十六日

秋季總會、並に即位禮遙拜式

本會は、役場と聯合して、十日午後參時參拾分、即 今上陛下、京都皇室にて、即位の禮を擧げさせられ、時の總理大臣大隈伯爵の、萬歳を唱ふる時刻を期し、校庭にて、吉副村長の發聲にて、萬歳を奉唱し、東面して遙拜式を行ふ、尋て十六日は、大饗日に相當するを以て、新築の隔離病舎にて、秋季總會並に養老會を開催し、

高齢者九十名を招待して獎勵し、即位禮に際し恩賜の盃を賜りし六名に對しては、秦市郎氏揮毫の扇子を呈上して敬意を表したり。

尙會員には、赤飯の折詰を獎勵して、祝盃を擧げ、校庭にて「フットボール」、綱引、相撲等の運動を爲さ

しめたり、中にも「フットボール」は最も盛んなりき。

一、大正五年一月一日、新年祝賀式

隔離病舎にて、新年祝賀式を舉行し、式後會員の五分間演説、討論會等を催し、盛會なりき。尙當日は餘興として福引をなしたり

一、大正五年一月十日 夜 學

夜學を遊病院にて開始し、爾後月夜に夜學を開會すること、せり。

一、大正五年一月十八日 造林ニ付キ協議

橋本林業技手、來會して造林に關し、左の件に付協議せり

一、苗木購入ノ件、杉二千本、檜三千本

二、植付期日前ニ、役員會ヲ開キ、造林ニ關スル講習會ヲ開催スルコト

一、大正五年三月九日 紀念林ニ植樹ヲナス

本日は出席者六十五名にて、殆んど造林地の大半に、檜苗を植へたり、郡衙よりは橋本技手臨場せられ終日植付の指導監督をなせり。

翌十日は、前日同様植樹をなし、十一日全茂完了せり、

植付本數 檜苗、 三千五百本

杉苗、一千五百本

本造林ニ關シ最モ盡力ナレシ人々左ノ如シ

小林茂一郎、

増田勇太郎、

長尾恒三郎、

長尾吾平、

竹内傳、

一、大正五年五月四日

大川山登山

春季總集會として、大川山に登山、獻狩をなし、餘興として山上にて福引をなしたり。

一、大正五年十月十七日

秋季總集會並ニ敬老會

當日は總會並に敬老會を開會、老人には説教を聴聞させ、青年會員は總會後、引續き運動會を舉行せり
辨當は各部會より持參せしめ、敬老會のみは準備員に於てなしたり。

敬老會の臈部百參拾部

總會にて決議せし事項次の如し

從來通常會員の年齢三十五歳迄ナリシヲ、大正六年度ヨリ滿二十歳迄トナスコトヲ決議ス

一、大正六年四月三日

春季總集會

本會役員の任期滿了に付き、會長の指名にて、各部會より一名宛の推薦委員を選び、會長副會長を左の如く推薦せり

會長

宮武文一

しめたり、中にも「フットボール」は最も盛んなりき。

一、大正五年一月一日、新年祝賀式

隔離病舎にて、新年祝賀式を舉行し、式後會員の五分間演説、討論會等を催し、盛會なりき。
尙當日は餘興として福引をなしたり

一、大正五年一月十日 夜 學

夜學を遊病院にて開始し、爾後月夜に夜學を開會すること、せり。

一、大正五年一月十八日

造林ニ付キ協議

橋本林業技手、來會して造林に關し、左の件に付協議せり

一、苗木購入ノ件、杉二千本、檜三千本

二、植付期日前ニ、役員會ヲ開キ、造林ニ關スル講習會ヲ開催スルコト

一、大正五年三月九日

紀念林ニ植樹ヲナス

本日は出席者六十五名にて、殆んど造林地の大半に、檜苗を植へたり、郡衙よりは橋本技手臨場せられ
終日植付の指導監督をなせり。

翌十日は、前日同様植樹をなし、十一日全茂完了せり、

植付本數 檜苗、三千五百本

杉苗、一千五百本

本造林ニ關シ最モ盡力ナレシ人々左ノ如シ

小林茂一郎、 増田勇太郎、 長尾恒三郎、 長尾吾平、 竹内 傳、

一、大正五年五月四日 大川山登山

春季總集會として、大川山に登山、獻符をなし、餘興として山上にて福引をなしたり。

一、大正五年十月十七日 秋季總集會並ニ敬老會

當日は總會並に敬老會を開會、老人には説教を聴聞させ、青年會員は總會後、引續き運動會を舉行せり
辨當は各部會より持參せしめ、敬老會のみは準備員に於てなしたり。

敬老會の膳部百參拾部

總會にて決議せし事項次の如し

從來通常會員の年齢三十五歳迄ナリシヲ、大正六年度ヨリ滿二十歳迄トナスコトヲ決議ス

一、大正六年四月三日 春季總集會

本會役員の任期滿了に付き、會長の指名にて、各部會より一名宛の推薦委員を選び、會長副會長を左の如く推薦せり

會 長

宮 武 文 一

副會長

小 林 茂 一 郎

幹事は會長の指名推薦となり、左の通り決す

勝浦 柄、 長尾吾平、 竹内 傳、 三好茂三太、 竹内幸一、

餘興として三好貞次君の講談、其他浪花節等ありたり、會員一同には押酢を饗したり

一、大正六年八月三日 農事講習

本村農會と聯合して、學校にて講習會を開催せり、

一、日時 八月一日ヨリ三日間

二、學科 養蠶、麥作方法

三、講師 三浦、田口、南の三君

羽 床 村 誌 (終)

11
324

大正八年十二月二十五日印刷
大正八年十二月三十一日發行

(非賣品)

著述人

香川縣綾歌郡羽床村

秦市郎

發行所

香川縣綾歌郡羽床村

羽床村青年會

印刷人

大坂市北區堂島濱通壹丁目八十二番地

井上儀助

印刷所

大坂市北區堂島濱通壹丁目八十二番地

合名會社井上儀商店

終

